

地政学リスクを踏まえた製造基盤強化等に関する検討会 中間取りまとめ

『製造基盤強化レポート』

2026年4月15日

<目次>

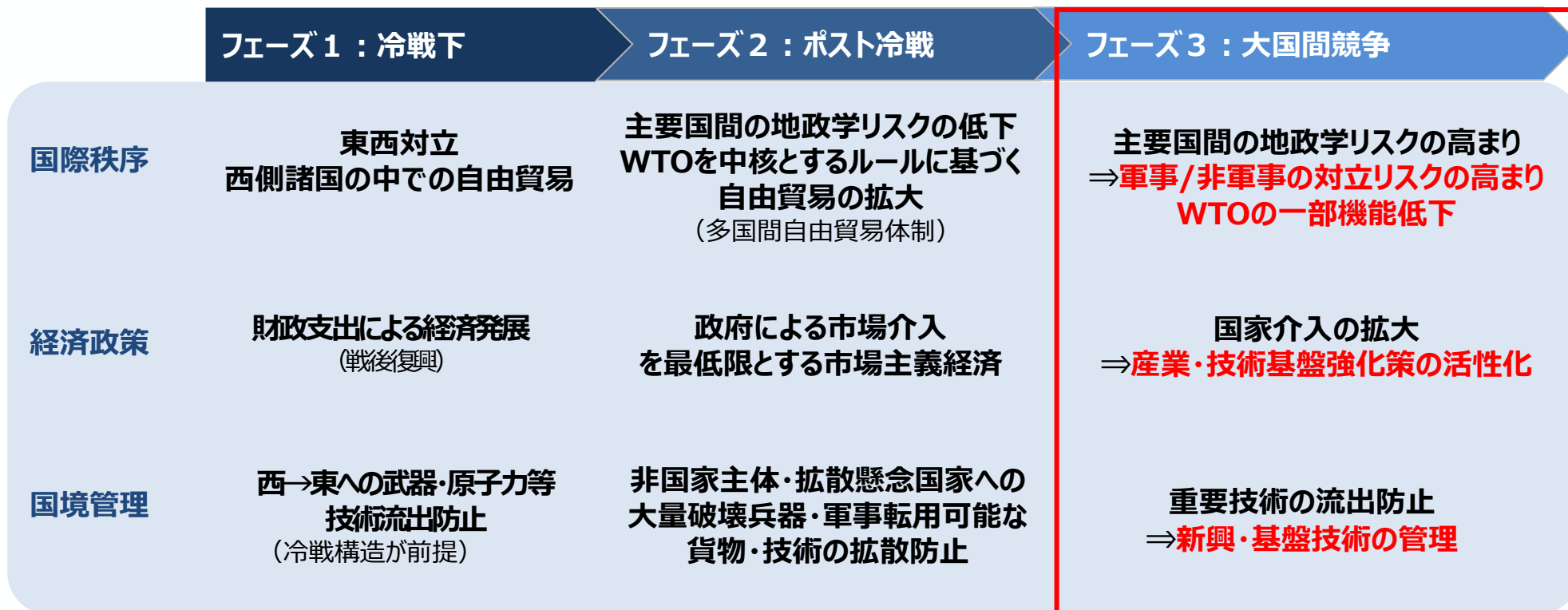
1. はじめに：経済安全保障と物資を巡る脆弱性	3
（1）国際情勢の変遷	4
（2）物資を巡る脆弱性	5
（3）製造能力の重要性の再認識	13
2. 製造能力強化に向けた各国の取組	17
（1）中国の取組	18
（2）米国の取組	23
（3）EUの取組	27
3. 我が国の「製造基盤強化の必要性」と「強化すべき視点」	31
（1）経済安全保障の観点からの「製造基盤強化の必要性」	32
（2）製造基盤強化に当たって「強化すべき視点」	33
4. 我が国の製造基盤を巡る現状・課題と対応の方向性	35
（視点1）支援対象の拡大	36
（視点2）サプライチェーンの上流から下流、循環までの一貫支援	50
（視点3）「エコシステム」への支援	79
（視点4）「自助」「共助」「公助」のバランス	105
（参考）地政学リスクを踏まえた製造基盤強化等に関する検討会 委員名簿	110
（参考）オブザーバー、事務局	111

1. はじめに：経済安全保障と物資を巡る脆弱性

(1) 国際情勢の変遷

- 米中対立やロシアによるウクライナ侵略等、国際秩序は大国間競争の時代に回帰。地政学的対立に非軍事的手段を持ち込む動き（Economic Statecraft）も拡大。
- 半導体、量子、AI等の先端技術が安全保障にも大きな影響を与える中で、技術競争の激化による米中間の技術の分断が進行。併せて、重要物資のサプライチェーン途絶につながり得る地政学リスクも高まる中で、各国は産業基盤強化のための取組を活性化。
- 日本の国力を戦後長らく支えてきたルールに基づく国際貿易体制やイノベーション環境は後退。

国際情勢の変遷（概要）



(資料) 経済産業省「第5回経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議資料」（2024年10月）を一部加工

(2) 物資を巡る脆弱性 ①重要鉱物

- **中国は**、2023年8月のガリウムとゲルマニウムへの措置を皮切りに、**重要鉱物に対する輸出管理を強化**。2025年4月には、**重レアアース7種に対する輸出管理措置を実施**。
- 2025年10月には、**中・重レアアース関連品目に対する輸出規制**や**中国産レアアースを含む製品の再輸出規制**、**レアアース及び電池の生産設備・材料・技術の輸出規制**等の**新たな輸出管理措置**を発表（※米中協議で**1年停止**）。
- 2026年1月、2月と立て続けに、**日本向けデュアルユース品目の輸出管理の強化**を発表。

中国による重要鉱物の輸出管理措置の概要

<p>これまでの対象の鉱種の拡大</p>	<p>2023年8月 12月 2024年9月</p>	<p>ガリウム、ゲルマニウム 黒鉛 アンチモン</p>	<p>2025年2月 4月</p>	<p>タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム 重レアアース7種（テルビウム、ジスプロシウム等）</p>
<p>2025年10月発表の輸出管理措置（※1年停止）</p>	<p>1. 中・重レアアース関連品目に対する輸出規制 対象鉱物は、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、ユウロピウム及びイッテルビウムの5種類（規制対象レアアースを含有する合金、ターゲット材、永久磁石材料、結晶材料、発光材料等を含む）</p> <p>2. レアアース関連品目の「再輸出規制」（外国での輸出を規制） 中国国外の組織・個人による中国以外の国・地域への以下レアアース関連品目の輸出に、輸出許可取得を義務づけ ① 中国産レアアース（価値比率0.1%以上）を含む、外国で生産されたレアアース関連製品（磁石等） ② 中国のレアアース関連技術（採掘、精錬・分離、リサイクル等）を用いて外国で製造されたレアアース関連製品 ③ 中国産レアアース関連製品</p> <p>3. レアアース代替供給プロジェクトに不可欠な設備・材料・技術への規制 (1) レアアース生産加工設備、レアアース鉱石、分離精製に必要な薬剤について輸出許可取得を義務付け (2) 中国国内の組織・個人による中国以外の国・地域へのレアアース関連技術の輸出に、輸出許可取得を義務付け。更に、中国国内で外国組織・個人に輸出する場合も規制（「みなし輸出」規制の導入）</p>			
<p>2026年1月6日発表の対日輸出管理強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本の軍事ユーザー・軍事用途、及び日本の軍事力向上に寄与する一切のその他のエンドユーザー・用途へのすべての両用品目の輸出を禁止。 			
<p>2026年2月24日発表の対日輸出管理強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 20の日本企業等を「管理リスト」に掲載し、これらの日本企業等に対する両用品目の輸出を禁止。 ● 20の日本企業等を「懸念リスト」に掲載し、これらの日本企業等に対する両用品目の輸出審査を厳格化。 			

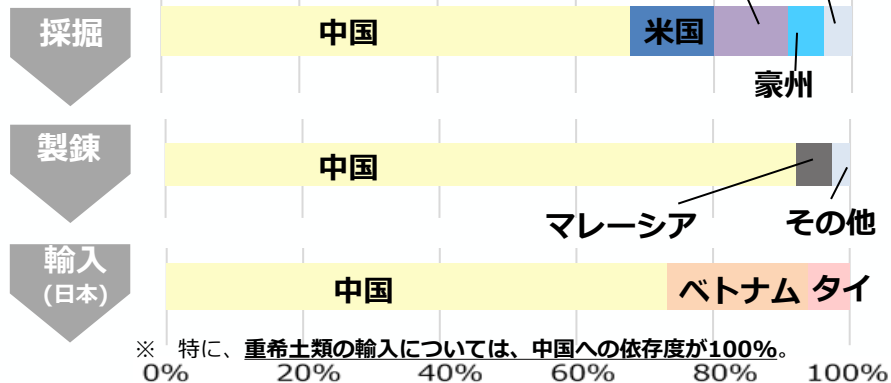
(参考) 重要鉱物のサプライチェーンリスク

- レアアース等の重要鉱物は、特定国へ過度に依存している状況。

主な重要鉱物に係る生産段階の国別シェア

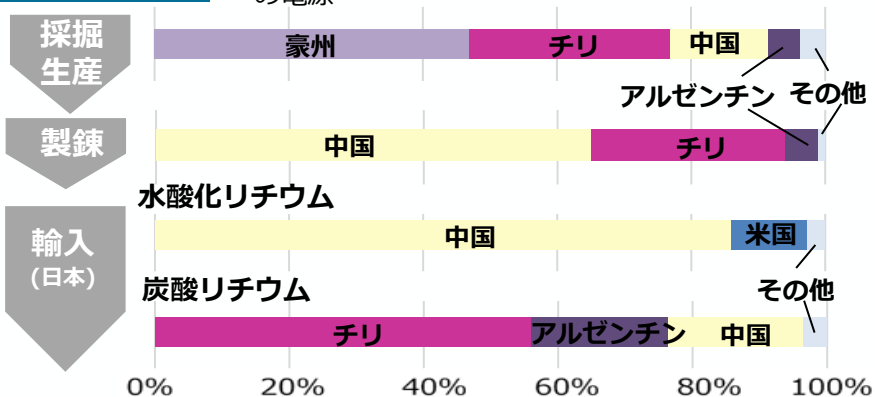
レアアース

永久磁石、モーター（電気自動車、ロボット等）、電気・電子製品等



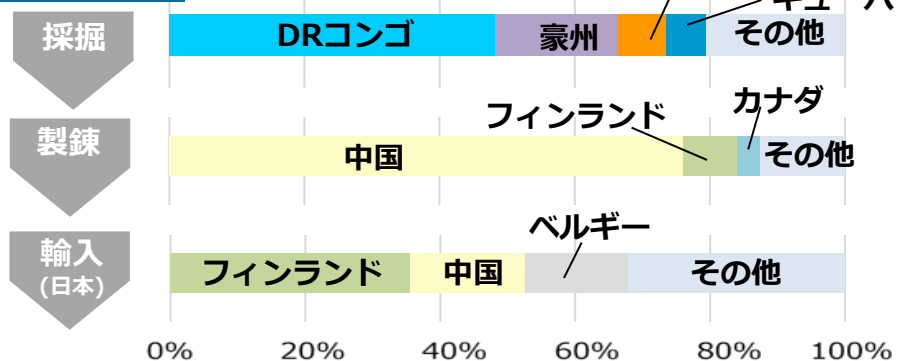
リチウム

自動車のバッテリー、バッテリー・ノートパソコン等の電源



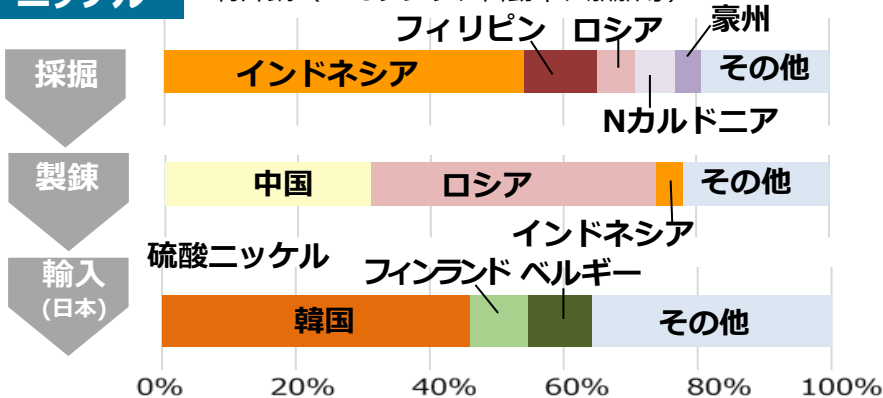
コバルト

リチウムイオン電池正極材、特殊鋼等



ニッケル

電池材料、ステンレス鋼、特殊鋼（LNGタンク、自動車、船舶等）



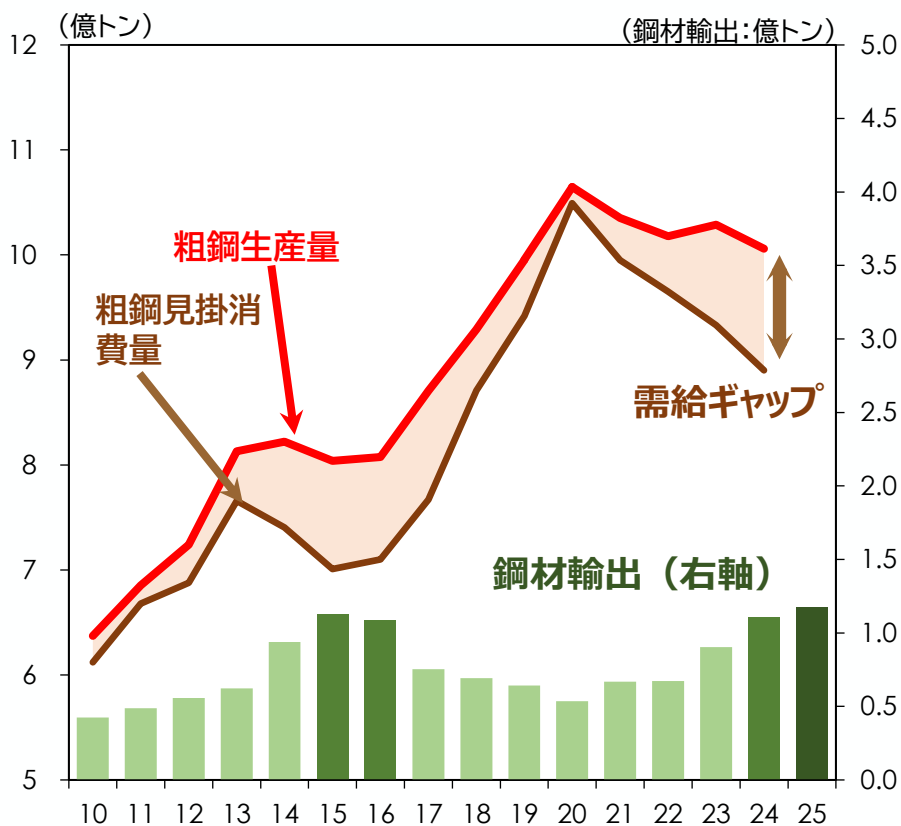
※ IEA, ITC, JOGMECのデータベース等を基に経済産業省作成

(資料) 経済産業省「第19回 産業構造審議会 製造産業分科会資料」(2026年2月)

(2) 物資を巡る脆弱性 ②鉄鋼・化学

- 中国の鉄鋼消費量は2020年にピークアウトする一方、鉄鋼生産量は、10億トンレベルで高止まりし、2020年以降、毎年需給ギャップが大幅に拡大。
- こうした新型コロナ禍後の中国のデフレ輸出や貿易摩擦等を反映し、2024年の世界のアンチダンピング（AD）調査開始件数は368件まで急増。AD措置発動のうち、鉄鋼等金属と化学工業品に対するものが約5割を占める。

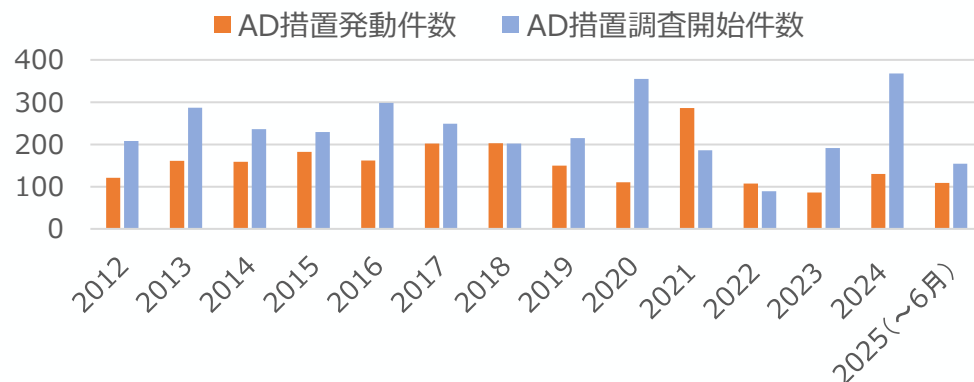
中国における鉄鋼に関する過剰生産



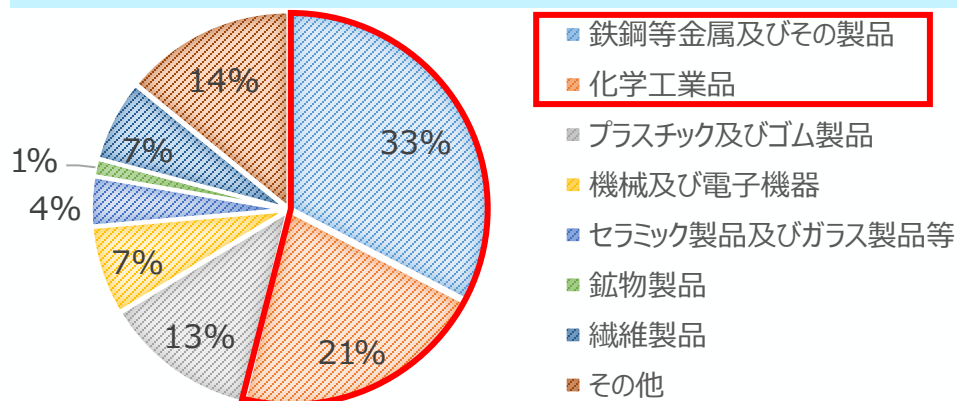
(資料) 中国国家统计局資料、中国税関総署資料等より作成

世界におけるアンチダンピング（AD）の動向

AD措置発動・調査開始件数の推移



セクター別AD措置発動件数の割合 (1995年1月~2025年6月)



(資料) WTO「Statistics on antidumping」より作成

(2) 物資を巡る脆弱性 ③レガシー半導体

- Nexperia社は、オランダに本社を置く、フィリップス社の半導体部門を前身とする半導体企業で、2018年に中国Wingtech社によって買収。
- 2025年9月、オランダ政府が「物品供給法の緊急事態条項」を発動し、Nexperiaの意思決定を政府監督下に置く暫定措置を決定。
- その後、中国商務部がNexperia中国社の特定部品・サブアセンブリの輸出管理通知を発出したことで、各国の自動車産業をはじめとする製造業に大きな影響が出る事態となった。

Nexperia社を巡る経緯

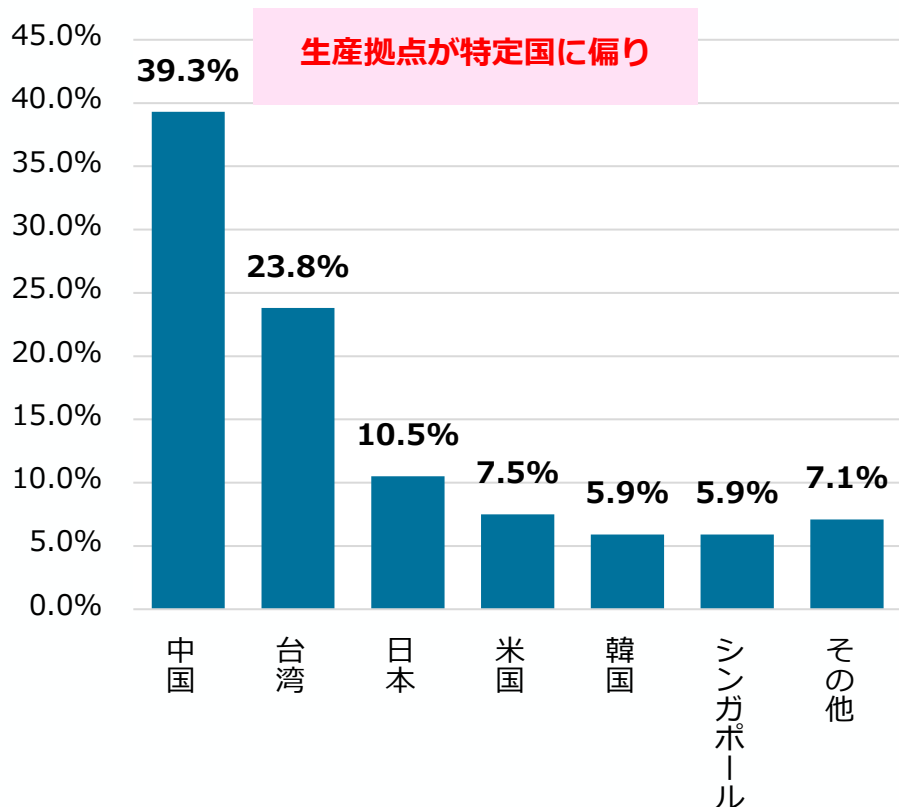
18年	10月	中国電子機器大手Wingtechが蘭半導体企業Nexperiaを36億ドルで買収
24年	12/2	米商務省がWingtechをエンティティ・リストに追加
25年	9/29	米国政府がエンティティ・リスト50%ルールを導入、Nexperiaも規制対象になる可能性が発生 →10月30日、米中首脳間で50%ルールの1年間停止を合意
	9/30	<u>オランダ政府が物品供給法の緊急事態条項を発動し、Nexperiaの意思決定を監督下に</u>
	10/4	<u>中国商務部が、Nexperia中国の特定部品・サブアセンブリへの輸出管理適用を発表</u>
	10/9	Nexperiaが顧客に「輸出管理通知に直面している」との <u>フォース・マジュールレターを送付</u>
	10/13	<u>オランダ企業裁判所の決定で張学政氏（Wingtech CEO）を取締役から一時停職</u>
	10/17	<u>オランダ政府、中国側と輸出規制の協議入りを表明</u> （自動車向け供給への影響を懸念）
	11/1	<u>中国商務部が「条件に合致する輸出には許可免除を与える」と発表も、出荷正常化に至らず</u>
	11/18 ～19	<u>オランダ・中国が政府間協議（北京）。オランダは上記9/30付の行政令を一時停止するも、中国は同行政令と上記10/13付裁判所決定の撤回を求め、問題解決に至っていない旨の見解を公表</u>
	11/26	<u>EU・中国が閣僚級協議を実施（VTC）。中国側公表によれば、Nexperia蘭・中が早期に建設的な解決策を見出すよう促す</u> ことに合意（ただし、EU側の公表は無し）
26年	2/11	オランダ・アムステルダム控訴裁判所は、 <u>Nexperiaの不正経営に関する調査の開始を発表</u> 。また、 <u>同社CEOの職務停止措置の継続を決定</u>
	3/7	中国商務部は、Nexperia蘭による <u>中国地域全従業員の業務用アカウント無効化（3/3）</u> を受けて、 <u>再び世界的な半導体供給危機の事態となれば蘭側が責任を負うべきとの旨の見解を表明</u>

(参考) レガシー半導体のサプライチェーンリスク

- レガシー半導体の生産拠点は、特定国に偏っている状況。特定国における急速な投資拡大により、特定国への依存が更に拡大していく見通し。

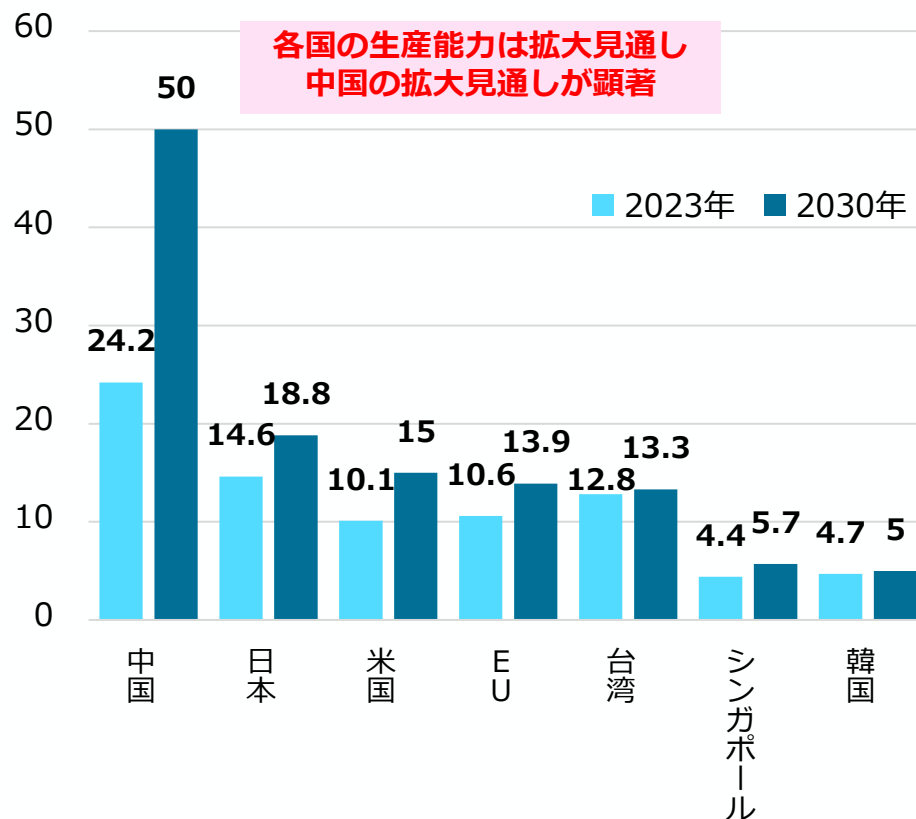
レガシー半導体を取り巻く環境

レガシー半導体の生産能力シェア (2024年第1四半期) (拠点国別)



レガシー半導体の生産能力の将来見通し (拠点国別)

単位：百万枚（12インチ換算）



(資料) The MITRE Corporation 「CURRENT- AND FUTURE-STATE LEGACY SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CAPACITY」 (2024年5月)、CSIS 「Legacy Chip Overcapacity in China: Myth and Reality」 (2024年4月) より作成

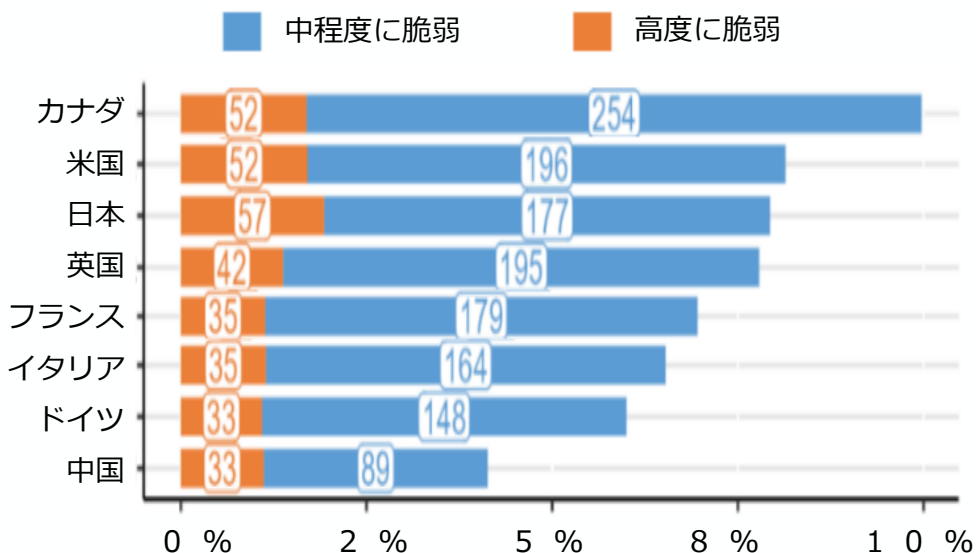
(2) 物資を巡る脆弱性 ④脆弱性の更なる広がり

- OECD調査によれば、OECD及びG20諸国で調達される中間財のうち約8%が脆弱性ありと判定。
- 鉱物に加えて、化学製品等が脆弱な製品として列挙され、こうした脆弱製品の多くの主要供給者が中国。

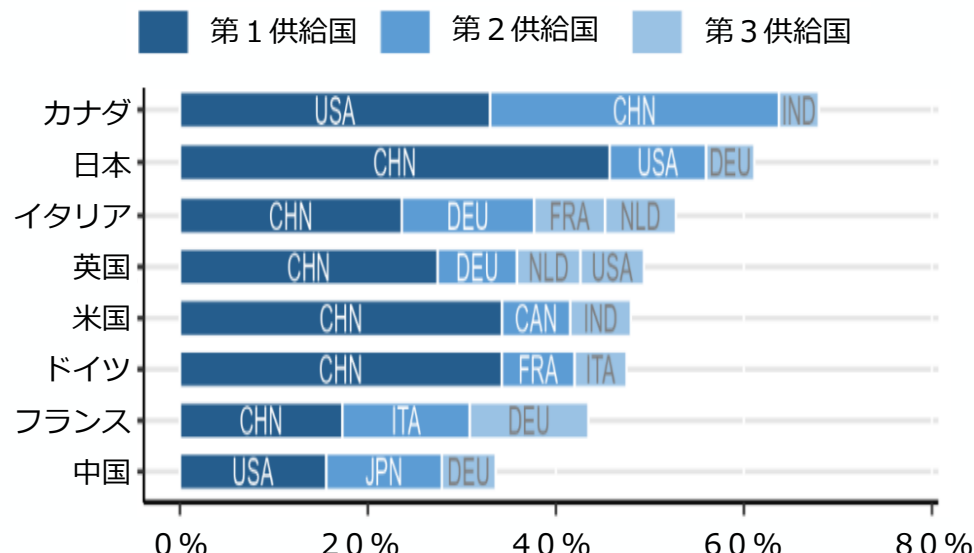
OECDによるサプライチェーン脆弱性分析（概要）

分析概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルバリューチェーンの脆弱性について製品レベルで精緻にマッピング。 ・ 上流における供給ショックが下流産業に及ぼす影響について定量的に評価する枠組みを開発。
分析手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ UN Comtrade（二国間・製品別貿易データ）とOECD ICIO（国際投入産出表）を基に、製品単位の調達関係と国・産業間の投入産出リンクを結び付けた統合データベースを構築。 ・ 2種類のHHI（HHI-M（製品レベルにみた輸入の地理的集中度＝輸入先の分散度合い）、HHI-MSX（製品レベルにみた輸出市場シェアの集中度＝輸出元の分散度合い））を算出し、$HHI-M \cdot HHI-MSX > 0.5$：「高度に脆弱」、$0.5 > HHI-M \cdot HHI-MSX > 0.3$：「中程度に脆弱」、左記に該当しないもの：低脆弱性として分類。

主要国の中間財に占める脆弱性のある製品の数・割合



主要国の脆弱製品に係る主な供給国



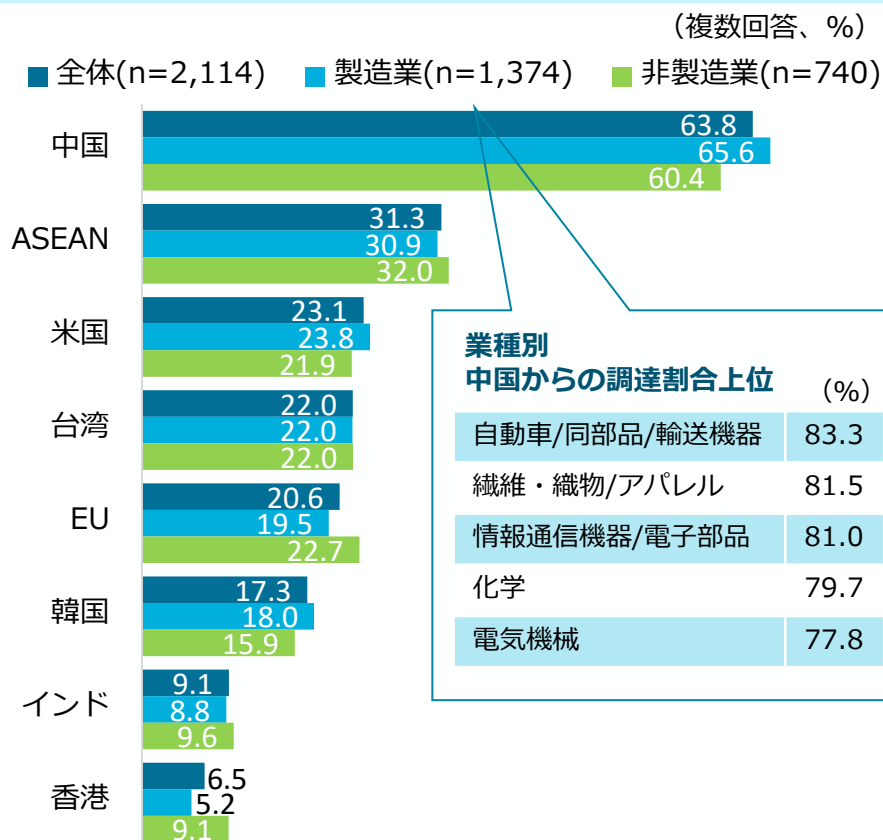
(資料) OECD「Mapping and testing product-level vulnerabilities in granular production networks」(2024年3月)を一部加工

(参考) 日本企業の主要原材料・部品等の海外調達国・地域

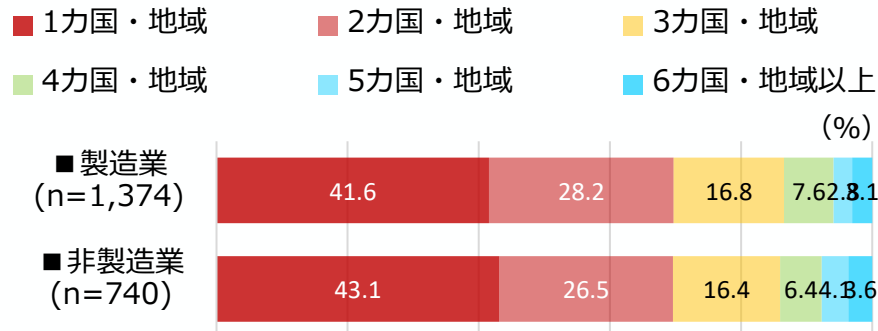
- 主要原材料・部品等の調達先について、中国から調達を行っている日本企業の割合は6割超と圧倒的に多い。
- また、主要原材料・部品等の海外調達を行う企業のうち、約2割が中国からのみ調達を行っており、このうち中小企業が9割を占める（※中国以外も含めると約4割が1カ国・地域からのみ調達）。

日本企業の主要原材料・部品等の海外調達国・地域

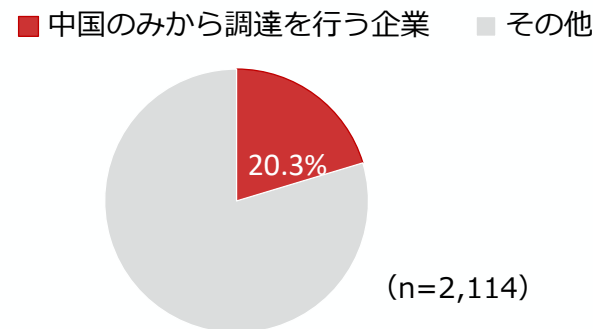
主要原材料・部品等の海外調達先国・地域 (上位8カ国・地域、業種別)



各社の調達先国・地域数



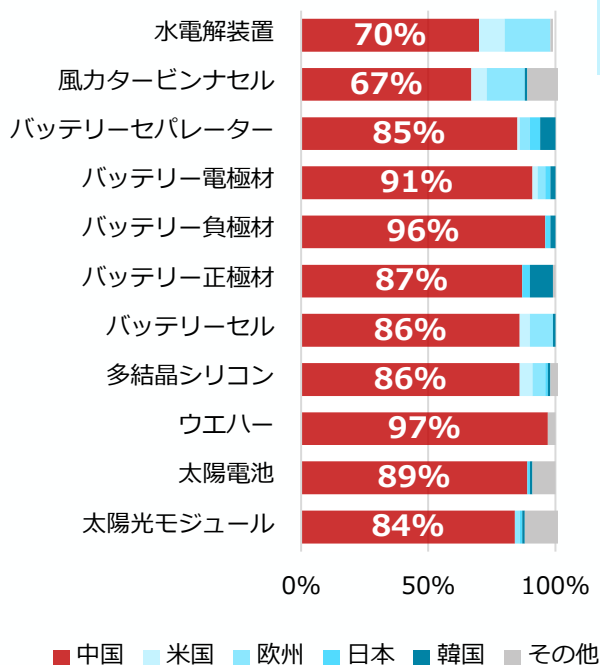
全海外調達企業に占める中国のみから調達を行う企業の割合



(参考) 状況の急速な変化 (例：クリーン技術での中国の台頭)

- **中国**は、太陽光パネルや電池等のクリーン技術の国内産業基盤を強化するとともに、2023年初頭から、対外貿易を牽引する主力品目として「新三様（新御三家）」と呼ぶ、**電気自動車（BEV）、蓄電池（リチウムイオン電池）、太陽光パネルの輸出強化に注力し、世界貿易に占めるシェアを拡大**。
- リチウム・イオン電池、太陽電池では、**世界の輸出に占める中国の構成比が過去数年で5割超に**。一方、欧米や日本では同品目の輸出シェアの低下が見られ、中国との差が拡大。
- このように、**現在は脆弱性が認められない場合でも、状況が急速に変化することもあり得る**。

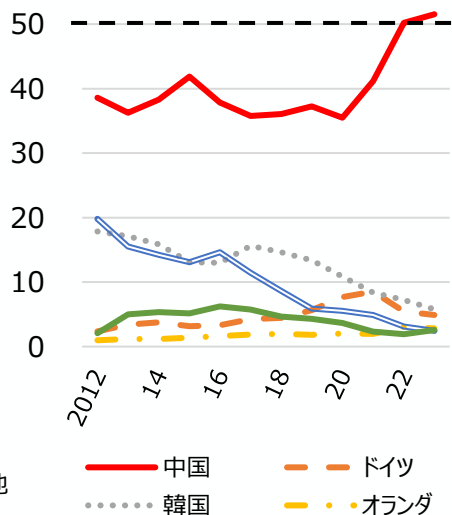
クリーンエネルギー関連部材の生産シェア



主要国の「新三様」輸出の世界シェア

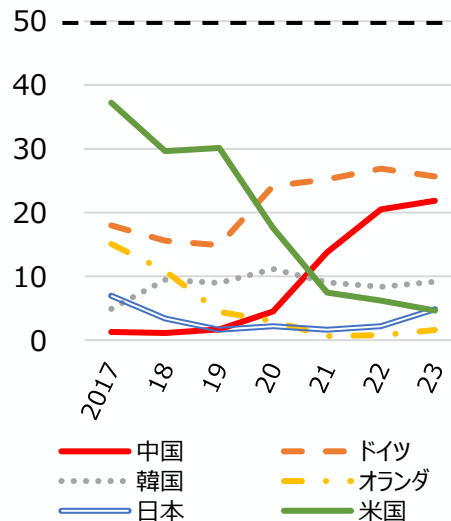
リチウム・イオン電池 (HS8507.60)

(%) 世界の輸出額 (2023年) : 1,259億ドル



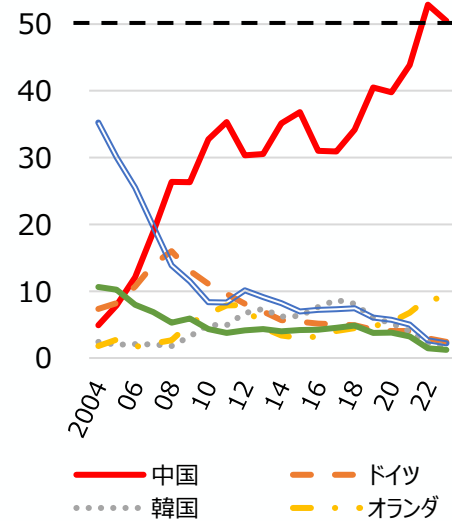
電気自動車 (EV) (HS8703.80)

(%) 世界の輸出額 (2023年) : 1,562億ドル



太陽電池等 (HS8541.41~8541.43)

(%) 世界の輸出額 (2023年) : 934億ドル



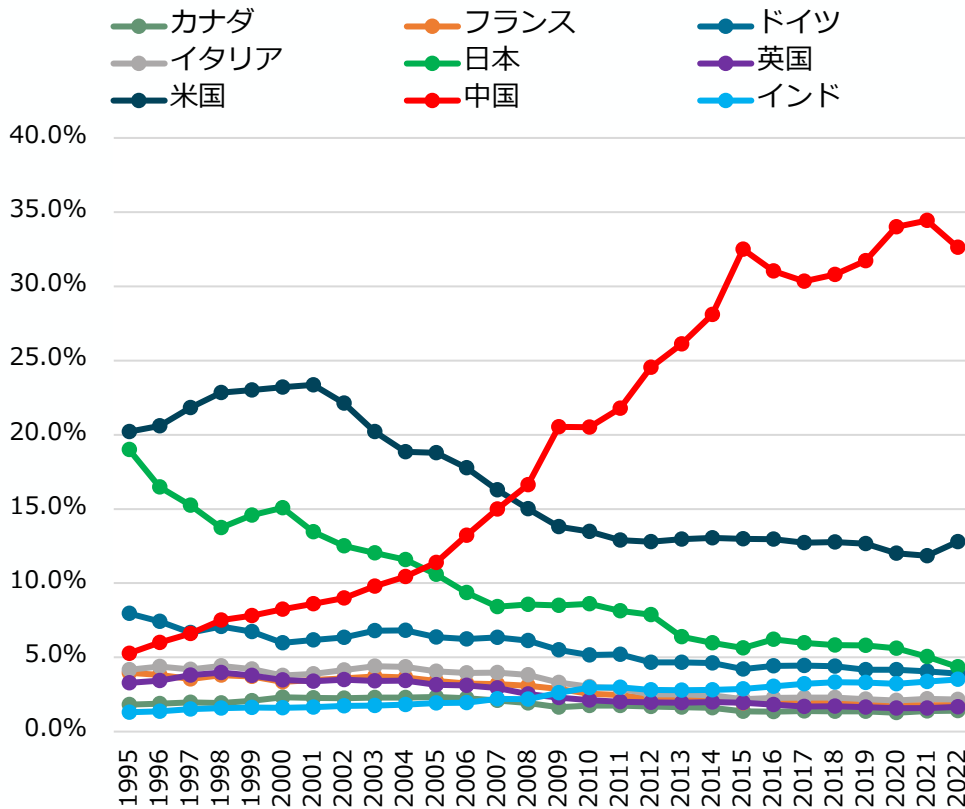
(資料) Bloomberg 「China Extends Clean-Tech Dominance Over US Despite Biden's IRA」 (2024年4月16日) より作成

※ ①各品目の継続的な統計データが取得できる年からの推移。②輸出金額ベース。
(資料) Global Trade Atlas (S&P Global) よりジェトロ作成

(3) 製造能力の重要性の再認識 ① 製造能力の特定国への偏り

- 物資を巡る脆弱性が顕在化し、更に拡大するリスクも懸念されているが、その重要な背景の一つが製造能力の特定国への偏り。
- 1990年代から中国は製造能力を急拡大している一方、日本を含むG7諸国の製造能力は相対的に低下。

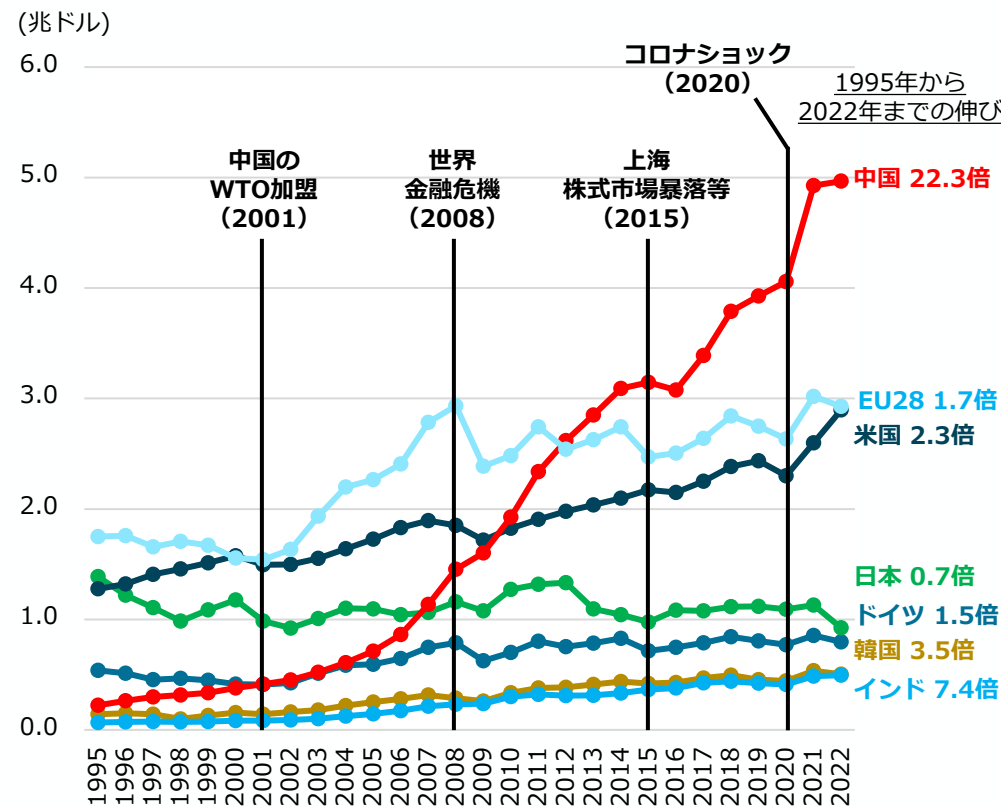
各国の工業品粗生産高シェアの推移



※ 建設業を除く。

(資料) OECD TiVAより作成

各国・地域の製造業付加価値の推移



※ 名目米ドルベース

(資料) OECD TiVAより作成

(3) 製造能力の重要性の再認識 ② 諸外国における認識の変化

- 先進諸国では、製造能力の重要性が再認識されつつある。そして、特定の高度技術に着目した「点」の取組だけでは不十分で、当該技術等を支える部素材等を含む裾野産業や関連する人材といったエコシステムに着目した「面」での取組が必要との考えが広がる。

Craig Tindale氏 (豪州投資家)

- ✓ 西側諸国は高収益の「思考」(サービス、知財設計、複雑な金融)に特化し、「行動」(製錬、精製、加工)という「汚れた仕事」は最低価格で請け負う国々にアウトソースすべきだとされた。
- ✓ この知的枠組みの中では、国内の物質的生産経済を解体することは合理的で、効率的で、収益性が高いように見えた。しかし、実際の権力政治、地政学、サプライショックの世界では、それは紛争や長期的危機を支えるために必要な産業基盤を空洞化する、緩慢に進む戦略的自傷行為だった。
- ✓ 現在進行しているのは、物量・製錬・中流加工を支配する「枢軸側の支配」と、精密工具・知的財産・効率的資本市場を支配する「同盟側の効率」との間における大規模な戦略競争である。
- ✓ この争いの決着を左右するのは、誰が最高の技術を発明するかではなく、それを大規模に製造するために必要な工場と製錬所を誰が所有しているかである。
- ✓ 技能と機械は細かな話ではなく「基盤」である。これらを鉱山や特許と同じレベルの戦略資産として扱わない限り、中流再建はスローガンで終わる。

(資料) Craig Tindale 「The Return of Matter: Western Democracies' Material Impairment」 (2025年12月)

Navin Girishankar氏ほか (米CSIS)

- ✓ 鍵は「技術横断の機動力」(技術タイプの異なる複数領域で強みを構築し、それを相互に増幅させる能力)である。
- ✓ 技術リーダーシップは、単発のブレークスルーではなく、エコシステムから生まれる。技術エコシステムとは、企業・研究者・制度・政策・同盟ネットワークが動的に組み合わさり、研究室の発見を工場への出力へ、個別能力を高速・大規模に展開できるネットワーク優位へと変換する仕組みである。
- ✓ 競争に勝つには相互に補強し合う3つの戦略が必要：
 - (1) すべての鍵盤を弾く：米国は、基盤技術の投入材を確保し、生産能力を選択的リショアリングと同盟ネットワークで強化し、精密技術の参入障壁を強固にしつつ既得権を温存せず、スタック技術の優位をスケールアップと普及の加速で複利化する。
 - (2) スピードと規模：必要な速度・規模で動く。許認可迅速化、研究室と工場間のボトルネックの解消、技能職の育成等を進める。
 - (3) ネットワーク防衛：イノベーターとネットワークを守る。デュアルユースを広く捉える多国間枠組み等を進める。

(資料) CSIS 「Tech Edge A Living Playbook for America's Technology Long Game」 (2026年1月)

(参考) 技術の分類とそのエコシステム構成要素

- 米CSISのNavin Girishankar氏ほかは、技術を4分類（①**スタック技術**、②**精密技術**、③**生産技術**、④**基盤技術**）。
- それぞれの技術分類は相互に影響し合うため（例、鉱物がないと半導体製造が困難に／工作機械がないとジェットエンジンを量産できない等）、**4つの技術分類全てで差別化されたエコシステムを築き、相互増幅させることが重要**と主張。

技術の分類

①スタック型技術 (Stack technologies)

厚みのある資本市場、協調的な研究ネットワーク、プラットフォーム全体の統合・調整を必要とするもの。

(例) AI、先端半導体

②精密技術 (Precision technologies)

数十年に及ぶ長期的なパートナーシップと、最高水準の認証・認可制度を要求する技術。

(例) ジェットエンジン、露光装置

③生産技術 (Production technologies)

長期的視点に立った忍耐強い資本と、継続的な職業教育・技能訓練を必要とする技術。

(例) 工作機械

④基盤技術 (Base technologies)

協調的に構築されたサプライチェーンと加工・精製インフラを必要とする技術。

(例) 鉱物、電池、鉄鋼、アルミニウム

エコシステムの構成要素と米中の優位性

【総合点】 **米国：73↑**、**中国：55↑**

(参考 世界平均：50)

(注) ↑改善 →変化なし ↓悪化

技術	米国			中国		
	技術推進基盤	エコシステム仕組み	企業戦略	技術推進基盤	エコシステム仕組み	企業戦略
スタック	支配的 ↑	先進的 →	先進的 ↑	競争的 ↑	競争的 →	先進的 ↑
精密	先進的 →	競争的 →	先進的 ↓	立ち後れ ↑	発展途上 ↑	立ち後れ ↑
生産	競争的 →	発展途上 →	発展途上 ↓	競争的 ↑	発展途上 ↑	発展途上 →
基盤	発展途上 ↑	競争的 ↑	発展途上 →	支配的 →	支配的 →	先進的 →

※ 技術推進基盤： 研究開発、インフラ、知的財産、標準、労働力、人材育成、供給パイプライン

※ エコシステム仕組み： 官民連携や、環境変化に適應する規制といった仕組み

※ 企業戦略： イノベーションのサイクル、生産ネットワーク、企業内部における結節・連携

(参考) 中国製造2025

- 2015年5月、中国政府は、今後10年における製造業の発展のロードマップを示した「**中国製造2025**」を発表。
- 中国では、安全保障の観点を含め、**製造能力強化に向けた「面」での取組の重要性が以前から認識**。

中国製造2025の概要

五つの基本方針	①イノベーション駆動、②品質優先、③グリーン発展、④構造の最適化、⑤人材本位
四つの基本原則	①市場主導・政府誘導、②現実立脚・長期視野、③全体推進・重点突破、④自主発展・協力開放
三段階戦略	第一段階：2025年までに製造強国に邁進する 第二段階：2035年までに中国の製造業を世界の製造強国陣営において中堅水準にまで高める 第三段階：2049年に製造業大国の地位をより一層固め、総合力で世界の製造強国トップに立つ
九つの戦略任務	①製造業のイノベーション能力の向上 ← 研究成果の産業化 ②情報化と工業化の高度な融合の推進 ← 知能化製造（知能化設備や知能化商品の開発を含む） ③工業基礎能力の強化 ← コアになる部品・先進技術・基礎材料・産業技術基礎等 「工業基礎能力が弱いことは中国の製造業の阻害要因で、これを改めなければならない」 ④品質とブランドの強化 ⑤グリーン製造の全面的推進 ⑥重点分野の飛躍的発展の推進…… ⑦製造業の構造調整の推進 ⑧サービス型製造と生産関連サービス業の推進 ⑨製造業の国際化レベルの向上 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> i 次世代情報技術、ii 高度デジタル制御の工作機械とロボット、 iii 航空・宇宙設備、iv 海洋エンジニアリング設備とハイテク船舶、 v 先進的な軌道交通設備、vi 省エネ・新エネ車、vii 電力設備、viii 農業機械、 ix 新材料、x 生物薬品・高性能医療機器 </div>
五つの 重大プロジェクト	①国家製造業イノベーションセンターの建設 ②知能化製造 ③工業基礎能力強化 ④グリーン製造 ⑤ハイエンド設備イノベーション

2. 製造能力強化に向けた各国の取組

(1) 中国の取組 ①第15次五カ年計画

- 2026年3月に策定された「第15次五カ年計画」では、地政学的不安定性の高まりを踏まえて自立自強が目指されており、製造業等の発展を最優先に格上げし、「伝統産業の最適化・高度化」や「新興産業及び未来産業の育成・拡大」等を推進する計画。

五カ年計画における優先政策の変遷 (※優先度：①>…>⑤)

第13次 (2016～2020年)	第14次 (2021～2025年)	第15次五カ年計画 (2026～2030年)
① イノベーション	→ ①イノベーション	↗ ① 現代的産業体系の構築と実体経済の基盤強化・拡大
② 新たな発展構造	↗ ② 現代的産業体系	↘ ②高水準の科学技術の自立自強の加速と新質生産力の発展
③農業現代化	↗ ③強大な国内市場	↗ ③デジタル化の強化とスマート化の推進
④ 現代的産業体系	↗ ④デジタル化	↘ ④強大な国内市場の構築と新たな発展構造形成の加速
⑤ネットワーク化 (デジタル化)	↘ ⑤社会主義市場経済体制	→ ⑤高水準の社会主義市場経済体制の構築と高品質発展の原動力強化

第15次五カ年計画における「現代的産業体系の構築と実体経済の基盤強化・拡大」の概要

章立て	概要
1. 伝統産業の最適化・高度化	
(1) 重点産業の質的向上と高度化の推進	中・高付加価値化、スマート製造、グリーン製造、サービス型製造、合併・再編・退出推進 等
(2) 産業チェーンの自主性・統制力の水準向上	重大な基礎技術・基礎工法・基礎製品、先端材料、重大な技術装備の推進 等
(3) 産業の健全・秩序ある発展促進メカニズムの整備	内巻競争是正、「専精特新」中小企業育成、DX・GX支援、製造関連人材育成 等
2. 新興産業及び未来産業の育成・拡大	
(1) 新興産業の発展・拡大	次世代IT、新工ネ、新材料、ロボット、バイオ医薬、航空宇宙等の発展・拡大 等
(2) 未来産業の先見的配置	量子、バイオ製造、水素・核融合、BMI、フィジカルAI、6G等の育成 等
(3) 産業イノベーション型発展エコシステムの整備	新興産業のインキュベーション及び成長に資する市場環境と政策体系の構築 等
3. サービス業の質の高い効率的な発展の促進	
4. 現代的インフラ体系の構築	

(1) 中国の取組 ② 国家主導のサプライチェーン統治

- 中国は2010年代頃から、従来型産業の採算性向上等を狙い、**国家主導での大規模な企業再編**を進めている。
- また、新型コロナ禍によるサプライチェーンの混乱等を踏まえ、**国家主導で迅速に産業チェーン高度化**を進めるため、官民一体の取組を可能とする「**チェーン長（官）**」「**チェーンマスター企業（民）**」**制度を導入、発展**。

国家主導の主な企業再編例

鉱物産業

- 2016年、「中国稀有稀土（中国鋁業集団子会社）」、「中国北方稀土（集団）高科技」、「五鉱稀土集団（中国五鉱集団子会社）」、「アモイ鎢業」、「中国南方稀土集団（贛州稀土集団子会社）」、「広東稀土産業集団」の6大レアアース企業グループが形成。
- 2021年、中国稀有稀土、五鉱稀土集団、中国南方稀土集団を傘下にする「中国稀土集団」が設立。

鉄鋼産業

- 2016年、「宝山鋼鉄」と「武漢鋼鉄」が合併し、「中国宝武鋼鉄集団」が形成。
- その後、「中国宝武鋼鉄集団」を中心とする再編が進められ、2019年に馬鞍山鋼鉄が、2020年に太原鋼鉄が、2021年に昆明鋼鉄が吸収。

化学産業

- 2021年、「中国中化集団」と「中国化工集団」が経営統合し、「中国中化控股」が発足。

(資料) JETRO資料、各種報道等より作成

「チェーン長」「チェーンマスター企業」制度の概要

目標

産業・イノベーション・資金・人材のチェーンの連携を促進することで、**産業チェーンのレジリエンスと安全性の持続的向上**を促し、同時に**政府の調整機能をさらに最適化**することで、中国の新型工業化を着実に進め、近代的産業体系を構築する

特徴

- ①**主要指導者が統括**
多くの地域では省委書記や省長等がチェーン長となり、トップレベルで産業政策を指導
- ②**産業計画との連動**
チェーン長制は各地域の「第14次五カ年計画」等の産業計画と密接に連携して実施
- ③**先進製造業への集中**
対象産業は、スマート実装、先進材料、情報技術、バイオ医薬、集積回路等
- ④**チェーン長とチェーンマスター企業の連携**
政府側のチェーン長と、産業側のチェーンマスター企業の協働により産業クラスターの高度化等を実現

最近の取組

2026年1月、**チェーンマスター企業を対象とした海外展開支援を新設**し、海外の生産とサプライチェーンを構築する企業を支援

(資料) 中国社会科学院工業経済研究所「チェーン長制：実践と課題」（2024年4月）等より作成

(1) 中国の取組 ③ 「産業IoT」「AI+製造」 i

- 2021年公表の「第14次5カ年計画」において「製造業のスマート化の促進」が打ち出され、産業IoT (IIoT) ※がDX化の重点領域として推進。
- その後も、技術実装の促進策や実証実験地域の指定等、より具体的な政策が実施されている。

※中国政府は「ヒト、機械、モノ、システムなどの包括的な接続によって、全産業チェーンと全バリューチェーンをカバーする新たな製造・サービスシステム」と定義

近年の中国におけるIIOT関連政策（2021年～2025年）

標準策定、プラットフォームの高度化（2025）

- ・2025.4「2025年 産業・情報技術標準化のポイント」
- ・2025.4「スマート製造 典型シーン参照ガイド（2025年版）」
- ・2025.7「2025年までの情報化と工業化の融合に向けた重点作業」
- ・2025.12「IIoTプラットフォーム高品質発展アクションプラン（2026-2028）」

特定領域におけるガイドライン（2023）

2023.12 「伝統的製造業の転換を加速するためのガイドライン」

方向性の明確化（2022）

2022.11 「工業経済の回復・好転を確固にし、一層の振興を図るための通知」

技術実装の促進、中小企業支援（2024）

- ・2024.1 「IIoT標識解析システム『一貫』行動計画（2024～2026年）」
- ・2024.2 「産業分野におけるデータセキュリティ能力向上実施計画（2024～2026年）」
- ・2024.12 「5G+IIoT 512プロジェクト強化版実施方案」
- ・2024.12 「中小企業デジタル化支援特別行動計画（2025～2027年）」
- ・2024.12 「製造業デジタル化実施ガイドライン」

第14次5カ年計画期間における全体計画の策定（2021）

- ・2021.11 「『第14次5カ年計画』情報化と工業化の高度融合発展計画」
- ・2021.12 「『第14次5カ年計画』スマート生産発展計画」

(1) 中国の取組 ③ 「産業IoT」 「AI+製造」 ii

- 足下では、産業IoTに加え、AIによる変革プログラム「AI+行動」の重点分野として「AI+製造」を急速に推進。

中国における主な「AI+製造」関連政策

国務院「『AI+』行動の更なる実施に関する意見」(2025年8月)

目的	AIを経済社会の各産業・各分野に広く深く融合させ、人類の生産・生活パラダイムを再構築し、生産力の革命的飛躍と生産関係の深層的変革を促し、人と機械の協働・越境融合・共創共有による新たなスマート経済・スマート社会を形成
目標	<p>～2027年： AIと6大重点分野の融合を先行実現。新世代スマート端末・エージェント等の応用普及率を70%超へ</p> <p>～2030年： AIが高品質発展を全面的に実装し、これらの応用普及率は90%超へ</p> <p>～2035年： スマート経済・スマート社会発展の新段階へと全面的に移行</p>
重点分野	①「AI+」科学技術、②「AI+」産業発展（製造、農業、サービス業）、③「AI+」消費高度化、④「AI+」民生福祉、⑤「AI+」ガバナンス能力、⑥「AI+」グローバル協力

工業情報化部等(2026年1月)

「『AI+製造』特別行動の実施に関する意見」

目的	製造業でのAIの融合適用加速、新質生産力創出、全方位・深層・高水準の新型工業化実装を推進
目標	<p>～2027年： AIのコア技術の安全・信頼できる供給を実現し、世界最高水準の規模・水準を維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種特化型・全業種型の業界大モデルを形成 ・ 1000の高水準工業AIエージェント、100の高品質工業データセット、500のユースケース ・ グローバル主導企業とハイテク中小を育成 ・ 1000社の実装応用サービスの主導企業を選定
附属文書	<p>① 業種毎（素材、装備製造、消費財等）の基本的指針</p> <p>② 研究開発、生産、経営等向けの活用ガイド</p>

工業情報化部(2025年12月)

「産業IoTとAIの融合・高度化行動方案」

目的	AIと産業IoTの融合を進め、新型工業化を一体的に推進し、製造強国・ネット強国の建設を推進
目標	<p>～2028年： 産業IoTとAIの融合・実装水準を顕著に向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万社以上で新型工業ネットワーク改造を実施 ・ 20の重点業界で高品質データセットを構築 ・ AIソリューション・サプライヤーを育成 ・ 大企業と中小企業の協同的取組を推進
プロジェクト例	<p>「『産業IoT×重点SC』協同プロジェクト」</p> <p>⇒鉄鋼、電子情報、石化化工、繊維、医薬等の重点業界向けのリファレンスガイドを策定、普及</p>

(1) 中国の取組 ④人材育成／中小企業支援

- 中国は、強い国を興すための重要な要素として教育・人材育成を位置づけ、世界トップクラス人材、技能人材、デジタル人材等の幅広い人材の育成・獲得に向けて、様々な施策を講じている。
- 中小企業については、最近では経済安全保障を支える担い手としても位置づけ、企業間競争を促す仕組みを構築し、「専精特新」中小企業や、その上位層である「小巨人」企業等の育成を選択的な集中支援によって推進。

最近の主な人材育成施策の例

人的資源と社会保障の事業発展第14次五カ年計画 (2021年6月 人的資源社会保障部)

<2025年時点の主な目標>

- 海外トップレベルの博士：毎年約500人招致
- ポストドクターの研究者育成：2.8万人
- 専門技術者の新規資格取得：1300万人
- 職業技能資格の新規取得者：4000万人 等

技能中国行動 (2021年6月 人的資源社会保障部)

<主な施策>

- 高度技能人材研修基地の設置
- 優良な技術工学校を300校、優良な専門学校500校選出
- 企業新型見習い制の推進 (職業訓練補助金も支給) 等

デジタル人材育成を加速させデジタル経済発展を支える行動方案 (2024年4月 人的資源社会保障部)

<主な施策>

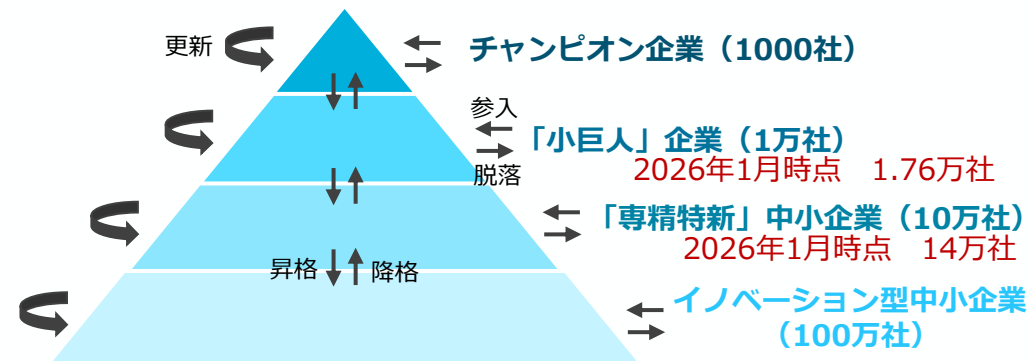
- デジタル技術エンジニア育成プロジェクト
- デジタル技能向上支援 (職業標準・研修・教材等の整備)
- デジタル人材の国際交流活動 (留学人材の帰国支援含む) 等

(資料) 労働政策研究・研修機構「人的資源・社会保障部が『第十四次五カ年計画』を公表」(2021年10月)、JETRO資料、人的資源社会保障部「デジタル人材育成を加速させデジタル経済発展を支える行動方案(2024~2026年)」(2024年4月)等より作成

「専精特新」中小企業・「小巨人」企業への支援

- 2022年、中小企業の「専門化、精細化、特色化、新規化」の発展を促進するため、「**専精特新**」**中小企業の発展を国家戦略として位置づけ**。
- 2022年6月、工業情報化部は「優良中小企業段階的育成管理暫定弁法」を発表し、省級「**専精特新**」中小企業、**国家級専精特新「小巨人」企業の認定基準を統一的に制定**。**認定企業に対して、補助金・税・金融支援等を集中的に措置**。
- **技術革新**だけでなく、最近では**経済安全保障を支える担い手**として、**外資企業を段階的置き換え**、更には**海外進出を目指す**。

※ 下記 () 内は2025年時点の育成目標



(資料) JETRO「『中国・専精特新政策に見る中小企業育成支援とイノベーション・知財』調査報告書」(2023年10月)、MERICS「Accelerator state: How China fosters “Little Giant” companies」(2023年8月)、國務院HPより作成

(2) 米国の取組 ① 関税措置とディール

- 米国は、関税措置とディールにより国内製造回帰等を目指す。

米国関税措置の概要

- 2025年5月、米国は国内産業保護等を理由に関税措置を適用（下表②、③）、2026年2月には新たに①の関税措置を適用（③は違憲判決を受け適用終了）

関税措置	対象品目	追加税率	根拠法
1 暫定輸入割増金 26年2月適用	一部を除く全品目	10%	通商法122条
2 分野別関税(例) 25年4月適用	鉄鋼・アルミ・銅	50%	通商拡大法232条
	自動車・部品	25%	
	中大型車両・部品	25%	
	木材	10%	
	半導体・医薬品	25%	
	その他	—	
3 国地域別関税(例) 26年2月適用終了	相互関税	各国毎	国際緊急経済権限法
	中国	20%	
	カナダ	35%	
	メキシコ	25%	

日米間の合意枠組み

- 日本からの戦略的な投資、米国産品の追加購入（農産品、LNG等）、米国製防衛装備品の追加購入等を含む枠組みについて、日米間で合意（25年7月）

関税措置	相互関税：15%（no stacking）※26年2月適用終了 自動車・自動車部品：15%（含：MFN） 半導体・医薬品：MFN 木材：10%、木製家具は15%（含：MFN） 鉄鋼・アルミ：含まれず 米国で入手不可能な天然資源、航空機・部品、ジェネリック医薬品並びにそれらの原料及び化学前駆物質：既存税率のみ（追加関税なし）
投資	経済安全保障上重要な分野に対し、JBIC及びNEXIが最大5500億ドル規模の出資・融資・融資保証を提供。日米双方が負担する貢献やリスクの度合いは適切に考慮
貿易拡大	バイオエタノール（SAF向け含む）、大豆、トウモロコシ及び肥料等の米国農産品、航空機等の米国産品の購入拡大を年間80億ドル規模で実施 ミニマム・アクセス米制度の枠内における米国産コメの調達の75%増加を迅速に実施 LNG等米国産エネルギーを年間70億ドル規模で購入拡大。アラスカLNGに関するオフテイク契約も追求 半導体の年間調達額を増加
非関税措置	日本の交通環境においても安全な米国メーカー製の乗用車を、追加試験なく輸入可能とする。 CEV補助金の見直し。
防衛	防衛力整備計画に基づく米国製防衛装備品購入。

※関税率は2026年2月24日時点のもの。分野別関税の各品目は一部の国・部材等において適用条件や税率が異なる場合あり

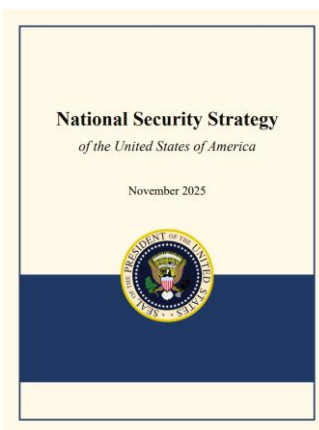
（資料）経済産業省発表、各種報道資料等より作成

(2) 米国の取組 ②安全保障 i 国家安全保障戦略

- 米国は、安全保障の観点からも製造能力の強化を図ろうとしており、2025年12月に策定された「国家安全保障戦略2025」では、「重要サプライチェーンと資源へのアクセス確保」、「再工業化」、「防衛産業基盤の再生」を進めることとされている。

米国家安全保障戦略2025の概要（経済安全保障関連）

- ✓ 2025年12月、米国トランプ政権は、トランプ政権二期目で初となる国家安全保障戦略を発表。
- ✓ 「外交政策の目的は中核的国益の保護」だとし、「米国第一」をあらためて強調。
- ✓ 経済安全保障については、国家安全保障の基盤として、国家安全保障戦略の優先事項の一つに位置づけ。



【写真】米国ホワイトハウス

項目	主な内容
重要なサプライチェーンと資源へのアクセス確保	国防や経済に必要な中核的な部品を外部勢力に依存してはならない。自国を守るために必要な物資を、独立して確実に確保。そのため、略奪的な経済慣行に対抗しながら、重要鉱物等を入手する機会を拡大。インテリジェンス機関は、米国の安全と繁栄に対する脆弱性や脅威を理解し、世界中の主要なサプライチェーンや技術の進歩を監視。
再工業化	工業生産を「国内回帰」させ、未来を形作る重要・新興技術分野に焦点を当てて経済と労働力への投資を促進。関税の戦略的活用と新技術を通じて実現。米国労働者の生活水準を向上させ、重要製品・部品において敵対勢力に依存しない国家基盤を確立。

防衛産業基盤の再生

強固で有能な防衛産業基盤なくして、強い軍隊は存在し得ない。低コストで強力な防衛手段を革新、高性能システムや弾薬を大規模に生産し、防衛産業のサプライチェーンを国内回帰させる。大半の敵を撃破可能な低コスト兵器（ドローン等）から、高度な敵との紛争に必要な最高性能のハイエンドシステムに至るまで、あらゆる能力を提供しなければならない。トランプ大統領の「強さによる平和」というビジョン実現のため迅速に行う必要。集団防衛を強化するため、全ての同盟国の産業基盤の活性化を促進。

(2) 米国の取組 ②安全保障 ii 国防生産法の拡大適用

- 国防生産法 (DPA : Defense Production Act) では、新型コロナ禍以降、「国防」の概念が急速に拡大。
- 2026年2月には、重要物資の生産能力・供給の拡大に係る支援措置について、効率・公平・市場中立性等の観点から課されていた発動要件が免除。2026年3月には、大統領の権限の委任先のうち、商務長官に委任されていたものについて、エネルギー長官も単独で行使可能に (※エネルギー及び重要鉱物等)。迅速・柔軟な産業介入が可能に。

米国防生産法の概要

主な支援措置

国防生産法は、1950年の朝鮮戦争の最中に制定された法律で、国防に必要な産業資源の確保を目的とするもの。

■ Title I : 優先順位及び配分

米国内企業に対し、特定の契約や受注の優先的な履行や、資材・サービス・施設の配分を指示することを規定。

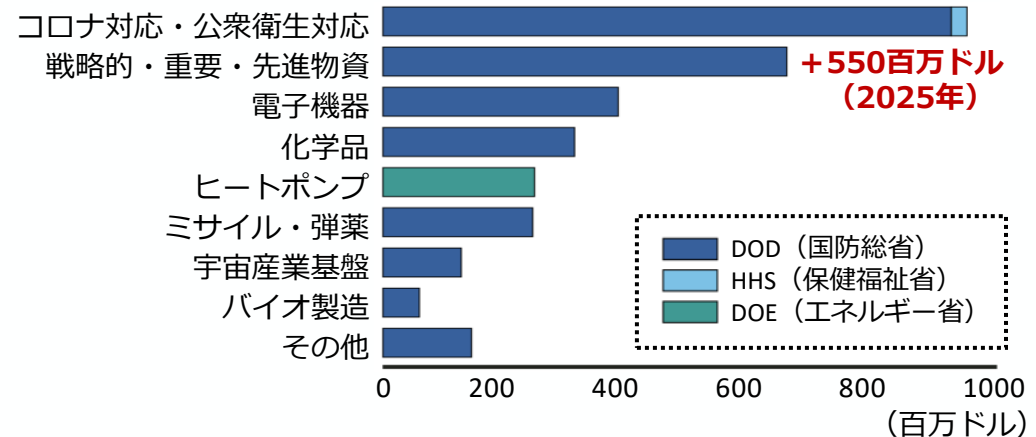
■ Title III : 財政的インセンティブによる生産能力・供給の拡大

国内産業基盤の維持・回復・拡大のため、米国内企業に対して財政措置 (購入 (コミットメント含む)、融資、融資保証) を規定。また、出資も実務上可能。

■ Title VII : 一般規定

産業基盤の脆弱性調査、反トラスト法上の限定的な保護を与えつつの産業界との自発的協定の締結、協力の促進等を規定。

Title IIIに基づく分野別投資額 (2018~2024年度)



(資料) 米GAO「Defense Production Act: Use and Challenges from Fiscal Years 2018 to 2024」(2025年6月)、米DOW資料(2025年12月)

最近の米国防生産法に係る主な修正措置

国防生産法303条要件の大統領による免除 (2026年2月)

…防衛産業基盤の再生にとって重要な供給網について、本法第303条(a)(2)から(a)(6)までの要件※を免除する…

※ 価格制限、農産物制限、納期制限、厳格な事前認定、財政・契約上の制約の要件

(資料) Presidential Waiver of Statutory Requirements Pursuant to Section 303 of the Defense Production Act of 1950, as Amended (2026年2月)

国防生産法に係る大統領権限委任先の調整 (2026年3月)

…「商務長官」という語句を削除し、代わりに「商務長官及びエネルギー長官は、各自が相手方から独立してその委任された権限を行使できる」を挿入…

(資料) Adjusting Certain Delegations Under the Defense Production Act (2026年3月)

(2) 米国の取組 ③重要鉱物のサプライチェーン強靱化

- 輸出国の重要鉱物に係る貿易管理措置を踏まえて、米国は、代替供給源形成支援のための資金提供等を用意するとともに、サプライチェーンの強靱化に向けた諸外国との連携を推進。

米国における重要鉱物のサプライチェーン強靱化に向けた主な取組

1 米国内における取組事例

企業向け出資等	MPマテリアルズ レアース	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>同社株式4億ドル相当分を購入。</u> ● 10年間のレアース製品の最低価格保証のための<u>値差支援。</u> ● <u>磁石購入保障</u>（同社製磁石製品の10年間の購入保障）。 ● <u>1.5億ドルの融資</u>（レアース分離機能の拡張のため）。
	USA レアース レアース	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>同社の普通株約1,610万株と、さらに約1,760万株を追加取得する権利</u>を受け取る予定。 ● <u>最大2億7,700万ドルの補助金の提供等を計画。</u>
	リチウム アメリカズ リチウム	<ul style="list-style-type: none"> ● 同社とゼネラルモーターズが設立した<u>合併事業（米サッカーパス鉱山開発プロジェクト）に5%出資。</u>
備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>防衛向け備蓄</u>として、20億ドルを予算措置。<u>民間向け備蓄も検討。</u> 	

2 諸外国との連携事例

アジア	日本	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025年10月、<u>重要鉱物及びレアースの供給確保に関する文書に署名。</u> ● 2026年2月、<u>人工ダイヤモンド製造等のプロジェクト推進について公表。</u>
	マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025年10月、<u>重要鉱物の世界的サプライチェーンの開発と確保の協力強化に向けた覚書を締結。</u>
オセアニア	豪州	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025年10月、<u>重要鉱物やレアースの安定供給に向けた両国協力強化の枠組みに合意。</u> ● 採掘・分離・加工・回収のプロジェクトの推進に向けた地質調査等を実施へ。
アフリカ	コンゴ 民主共和国	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025年12月、<u>戦略的パートナーシップ協定を締結。</u> ● 重要鉱物等の観点で協力。
その他	多国間協定	<ul style="list-style-type: none"> ● 2026年2月、<u>重要鉱物に関する複数国間協定の設計</u>や、サプライチェーン強靱化に向けたパブリックコメントの募集開始の旨を公表。

(3) EUの取組 ①産業加速化法

- 2026年3月4日、欧州委員会は産業加速法（Industrial Accelerator Act）を提案。EU域内の製造業の活性化、企業成長、雇用創出の促進や産業におけるクリーンな技術の導入を支援するもの。同法案では、**2035年までに製造業のEU・GDPに占める割合を20%に引き上げる目標を設定**（※現状、世界銀行のデータでは約14%）。
- 具体的な措置としては、**エネルギー集約産業（鉄鋼・セメント）やネットゼロ技術（蓄電池、太陽光、風力、ヒートポンプ等）を対象に、公共調達や公的支援における低炭素要件・「EU製要件」の導入や、EU域内への直接投資に対する条件設定**、許認可手続の簡素化、産業クラスターの形成等が盛り込まれている。
- **「EU製要件」**の導入に関しては、一部分野で**FTAパートナー国等をEUと同等に扱う**との規定が含まれている。
- 今後、欧州議会や理事会において本法案についてさらに議論がなされる予定。

IAA法案の主な柱と同志国の扱いに関する記載

公共調達

第8条（公共調達におけるEU原産と同等の扱い）において、**EUのFTAパートナー、関税同盟国、GPA加盟国については、当該国産品をEU原産と同等とみなす**ことを規定。一方で、**EU産品や企業に内国民待遇を与えていない場合、供給安定性を脅かす依存関係等がある場合、協定上の例外規定がある場合は、EUが当該国を適用から除外する委任法を採択することを規定。**

公的支援

第9条（その他の公的措置におけるEU原産と同等の扱い）において、**EUのFTAパートナー、関税同盟国については、当該国産品をEU原産と同等とみなすことを規定。**当該国の適用除外については同上の規定。

FDI (対内投資規制)

4章外国投資において、第17条で、**1億ユーロを超える新興戦略的製造部門※において、第三国が世界の製造能力の40%を超える場合に、投資当局・欧州委員会の承認がなければ投資を実施できない**ことが規定。承認にあたっては、外国資本の出資制限、技術移転要求やR&D支出義務を満たすことが必要。一方で、**FTAで保護されている投資等の場合は適用しないことを規定。**
※バッテリー、EV・ハイブリッドEV・FCV等、太陽光発電、重要原材料の採掘・加工・リサイクル等

主な対象分野

<主要な3分野>

- **エネルギー多消費産業**
（鉄鋼、セメント、アルミニウム、化学品等）
- **ネットゼロ技術製造**
（バッテリー、太陽光発電、風力、ヒートポンプ、原子力等）
- **自動車産業サプライチェーン**
（EV、電池、車載電子部品等）

※ 第8条、第9条のパートナー国規定が適用されない分野があること、またEU原産要件に加えてEU域内組立要件が設定されている分野があることに留意

(参考) EUの個別産業支援の取組

- EUは、鉄鋼、化学、自動車等の個別産業にも焦点を当てて、産業支援策の拡充を検討。

	鉄鋼・金属産業アクションプラン (25年3月発表)	化学品産業アクションプラン (25年7月発表)	自動車産業アクションプラン (25年3月発表)
課題意識	<ul style="list-style-type: none"> 自動車・クリーン技術、防衛等の重要産業に素材を提供する欧州経済の基盤 高いエネルギーコスト、不公正な国際競争、循環性、脱炭素化の課題に直面 	<ul style="list-style-type: none"> 高いエネルギーコスト、不公正な国際競争等の課題に加え需要が低迷 加えて、煩雑なEU規則の事務手続きコストも発生 	<ul style="list-style-type: none"> クリーンモビリティへの移行、デジタル技術との結合等、前例のない速度での構造的変革期 原材料依存(バッテリー等)等によるサプライチェーンリスク、重要な戦略技術での開発の遅れ等による競争力低下のリスクが指摘
主な措置	<ol style="list-style-type: none"> 安価で安全なエネルギー供給の確保 カーボン・リーケージの防止 欧州産業基盤の拡大と保護 <ul style="list-style-type: none"> 現行の鉄鋼セーフガードの後継措置を提案 貿易救済措置の迂回を防止すべく金属製品の原産地決定に関する「溶解・注入ルール」を導入 循環性の促進 脱炭素のデリスキング <ul style="list-style-type: none"> 「産業脱炭素化加速法」はEUで生産される低炭素金属の需要を高め、公共調達において欧州製品のための強靱性と持続可能性要件を導入し、主導的市場を創出 質の高い雇用の保護 	<ol style="list-style-type: none"> 強靱性と公平な競争条件 <ul style="list-style-type: none"> 重要化学品同盟を設立し、同部門の生産能力閉鎖リスクへ対処 同盟は政策支援が必要な重要生産拠点を特定し、サプライチェーンの依存等の貿易上の問題に取組む。 [主な取組み] <ul style="list-style-type: none"> ✓ 重要な化学品や生産拠点を特定 ✓ 投資とイノベーションを促進し、雇用を支援 ✓ サプライチェーン依存や、競争条件の歪みを減らす ✓ 新市場や原材料へのアクセスを促進 ✓ 貿易救済の有効活用、税関・市場監視 ✓ クリーンソリューション導入のインセンティブ設計 手頃な価格のエネルギーと脱炭素化 市場と技術革新をリードする PFAS 制度簡素化 	<ol style="list-style-type: none"> イノベーションとデジタル化 クリーンモビリティ 競争力とサプライチェーン強靱性 <ul style="list-style-type: none"> 非価格基準(レジリエンス要件等)やEU裨益を盛り込んだEU域内電池生産への直接支援(バッテリー・ブースター) EU域内で販売されるEVの電池セルや部品に対するEUコンテンツ要求の導入 労働者支援 公正な競争条件 <ul style="list-style-type: none"> 貿易救済措置や外国補助金規則を通じたEU産業の保護 EUへの域内投資へのEU裨益条件の付加(合併事業要求、技術・ライセンス供与)

(3) EUの取組 ②防衛産業強化

- EUは、ロシアのウクライナ侵攻や、米国との関係緊張化等を踏まえ、**防衛力強化を進める計画**。
- **防衛力強化に向けた投資は欧州の製造業（伝統産業に加えて先端産業も）の競争力強化にも寄与**するとしている。

防衛白書「準備2030」（2025年3月）

- 軍事・防衛産業においてEUが実行するべき政策を示す
- 必要物資の迅速な製造体制構築のための防衛産業における製造能力強化も重視

1. はじめに

- 欧州が再軍備に踏み切る時機が到来。武力侵攻を抑止し、未来を守るために**必要な能力確保のため、欧州の防衛支出を大幅に増加**させる必要。**より強く、より強靱な防衛産業基盤が必要**

2. 急速に悪化している戦略的背景
3. EUROPEAN READINESS 2030
4. ギャップを埋める
5. ウクライナに対する軍事支援の強化(ヤマアラシ戦略)
6. ヨーロッパの強力で革新的な防衛産業

- 2026年に予定されている**防衛・機密安全保障調達**に関するEU指令の改正では、**欧州優先主義の導入を検討**予定
- **欧州の防衛態勢への投資は**、明日の平和を保証するだけでなく、**欧州の製造業（自動車、鉄鋼、アルミニウム、化学といった伝統産業のみならず、AIや先端エレクトロニクス）の競争力強化**という野望を実現

7. 防衛費の急増
8. **パートナーシップによる安全保障の強化**

- EUは、インド太平洋地域のパートナー、**特に昨年 11 月に安全保障・防衛パートナーシップを締結した日本**および韓国、ならびにオーストラリアとニュージーランドとの**防衛産業協力の機会も探求**すべきだ。

欧州再軍備計画（2025年3月）

- 防衛白書が掲げる政策を実施するための防衛投資策の詳細を規定するもの
- 防衛白書と同日に発表

【国防費の増額】

2025年から4年間、安定成長協定（EU財政ルール）の国家例外規定を発動し、加盟国に年間GDP比1.5%までの国防費の増額を認める

【融資制度の構築】

ミサイル防衛、ドローン、サイバーセキュリティ等の主要防衛分野への投資を支援するため、1,500億ユーロの**融資制度「欧州のための安全保障措置（SAFE）」**を開始

【民間資本の動員促進】

欧州投資銀行（EIB）グループが、防衛・安全保障プロジェクトに対する融資の範囲を拡大し、欧州の防衛産業が公共投資だけに依存しないよう、民間資本を動員するための貯蓄投資同盟を加速させることを支援

(3) EUの取組 ③重要物資のサプライチェーン強靱化

- EUは、域内生産及び供給の多角化を推進し、重要物資のサプライチェーン強靱化を目指している。

重要原材料法（2024年5月発効）

- 重要原材料の供給確保を目的に、特定の原材料の供給能力に関する目標を設定。戦略的プロジェクトへの支援等を実施
- 重要原材料リスト（34種）を法的に位置づけ、そのうち特に重要なものを「戦略的原材料」（17種）として、各種支援を措置

RESourceEU行動計画（2025年12月）

- 重要原材料法を基盤とし定められた行動計画
- 欧州及び海外での重要原材料プロジェクトの推進や、同志国と連携したサプライチェーンの多角化等を図るための資金供与策及び具体的なツールを定める

目標

- 2030年までに、①EU域内の採掘能力を10%、②EU域内の処理能力を40%、③EU域内のリサイクル能力を25%に引き上げるとともに、④単一の第三国への依存度を65%以下とする（※いずれもEU域内の戦略的原材料の年間消費量をベース）

重要原材料（34種）

アンチモン、ヒ素、バライト、ベリリウム、コークス用石炭、蛍石、ヘリウム、重希土類元素、リンニオブ、バナジウム 等

戦略的原材料（17種）

ビスマス、ホウ素、コバルト、銅、ガリウム、天然黒鉛(グラファイト)、ニッケル、磁石用希土類元素 等

主な施策

【サプライチェーンのリスクモニタリング等】

- 供給リスクのモニタリング（重要原材料）、3年ごとのストレステストの実施、共同購入システム構築（戦略的原材料） 等

【戦略的プロジェクトへの支援等】

- 戦略的原材料に関する認定戦略的プロジェクトに対する行政手続の迅速化、民間投資促進及び金融支援の協調等の支援
- オフテイク契約締結促進のためのシステムの構築 等

【リサイクル義務】

- 特定の製品（風力発電、EV、産業用モーター、家電製品等）について、含有する永久磁石に関する情報の提供義務及びリサイクル材の含有量公開義務を課す 等

主な施策

Action 1：欧州重要原材料センターを通じた供給の確保

- 日本のJOGMECの例に倣い、2026年中に欧州重要原材料センターを設立、稼働開始予定
- 同センターは重要原材料に関するインテリジェンスの提供、戦略的プロジェクトの推進・資金調達支援、共同調達・備蓄、需要と供給のマッチメイク、多様化・強靱なサプライチェーンのポートフォリオ管理 等

Action 2：優先プロジェクトの促進及び加速化

- 重要原材料ファイナンス・ハブを設立し、EU内及びパートナー国での重要原材料プロジェクトの加速化を図る 等

Action 3：循環性とイノベーション

Action 4：欧州需要の拡大と持続的な市場の創出

- 原材料プラットフォームを通じて、需要の集約、戦略的原材料の共同調達、販売契約の確保を促進
- 公共調達指令改正や防衛調達指令の見直し等を通じて、サプライチェーン多元化へのインセンティブ付与を検討 等

Action 5：単一市場とEU重要原材料価値の強靱性の保護

- G 7で連携した重要原材料に関する基準に基づいた市場を構築
- 非市場措置に対抗する貿易措置を含む政策アプローチを検討 等

Action 6：多角化のための第三国との連携

3. 我が国の「製造基盤強化の必要性」と「強化すべき視点」

(1) 経済安全保障の観点からの「製造基盤強化の必要性」

多国間自由貿易体制と地政学リスクを踏まえたこれまでの対応

- 需要と供給が同一地域で発生するサービス業（デジタル分野等を除く）と異なり、モノは貿易による移転が容易であるため、これまでの多国間自由貿易体制下では経済合理性等に基づく市場主義によって国際分業が進展。
- しかしながら、地政学リスクが高まる中、重要鉱物等の特定国への過度な依存によるモノを巡る脆弱性が顕在化。こうした事態に対応するため、日本は同志国との連携を含めて供給源の多様化等の対応を進めてきている。

経済安全保障の観点からの製造基盤強化の必要性

地政学的な不安定性が一層高まり、かつその状況が今後も継続することが懸念される中、自国の自律性確保に向け、国民生活や経済活動に必要な物資の供給を支え、イノベーションを具現化する基盤となる、国力の源泉としての「製造能力」の重要性が高まっている。こうした状況を踏まえ、以下の理由から製造基盤強化に向けた取組を強化すべき。

- ① 地政学的不安定性の更なる高まり：地政学的なリスクが顕在化するとともに、重要鉱物の輸出管理強化をはじめ「経済の武器化」がより一層深刻化する中、重要鉱物以外の化学品等の脆弱性も指摘。こうした中、日本として確保すべき「自律性」の対象を現状に即して検討、見直すことが必要。
- ② 製造基盤の喪失により優位性のある領域が失われるおそれ：日本は例えば製造装置や素材等の領域で引き続き競争力を維持しており、その源泉は強い製造基盤におけるすり合わせ。製造基盤への投資が規模やスピード等の点で他国に比べて大きく劣後し、他国が技術的にキャッチアップしつつある中で、製造装置や素材等でもその優位性が失われるおそれ。日本が優位性を維持・強化するためにも製造基盤の強化が必要。
- ③ 次世代製造・スマート製造の遅れ：AI実装により転換点を迎える製造DXは、生産性の飛躍的な向上に有効であり、人口減少下にある日本にとって武器にもなり得る一方、日本の取組は一部の諸外国に比べて遅れが指摘。更新投資にとどまる日本は、次世代製造・スマート製造の波に乗り遅れるおそれもあり、てこ入れが必要。

国内の製造基盤を一度失うと、複雑に絡み合う国際的なサプライチェーンの再構築や、人材を含む国内産業の再集積等の必要性から、回復が困難。経済安全保障の観点からも、製造基盤の更なる強化は「待ったなし」の状況。

特に海上輸送等に大きく依存する日本にとって、自国で製造基盤を確保する必要性は高い。

この際、人材不足等の課題への対応や競争力確保の／観点から、日本の強みを活かしたイノベーションを推進するとともに、データやAIのフル活用、リカーリングモデル※への転換等、アップデートされたモデルを追求することが重要。

※ 製品等の販売後も継続的に収益を得るビジネスモデル

(2) 製造基盤強化に当たって「強化すべき視点」

製造基盤を巡る経済安全保障の対応に当たって強化すべき視点

製造基盤強化に向けスピード感をもって以下の視点を強化すべき（**自律性施策の再定義：「点」から「面」へ**）。

(視点1) 支援対象の拡大（リスクに対しプロアクティブに対応すべく「自律性」の対象を見直す）

- ① 重要な基盤的物資への支援：鉱物に加え、化学品等、重要物資の製造に不可欠であるが、汎用性がある基盤的物資を支援
- ② テクノロジー・チェーンに着目した支援：製造基盤の強靱化を支える技術要素群に着目して支援〔支援対象イメージ：鋳造・鍛造等〕
- ③ リスクの分析・対応力の強化：「総合的なシンクタンク」「官民協議会」の活用（各省所管物資を横断的に分析）

(視点2) サプライチェーンの上流から下流、循環までの一貫支援（サプライチェーン全体で不足する対策を洗い出す）

- ① 循環（重要な循環資源への支援）：循環資源獲得競争が進む中、経済安保上重要な循環資源を支援
- ② 上中流（将来技術を支える物資への支援）：次世代技術開発に必要な部素材等のうち重要なものを支援
〔支援対象イメージ〕ヒューマノイドのモーター・センサー、量子のレーザー等
- ③ 中下流（需要サイドの対策）：経済安保を踏まえた企業ガバナンス構築、調達源多角化等の需要サイドの対策を推進
- ④ 新たな戦略的国際分業の推進：地政学リスクにも耐え得る形での新たな戦略的国際分業の構築、FS（事業化可能性調査）から、実証、実装まで切れ目ない海外展開支援
- ⑤ 物流の強靱化：海上輸送を含む物流の強靱化のための対策を強化

(視点3) 「エコシステム」への支援（製造能力をアップデート + 日本が強みを有する技術を守る）

- ① 製造AX※の推進 **データ**：蓄積された現場データを活かしたデータ基盤整備とその実装を加速
※AIトランスフォーメーション（生成AI開発プログラム（GENIAC）、製造データセット構築・製造プラットフォーム開発、大胆な投資促進税制・各種補助金等）
- ② 製造基盤を支える人材の育成・確保 **ヒト**：文理分断からの脱却、学部再編等による理工・デジタル系人材の育成等
- ③ 技術流出防止のより一層の強化 **技術**：官民対話スキームや技術流出対策ガイダンス等の徹底・充実、同志国連携等
- ④ 中堅・中小企業を含むサプライチェーンの強靱化：100億宣言のネットワーク等を活用した支援の拡充

カネ

(視点4) 「自助」「共助」「公助」のバランス（官民の適切な負担で経済安保の取組を持続可能に）

- ① 国による積極的な対応：民の対応が極めて困難な領域について、国による更なる支援のあり方を検討
- ② 「経営判断」のアップデート：地政学リスクも織り込んだ新たな経営への行動変容を促進
（経済安全保障経営ガイドライン、コーポレートガバナンス・コード改訂、独禁法事例集）

(2) 製造基盤強化に当たって「強化すべき視点」(続)

(視点1) 支援対象の拡大 (リスクに対しプロアクティブに対応すべく「自律性」の対象を見直す)

「重要な基盤的物資」の追加

重要物資の製造に不可欠な汎用性のある基盤的物資を支援 (化学品等)

「テクノロジー・チェーン※」に着目した支援

モノに加え、「基盤的技術要素群 (鑄造・鍛造等)」を追加

※ 素材、部品、装置、生産など相互にすり合わせることにより製造基盤の強靱化を支える技術要素群

支援の必要性、優先順位付け等について精緻に分析

「総合的な経済安全保障シンクタンク」「官民協議会」の有効活用

①情報収集分析ツールの整備、②サプライチェーン把握システムの整備 等

(視点2) サプライチェーンの一貫支援 (サプライチェーン全体で不足する対策を洗い出す)

「循環資源」の追加

上中下流に加え、「循環資源 (再生プラスチック等)」を追加

「将来技術を支える物資」の追加

現在のサプライチェーンに加え、「将来のSC (ヒューマノイド部品等)」を追加

「物流」の強靱化

取引の流れに加え、物理的な流れへの支援を強化

国内だけで確保することが困難な製造能力を地政学リスクに応じて他国と連携しつつ確保

供給サイドだけでなく、需要サイドの対策も講じることで、持続可能な経済安全保障の取組を実現

新たな戦略的国際分業の推進

地政学リスクにも耐え得る形での新たな戦略的国際分業を構築 (FSから実証、実装まで切れ目ない海外展開支援等)

需要サイドの対策

経済安全保障を踏まえた企業ガバナンス構築、調達源多様化等の需要サイドの対策を推進

(視点3) 「エコシステム」への支援 (製造能力をアップデート + 日本が強みを有する技術を守る)

製造AX (AIトランスフォーメーション)
データ

製造人材等の育成・確保
ヒト

技術流出対策強化
技術

中堅・中小企業
ものづくりの土台

(視点4) 「自助」「共助」「公助」のバランス (官民の適切な負担で経済安保の取組を持続可能に)

市場メカニズムも活用した企業の行動変容
経済安全保障経営ガイドライン、コーポレートガバナンス・コード改訂、独禁法事例集

国による更なる支援のあり方の検討

4. 我が国の製造基盤を巡る現状・課題と対応の方向性

(視点 1) 支援対象の拡大

- ① **重要な基盤的物資**
- ② 「テクノロジー・チェーン」への着目
- ③ リスクの分析・対応力の強化

(1) 特定重要物資への支援の現状

- 経済安全保障推進法の規定に従い、「重要性」「外部依存性」「外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性」「本制度により安定供給確保のための措置を講ずる必要性」の四要件に照らして「特定重要物資」を指定。

特定重要物資の指定に係る四要件

要件	法律上の要件	基本指針
1. 重要性	国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活もしくは経済活動が <u>依拠</u>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国民の生存に直接的な影響が生じる物資をいう。 ➢ 国民の大多数に普及していたり、様々な産業に組み込まれていたりして、経済合理的な観点からの代替品がない物資をいう。
2. 外部依存性	外部に <u>過度に依存</u> 又は外部に <u>過度に依存するおそれ</u>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 供給が特定少数国・地域に偏っており、供給途絶等が発生した場合に甚大な影響が生じうる物資をいう。 ➢ 社会経済構造の変化や技術革新の動向(メガトレンド)等を踏まえ、我が国が措置を講じなければ将来的な外部依存のリスクの蓋然性が認められる物資をいう。
3. 供給途絶等の蓋然性	外部から行われる行為による <u>供給途絶等の蓋然性</u>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 外部から行われる行為により供給途絶等が発生し、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす可能性を評価してその蓋然性が認められること。
4. 本制度による措置の必要性	安定供給確保を図ることが <u>特に必要と認められること</u>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 要件1～3に加え、本制度による施策が特に必要認められる場合に指定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①他制度による措置がすでに講じられている場合には、本制度により措置を講ずる必要性は小さいと判断される。 ②措置を講ずる優先度が高く、特にその必要性が認められる場合としては、例えば次に掲げる影響が考えられる <ul style="list-style-type: none"> ✓国民の生存に必要不可欠な物資又は基幹的な役割を果たすインフラ機能の維持に与える影響が顕著と考えられる物資のうち、例えば、近年、供給途絶等が発生した実績がある、供給途絶等のリスクが高まる傾向がみられるなど、早急に措置を講ずる必要がある場合 ✓中長期的な社会経済構造の変化や技術革新の動向(メガトレンド)を踏まえ将来にわたって重要性や成長性が見込まれる場合や、我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略での位置づけ等を総合的に勘案し、例えば、近年、国際環境の変化等を受け、諸外国・地域で物資の囲い込みが行われるリスクが高まっている、集中的な支援が検討されているなど、早急に措置を講ずる必要がある場合

(1) 特定重要物資への支援の現状 (続)

- 経済安全保障推進法に基づき、**16の特定重要物資を指定**し、サプライチェーンの強靱化を図っているところ。所管大臣は、各物資の取組方針に基づき、企業からの供給確保計画を認定し、助成や融資等の支援を実施。
- なお、2026年3月に閣議決定された改正経済安保法案では、**重要な物資の供給に不可欠な役務への支援**が規定。

特定重要物資の主な支援措置の内容及び認定済計画数 (計143件)

抗菌性物質製剤(厚労)(2件認定) 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄 ・βラクタム系抗菌薬	肥料(農水)(12件認定) 備蓄 ・りん酸アンモニウム ・塩化カリウム	船舶の部品(国交)(10件認定) 生産基盤強化、研究開発 ・エンジン(2ストローク・4ストローク) ・クランクシャフト ・ソナー ・プロペラ ・船体	人工呼吸器(厚労・経産)
半導体(経産)(26件認定) 生産基盤強化、原料の供給基盤強化 ・従来型半導体 ・半導体製造装置(部素材含む) ・半導体部素材(部素材含む) ・半導体原料(黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等)	蓄電池(経産)(42件認定) 生産基盤強化、技術開発 ・蓄電池 ・蓄電池製造装置 ・蓄電池部素材	航空機の部品(経産)(18件認定) 生産基盤強化、研究開発等 ・大型鍛造品 ・鋳造品 ・CMC ・SiC繊維 ・炭素繊維 ・スポンジチタン	無人航空機(経産)
永久磁石(経産)(6件認定) 生産基盤強化、技術開発等 ・ネオジム磁石 ・サマリウムコバルト磁石 ・省レアアース磁石	先端電子部品(経産)(4件認定) 生産基盤強化、研究開発 ・MLCC・フィルムコンデンサ ・SAWフィルター・BAWフィルター ・磁気センサー ・電子部品製造装置(部素材含む) ・電子部品部素材(部素材含む)	工作機械・産業用ロボット(経産)(5件認定) 生産基盤強化、研究開発 ・CNC ・サーボ機構 ・CNCシステム ・減速機 ・PLC ・ボールねじ ・リニアガイド ・リニアスケール ・鋳物代替素材(ミネラルキャスト)	人工衛星(経産)
重要鉱物(経産)(6件認定) 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発 ・マンガン ・ニッケル ・コバルト ・リチウム ・グラファイト ・レアアース ・ガリウム ・ゲルマニウム ・ウラン ・タングステン ・フッ素	天然ガス(経産)(1件認定) 戦略的余剰液化天然ガスの確保 ・天然ガス	クラウドプログラム(経産)(11件認定) プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備 ・基盤クラウドプログラム ・高度な電子計算機	ロケットの部品(経産)

(2) 重要な基盤的物資の例：半導体に係る汎用化学品

- 基盤的物資の中にも、比較的汎用性がありながらも重要物資の製造に必要不可欠なものが存在しており、これら物資について特定国に過度に依存することは経済安全保障上のリスクとなり得る。

重要な汎用化学品（例：半導体分野）

半導体の製造工程		各工程で使用される化学品の例 (高機能品等が主で多くは国内製造)
前工程	1 洗浄	高純度アンモニア、高純度IPA、高純度硫酸、高純度過酸化水素、高純度フッ化水素
	2 成膜	高純度TEOS、メッキ液
	3 レジスト塗布	高純度HMDS、高純度PGMEA、フォトレジスト
	4 露光	高純度窒素、高純度希ガス（アルゴン、ヘリウム、ネオン、クリプトン等）
	5 現像	高純度TMAH
	6 エッチング	高純度フッ化水素、高純度塩素系ガス、六フッ化タングステン、臭化水素、リン酸
	7 レジスト剥離	高純度有機剥離液（NMP等）、高純度酸素、個純度硫酸
	8 イオン注入	高純度ホスフィン、高純度アルシン、三フッ化ホウ素
	9 平坦化	CMPスラリー
後工程	1 ウエハレベルパッケージング	ポリアミド酸（ポリイミド前駆体）
	2 ダイシング	アルゴン、フッ素、水溶性保護コーティング剤、ダイシングテープ、UV硬化型粘着剤
	3 ボンディング	アンダーフィル、DAF、CCL、ABF、ソルダーレジスト
	4 モールド	エポキシ封止材
半導体製造装置		装置で使用される部品の例
例：ダイシング装置（ウエハ切断装置）		ダイヤモンドブレード

左記物資等の原料となる重要な汎用化学品の例

石油・天然ガス由来 化学品

製品（汎用グレード品）

IPA、過酸化水素、TEOS、HMDS、PGMEA、TMAH、NMP、・・・

中間品

エタノール、スチレン、クメン、フェノール、アセトン、メタクリル酸メチル、酢酸、1,4-ブタンジオール、2-エチルヘキサノール、ポリオール、ビスフェノールA、PGME、エピクロロヒドリン、ジアミン、酸無水物、クロロベンゼン、パラミノフェノール、パラニトロクロロベンゼン、無水フタル酸・・・

基礎原料

エチレン、プロピレン、ブタン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン、デュレン、メタノール、アンモニア・・・

鉱物系資源由来 化学品

ホウ酸、硫酸（汎用）、フッ化水素（汎用）、APT、三酸化タングステン、シリカ、アルミナ、硫酸銅、塩素、赤リン・黄リン、臭素、・・・

※鉱物資源の製錬等副産物を含む。

※その他、蛍石、タングステン鉱石、銅鉱石、ホウ素鉱石等の**鉱物自体も原料として重要**

その他

酸素、希ガス（ヘリウム、アルゴン、ネオン、キセノン、クリプトン）・・・

※ヘリウムは天然ガス由来だが、便宜上「その他」に分類。

人工ダイヤモンド（黒鉛より製造）、ボンド材（フェノール樹脂又はニッケルより製造。なお、フェノール樹脂はフェノール等各種化学品、ニッケルはニッケル鉱石から製造）

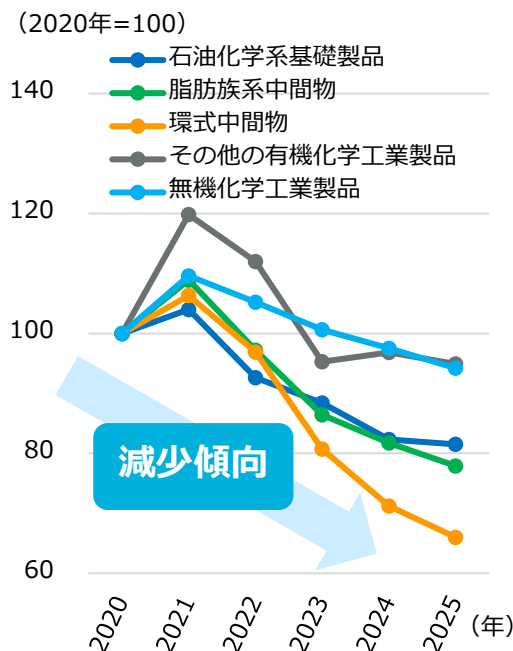
(3) 化学品の生産・輸出入の動向等

- 近年、国内では、化学品の生産量が減少傾向にある一方、輸入量は横ばいであり、内需に占める輸入品の存在感が相対的に上昇。また、世界でも日本のシェアは低下。
- 今後、国内生産の縮小と輸入増が進展すれば、物資の外部依存が高まるおそれ。

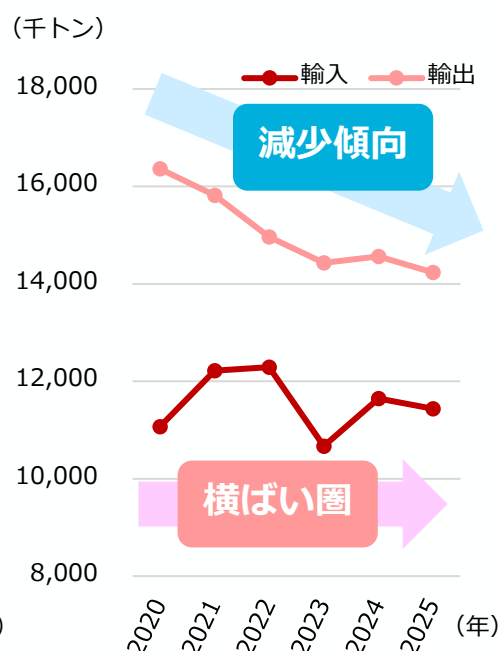
日本における化学品の生産・輸出入の動向

化学品の国内生産量・輸出量は減少傾向
他方、輸入量は横ばい圏を維持

化学品の生産動向

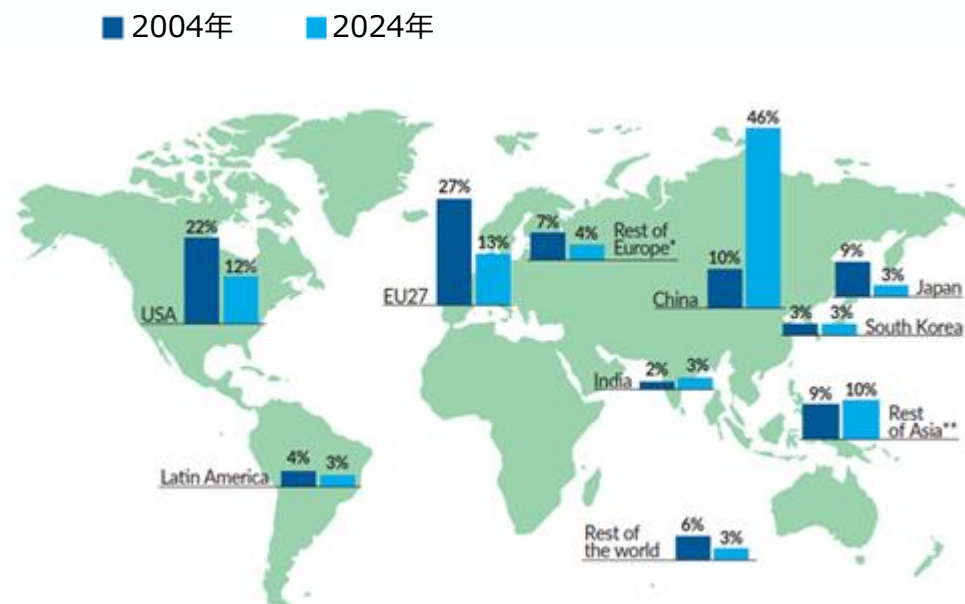


化学品の輸出入動向



世界の化学品販売額の推移 (2004年と2024年の比較)

日欧米がシェアを半減させる一方、中国のシェアは4倍以上に



※ 「化学品の輸入動向」は、HSコード28類（無機化学品等）29類（有機化学品）、38類（各種の化学工業生産品）の輸入量を合算したものの（数量の単位が「KG」で確認可能であるものに限る）。

【対応の方向性】 重要な基盤的物資への支援

現状と課題等

- 経済安全保障推進法では、特定重要物資だけでなく、その製造装置や部素材・原料等もすそ野広く支援の対象。他方、重要な物資の製造に不可欠であるが、汎用性があり、十分に用途物資を特定できない基盤的物資については、十分に支援されない可能性もある。
※例えば半導体専用材料は特定重要物資である「半導体」の原材料等として支援対象に含まれるが、その原料を含む汎用材料は支援対象に含まれない
- 地政学的な不安定性の高まりの中で、供給途絶等の蓋然性など、特定重要物資の指定に係る四要件への該当性を判断する際の前提が大きく変化していることも踏まえ、支援対象を再考すべき。

対応の方向性

- 例えば化学品等のプラントで生産する基盤的物資については、大規模な資本投下によって供給能力が向上し、世界市場のシェアが大きく変動することが多い。川下の重要物資の需要動向等も踏まえ、重要物資の製造に不可欠であるが、汎用性がある基盤的物資への支援を行うことが重要。
- また、例えば、化学産業は多種多様な製品が日々開発されるような変化が激しいものであること、地政学的情勢が刻々と変化していること等を踏まえ、状況に応じて機動的に支援を行えるよう必要な措置を講じるべき。
- 重要な基盤的物資への支援については、以下の観点から検証することが必要。
 - ✓ 地政学的な不安定性の高まりの中で、内需に占める輸入品の存在感が相対的に上昇する傾向にあることを踏まえ、将来の供給途絶等の蓋然性を踏まえることが必要
 - ✓ 化学品等の製造は、規模が小さくなりすぎると、生産性に支障が出る。ある程度の製造能力があつてこそ、価格競争力のあるコストで提供できることから、汎用品の国内製造を支援する際には、重要物資以外の需要も意識しながら取組を進めることが必要。

<具体的な対応>

- a. 重要な基盤的物資への支援： 化学品等、重要物資の製造に不可欠であるが、汎用性がある基盤的物資への支援を行う
- b. 将来の供給途絶等の蓋然性の検証： 重要な基盤的物資について、輸入量や市場シェアの動向を踏まえ、将来の供給途絶等の蓋然性を検証する

(視点 1) 支援対象の拡大

- ① 重要な基盤的物資
- ② 「テクノロジー・チェーン」への着目
- ③ リスクの分析・対応力の強化

【対応の方向性】 「テクノロジー・チェーン」に着目した支援

現状と課題等

- 製造能力においては、材料技術、部品技術、装置技術、生産技術、システム技術（データ活用を含む）といった技術要素が揃い、これらの各技術要素を相互にすり合わせることにより、製造基盤がより強靱なものとなる。このような製造基盤の強靱化を支える連鎖的な技術要素群を、ここでは「テクノロジー・チェーン」と呼ぶこととする。
- こうしたテクノロジー・チェーンは、各要素が複雑に絡み合って成立・発展し、効果的・効率的な工程の構築や相互のすり合わせ、職人の技術・ノウハウ等を含めた技能の育成が実現されるが、それには長期間の積み上げが必要となる。このため、その獲得は容易ではなく、日本の製造能力にとっての強みとなる一方、逆に一度失われれば回復することは困難。
- 例えば鋳造・鍛造は、造船、航空、エネルギー、工作機械・産業ロボット、半導体製造といった経済安全保障上重要な分野を含む幅広い製造業にとって不可欠な基幹加工工程であるが、十分な設備更新と人材確保が難しく、製造設備の老朽化と製造能力の減少が進行。また、売上高研究開発費比率も製造業平均に比べ顕著に低い。このため、製造基盤を維持するとともに、積層造形技術やAI等の新技術との融合による生産性向上など、イノベーションを促進することが重要。
- しかしながら、経済安全保障の支援体系では、自律性の観点から「モノの供給」に、不可欠性の観点から「技術開発」に焦点が当てられており、自律性の観点からは、テクノロジー・チェーンを構成する技術要素への支援が不足している可能性。

対応の方向性

- こうしたテクノロジー・チェーンを構成する技術要素についても、経済安全保障の観点から重要なものを洗い出すとともに、支援のあり方を検討し、必要な措置を講じることが必要。

<具体的な対応>

- a. 重要なテクノロジー・チェーンを構成する技術要素への支援： テクノロジー・チェーンを構成する技術要素のうち経済安全保障上重要なものを洗い出すとともに、支援のあり方を検討し、必要な措置を講じる
【支援対象のイメージ】 鋳造・鍛造等

(参考) 重要なテクノロジー・チェーンの例： 鋳造・鍛造

- **鋳造・鍛造**は、造船、航空、エネルギー、工作機械・産業ロボット、半導体製造を含む**幅広い製造業にとって不可欠な基幹加工工程**であり、金属挙動等の経験知、加工条件の最適化など技能・技術の蓄積が必要。
- しかしながら、十分な設備更新と人材確保が難しく、**製造設備の老朽化と製造能力の減少が進行**。

鋳造・鍛造の例

鋳造製品、鋳造設備の例

砂や金属でつくった鋳型の中に、溶かした金属を注ぎ込み、冷却・凝固。複雑な形状の製品を製造可能

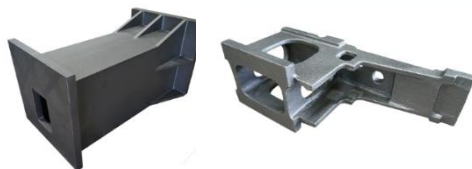
鋳造設備：自動注湯機



鋳造製品：工作機械部品



鋳造製品：半導体製造装置向け部品



鍛造設備、鍛造製品の例

金属材料を加圧及び打撃することによって、目的の形状に加工。強度に優れた製品を製造可能

鍛造設備：鍛造プレス機



鍛造製品：クランクシャフト



鍛造製品：発電用回転軸



(視点 1) 支援対象の拡大

- ① 重要な基盤的物資
- ② 「テクノロジー・チェーン」への着目
- ③ **リスクの分析・対応力の強化**

(1) 「総合的なシンクタンク」と「官民協議会」の活用

- 官民のリソースを効果的・効率的に活用するためには、特定重要物資の指定要件への該当性等に関する精緻な分析と優先順位付けを透明性をもって行うとともに、官民で共通理解を醸成して行くことなどが必要。
- こうした取組に当たっては、経済安全保障推進法改正によって設立が検討されている「総合的な経済安全保障シンクタンク」及び「官民協議会」を有効に活用することも重要。

総合的な経済安全保障シンクタンクの概要

- 外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を結集し、**機動的に調査研究**を行い、**政府全体の幅広い政策要請に応える総合的な経済安全保障シンクタンク**を（独）**経済産業研究所（RIETI）**に設置。
- RIETIの法定業務として、経済安全保障に関する総合的な調査研究を追加し、当該業務の**主務大臣を内閣総理大臣**とする。

（調査研究・政策提言テーマの例）

サプライチェーン

サプライチェーン上の脆弱性等の分析・可視化、多国間の分析、海上輸送等の複合リスク・府省横断の課題（上下流で所管が異なる物資（例：肥料）等）の分析

インフラ・リスク 点検

リスクの発生可能性や影響度等に応じた優先的に対処すべきリスクの特定、インフラ間の相互依存性を意識したリスクシナリオの分析・机上演習への活用

技術

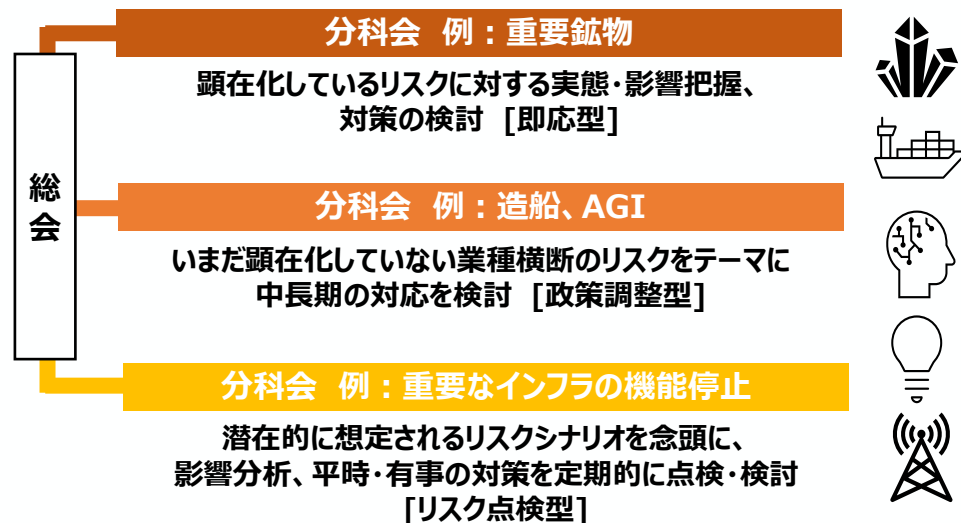
主要国の技術政策動向や、戦略環境の変化等を踏まえた、経済安全保障上の技術戦略の立案・提言

（資料）内閣府資料

官民協議会の概要

- 経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為に関する**情報共有・対策の協議を行う官民協議会**を組織。
- 情報の機密性を確保し、官民で適切な情報共有を行うため、**構成員等**に国家公務員と同等の**守秘義務**を課す。
- 機動的に開催すべく、**テーマごとに分科会**を設置する等、柔軟に運用。

（協議会で議論するテーマの例）



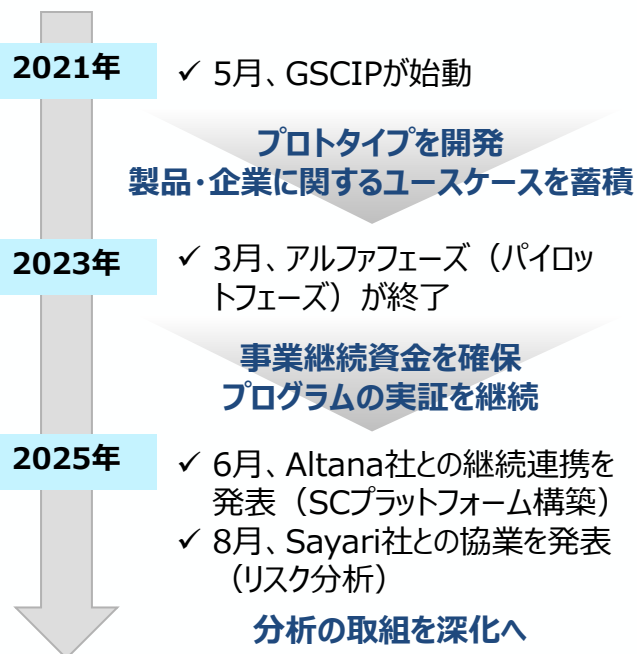
（資料）内閣府資料

(2) 情報収集分析ツール等の整備： 英国のGSCIPの例

- 「総合的な経済安全保障シンクタンク」等を有効に機能させるためには、情報収集分析ツール等の整備が必要。
- 例えば英国では、ビジネス貿易省が中心となり、サプライチェーンに関する様々なデータを集約・統合したデータベースとしてGSCIP (Global Supply Chain Intelligence Programme)を省庁横断的に構築、運用。

英国GSCIPの概要

1 取組のスケジュール



2 民間データベースの活用及び民間事業者との連携

以下のデータセット等を活用
 （2025年8月時点）

ベンダー	データ概要
Altana	公共・民間部門におけるサプライチェーンインテリジェンス
Sayari	企業及び貿易データ、取引・出荷状況
S&P	上流及び下流の関連性、企業データ、施設・製品情報
Dun & Bradstreet	国レベルのリスク情報、及びその他のリスクデータ
Global Data	医薬品（販売および製造者別の状況）・医療機器データ、工場検索ツール

例①：Altana社との連携

- 2025年6月、英DBTとAltana社による継続協業が発表（契約期間は3年間、フィーは800万ポンド）。
- Altana社は英国政府に対して、グローバルSCプラットフォームを提供。英国の貿易動向、及び重要産業に関するSCの統合ビューを作成。
- DBT、科学・イノベーション・技術省（DSIT）、健康・社会福祉省（DHSC）、NHSサプライチェーン（NHSSC）、内務省（HO）、及びその他の英国政府機関はプラットフォームの活用による分析が可能に。

例②：Sayari社との連携

- 2025年8月、英DBTとSayari社によるリスク分析での協業が発表（契約期間は3年間）。
- 取引ネットワーク上のパターンや異常を特定し、SC上の潜在的な脆弱性を検出。複数の政府機関に所属する350人の分析官が利用する基礎データに活用。

（資料）英国政府ウェブサイト、「Final evaluation of the Global Supply Chains Intelligence Pilot (GSCIP) and identification of potential future impacts」、Altana社ウェブサイト、Sayari社ウェブサイトより作成

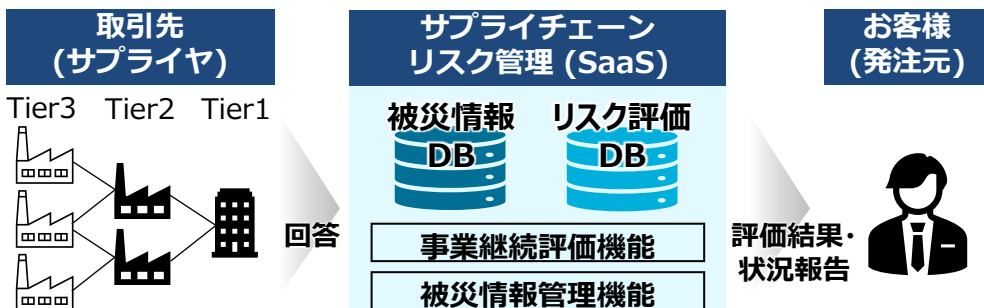
(3) サプライチェーン把握システムの整備、普及促進

- 東日本大震災、新型コロナ禍、地政学的緊張等を受けて、サプライチェーン把握やリスク管理等のサービスが展開。
- 一方、事業者への普及は途上で、てこ入れが必要。また、政府でもサプライチェーン把握システムの整備が必要。

富士通 (SCRKeeper)

サプライチェーンのリスク見える化と取引先の被災状況を管理

災害など不測の実態における取引先の事業継続能力を評価・分析。また、公的機関から提供される最新のハザードマップから、取引先の地域的な被害を想定することも可能

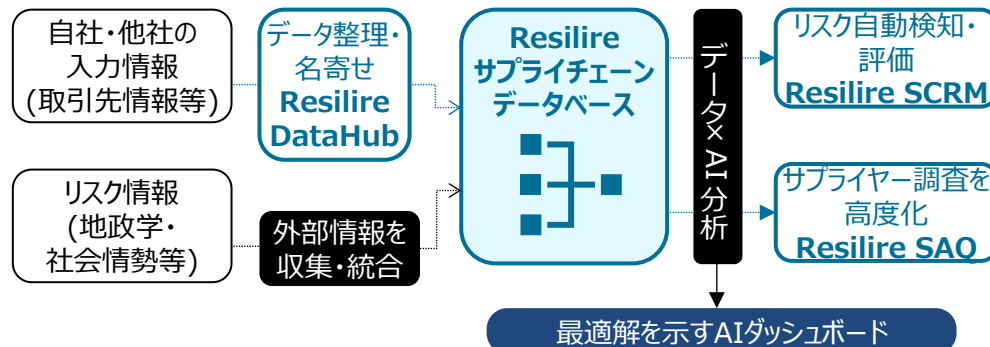


(資料) 富士通「SCRKeeper」サービス紹介資料より作成

Resilire (統合プラットフォーム)

サプライチェーン全体の情報の一元管理

取引先とのシームレスな連携を実現し、潜在的なリスクをプロアクティブに検知・対応するための統合プラットフォームを提供

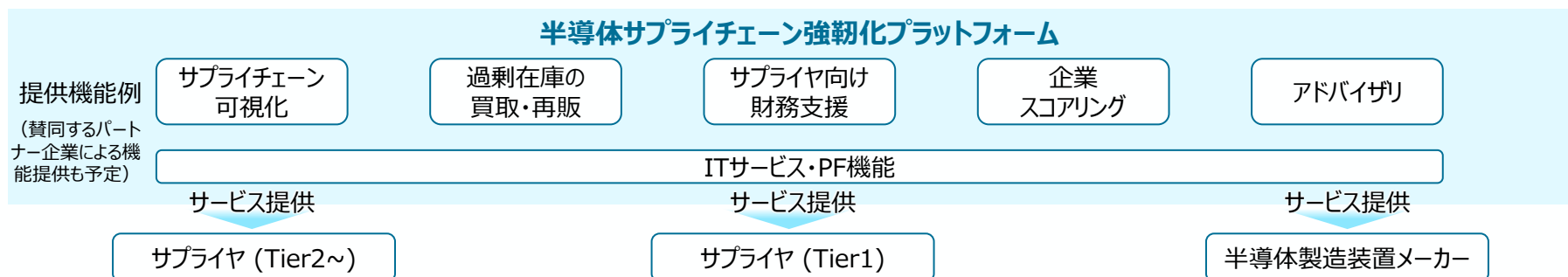


(資料) Resilire紹介資料より作成

三菱UFJ銀行・NTTデータ (半導体サプライチェーン強靱化プラットフォーム ※検討中のサービス)

サプライチェーンの透明性を確保するための可視化機能とファイナンス支援等事業者の課題解決に資する機能の掛け合わせ

機会損失や過剰投資を抑制するデータドリブンな意思決定を実現し、変化を先読みするサプライチェーンへの変革を推進



(資料) 三菱UFJ銀行・NTTデータのニュースリリース情報より作成

【対応の方向性】 リスクの分析・対応力の強化

現状と課題等

- 経済安全保障の観点から重要物資等に支援を行う場合には、特定重要物資の指定要件への該当性等に関する精緻な分析と優先順位付けを継続的に行うとともに、官民の緊密な対話等によって共通理解を醸成して行くことなどが必要。
- こうした取組に当たっては、経済安全保障推進法改正によって設立が検討されている「総合的な経済安全保障シンクタンク」及び「官民協議会」を有効に活用し、各省所管物資の横断的分析等を行うべき。

対応の方向性

- これらを有効に機能させるためには、情報収集・分析に必要なデータや分析ツール等の整備が必要。この点、英国のGSCIP（Global Supply Chain Intelligence Programme）が参考になり得る。
- また、サプライチェーン把握やリスク管理等のサービスが展開されつつあるが、事業者への普及は途上であるため、サプライチェーン把握システムの整備や普及促進が必要。その際、企業や産業界の協力をどのように得るか、特に情報提供のインセンティブや負担をどう設計するか等について検討することが重要。
- 国際的な地政学的情勢を把握するため、多数の海外拠点を有するJETROにおいて経済安全保障の観点からの情報収集や分析を拡充すべき。また、「総合的な経済安全保障シンクタンク」は、JETRO等の政府関係機関や、国内外の民間シンクタンク等と連携して、経済インテリジェンス活動を行うべき。
- 総合的な経済安全保障シンクタンクにおいて、マクロ分析のベースシナリオ等を整備するとともに、国内外の地政学的情勢の動向や経済的な影響等に関する情報・分析結果等を、民間企業と時宜に応じて共有することが重要。
- また、官民の深い共通理解を醸成するため、「官民協議会」を通じて機密性の高い情報に関する官民のコミュニケーションも充実させるべき。加えて、分析の手法や結果等を必要に応じて国際的に共有するなどして、国際的な共通理解を醸成することも重要。

<具体的な対応>

- a. 「総合的な経済安全保障シンクタンク」における政府横断的に活用可能な情報収集分析ツール等の整備
- b. サプライチェーン把握システムの整備、普及促進
- c. JETROによる経済安全保障に関する情報収集・分析の拡充
- d. 「総合的な経済安全保障シンクタンク」と、JETRO等の政府関係機関や民間シンクタンク等との緊密な連携
- e. 「総合的な経済安全保障シンクタンク」や「官民協議会」を通じた官民のコミュニケーションの充実
- f. 「総合的な経済安全保障シンクタンク」等を通じた、経済インテリジェンスに関する国際連携の推進

(視点2) サプライチェーンの上流から下流、循環までの一貫支援

- ① 経済安全保障上重要な循環資源
- ② 将来技術を支える物資
- ③ 需要サイドの対策
- ④ 新たな戦略的国際分業の推進
- ⑤ 物流の強靱化

サプライチェーンの一貫支援

- サプライチェーンの上流から下流まで経済安全保障上の取組を拡大しつつあるが、更に実態として不足する取組を洗い出し、必要な対策を講じることでサプライチェーンの一貫支援を完成させることが必要。

サプライチェーンの一貫支援で不足する取組（イメージ）

①循環資源

世界が循環資源の獲得競争の時代に入つつある中、バージン材（未使用原材料）等だけでなく、経済安全保障の観点からも循環資源を真正面から取り扱うことが必要

上流

中流

下流

②将来技術を支える物資

技術開発のスピードが劇的に早まる中、将来的に重要になり得る技術の開発を支える部素材等の自律性を確保することが必要

③需要サイドの対策

経済安全保障上必要な自律性を確保する際にコスト増が一定程度生じ得るところ、経済安保上の取組を持続的に行うためには、官民の適切な負担の下でコスト増を吸収することが必要

④新たな戦略的国際分業の推進

国内だけで全ての製造能力を確保することは非現実的。地政学リスクにも耐え得る形での新たな戦略的国際分業を構築することが必要

物流（海上輸送等）

⑤物流の強靱化

海上輸送等への依存度が大きい日本は、重要物資に係る物流を確保することが必要不可欠で、物流の強靱化のための対策を強化することが必要

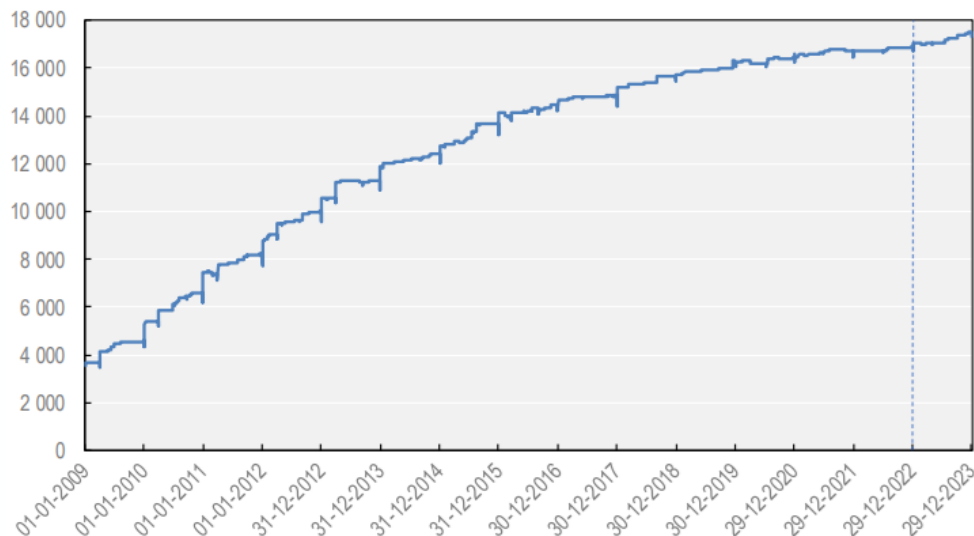
(視点2) サプライチェーンの上流から下流、循環までの一貫支援

- ① 経済安全保障上重要な循環資源**
- ② 将来技術を支える物資
- ③ 需要サイドの対策
- ④ 新たな戦略的国際分業の推進
- ⑤ 物流の強靱化

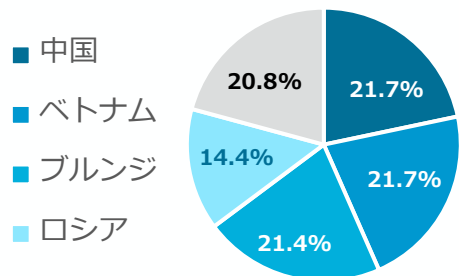
(1) 地政学的観点からの循環資源に対する関心の高まり

- 地政学的緊張の高まりに合わせて、産業用原材料に対する輸出規制が拡大。2023年に新たに導入された措置の太宗は、中国やロシアを含む少数の国によるもの。
- そして、輸出規制の最も大きな適用対象が廃棄物及びスクラップ製品で、この背景として、環境上の懸念だけでなく、特定の原材料について循環資源を供給源として活用しようとする関心の高まりが指摘。

産業用原材料に対する世界の輸出規制措置の数の推移

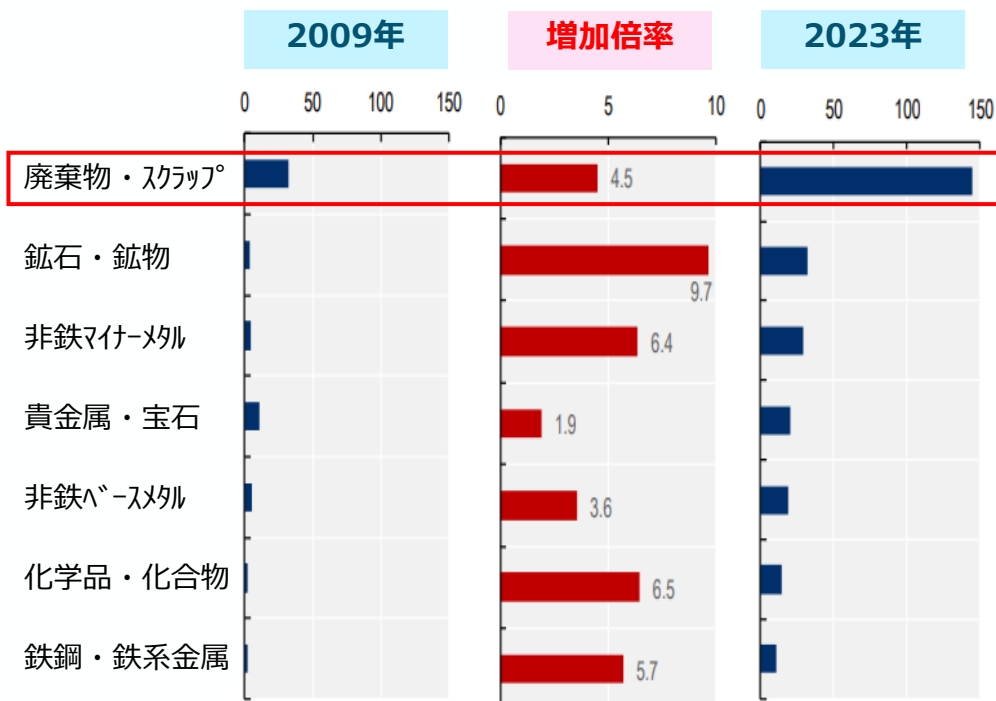


2023年に新たに導入された措置の実施国の内訳



(資料) OECD 「Inventory of Export Restrictions on Industrial Raw Materials 2025」 (2025年5月)

部門別の輸出規制の適用状況の変化



※ 「各年の数値」は「一物資当たりの平均の規制措置数」を表示したもので、これは、当該製品について記録された輸出規制措置の数を、その製品カテゴリーを表すHSコード数(物資数)で割ったもの。

※ 「増加倍率」は、2023年12月時点で実施されている措置の調整済み件数と、2009年1月時点で実施されている措置の調整済み件数の比率として算出したもの。

(資料) OECD 「Inventory of Export Restrictions on Industrial Raw Materials 2025」 (2025年5月)

(参考) 中国による国家安全保障としての循環経済の取組

- 中国は、**循環経済**を脱炭素だけでなく、**国家安全保障（資源安全保障）**としても位置づけ。
- 2024年10月には**国有企業「中国資源循環集団」**を設立し、業界再編を含めて資源循環に必要な環境整備を推進。

循環経済を規定する中国の主な公式文書の例

第14次五カ年循環経済発展計画 (2021年7月 国家発展改革委員会)

・・・**循環経済**を大いに発展させ、資源の節約・集約的利用を推進し、資源循環型産業体系及び廃旧物資循環利用体系を構築することは、**国家の資源安全を保障**し、カーボンピークアウト及びカーボンニュートラルの実現を推進し、生態文明建設を促進する上で重大な意義を有する。・・・

廃棄物循環利用体系の構築を加速することに関する意見 (2024年2月 国務院)

・・・**廃棄物循環利用体系**を構築することは、全面的な節約戦略を実施し、**国家の資源安全を保障**し、カーボンピークアウトおよびカーボンニュートラルの実現を積極的かつ着実に推進し、発展様式のグリーン転換を加速するための重要な施策である。・・・

リサイクル材料の応用普及アクションプラン (2025年12月 国家発展改革委員会等)

2030年までに、鉄スクラップ 年3億トン、古紙 年8000万トンをリサイクルし、**再生非鉄金属 年2500万トン、再生プラスチック 年1950万トン**を生産することを目標として掲げる

(資料) 国家発展改革委員会「『第14次五か年循環経済発展計画』の公布に関する通知」(2021年7月)、国務院「廃棄物循環利用体系の構築を加速することに関する意見」(2024年2月)、JETRO資料より作成

中国資源循環集団の概要

2024年10月、**国有の中央企業「中国資源循環集団」**を設立

役割

資源循環利用を専門に担い、全国規模で機能的な資源回収・再利用プラットフォームを構築

資本金

100億元 (2300億円程度)
<出資者>
・ 国務院国有資産監督管理委員会 (20%)
・ 中国宝武鋼鉄集団 (20%)
・ 中国石油化工集団 (20%)
・ 華潤集団 (20%)
・ 中国アルミニウム集団 (10%)
・ 中国五鉱集団 (10%)

主な取組概要

- ・ 業界内の優良企業の買収・統合を推進。複数の重点的な再生資源回収分野をカバーし、倉庫、加工、配送、下取り(以旧換新)、標準の策定・発信等の機能を一体的に備えた総合ソリューション提供者としての企業づくりを目指す
- ・ 複数の専門子会社を同時に設立。事業内容は、オフラインの資源回収ネットワークの構築及び廃鋼回収、電子製品など耐久消費財の回収・下取り、新エネルギー自動車及び電動自転車の使用済み電池事業、退役した風力・太陽光発電設備の回収、廃非鉄金属の回収、廃プラスチックの回収・加工など多岐にわたる

(資料) 新華社「新たな中央企業『中国資源循環集団有限公司』が設立」(2024年10月)より作成

(参考) EUによる戦略的自律としての循環経済の取組

- EUは、循環経済を「環境政策」と位置づけて取組を開始したが、近年は「戦略的自律」の柱として位置づけ、「欧州重要原材料法」をはじめとして経済安全保障の観点を強めている。

循環経済を規定するEUの主な公式文書の例

グリーン産業ディール（2025年3月発表）

- ・・・ **循環性は最優先事項**となる。循環性は、EUが有する限られた資源を最大限に活用し、**依存度を低減し、レジリエンスを高めるための鍵**である。廃棄物の削減、生産コスト及びCO₂排出量の低減を通じて、環境に貢献すると同時に**経済的競争力を高める**、より持続可能な産業モデルを創出する。グリーン産業ディールの目標は、**2030年までにEUを循環経済分野における世界のリーダーとする**ことである。・・・
- ・・・ 欧州委員会は**2026年に循環経済法を採択**し、単一市場を基盤として循環型への移行を加速させる。・・・

欧州重要原材料法（2024年5月発効）

- ・・・ 域内市場の機能を確保するため、重要原材料の安全かつ持続可能な供給へのアクセスを確保するとともに、**EUの経済的レジリエンスおよび開かれた戦略的自律を守ることを目的**として、共通のEU枠組みを整備すべきである。第一に、この枠組みは、戦略的かつ重要とみなされる原材料を定義するとともに、当該原材料に関するEU域内のサプライチェーンのレジリエンスを強化すべきである。そのために、特定の原材料関連プロジェクトを特定し、支援し、これらを戦略プロジェクトとして認定すること、並びに、技術進歩及び**資源効率の向上を促進する取組**を通じて、重要原材料のEU域内消費における予想される増加を緩和することが含まれる。・・・

EUにおける循環経済に係る主な規制の例

再生資源の域外流出規制

改正廃棄物輸送規則（WSR）

- ：廃棄物のEU域外への輸送を大幅に制限
- ✓ 非OECD国向けのe-waste等の廃棄物輸出について、原則輸出禁止
- ✓ OECD国向けの輸出については、モニタリングを強化
- ✓ EU域外への廃棄物の輸出については、輸出先国の処理施設が環境上適正な処理が行われることについて、3年ごとに独立機関による監査を受ける

循環性に関する規制

- **ELV（廃自動車）規則案**（2025年12月に暫定合意）
 - ：再生プラスチック使用義務化（バリューチェーン全体の循環性を評価するのではなく「再生材利用率」のみで規制等
- **バッテリー規則**（2023年施行）
 - ：回収、再生材利用、バッテリーパスポート等の義務化
- **エコデザイン規則**（2024年施行）
 - ：各製品の設計ガイダンスによる循環性製品の明確化
- **包装材規則（PPWR）**（2026年施行）
 - ：再利用設計の義務化、一部素材の使用禁止

【対応の方向性】 経済安全保障上重要な循環資源への支援

現状と課題等

- 循環経済は、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」をはじめとする環境政策から始まったが、資源を効率的に循環させ、持続可能な社会をつくるとともに経済的な成長も目指す「経済システム」として位置づけられ、我が国でもGX（グリーン・トランスフォーメーション）の重要な柱の一つとして推進。
- 一方、地政学的緊張の高まりに合わせて、**特定の原材料について循環資源を供給源として活用しようとする関心の高まり**が指摘。例えば中国は循環経済を国家安全保障に位置づけているほか、EUも戦略的自律に位置づけるなど、**諸外国において循環経済を経済安全保障の観点から捉える動き**が広がりつつある。

対応の方向性

- こうした状況を踏まえ、我が国でも「**循環経済に関する関係閣僚会議**」において、**「自律性」と「不可欠性」の観点からも循環経済を捉えるべく検討**が進められており、循環経済への移行を国家戦略として進めるための「**循環経済行動計画**」を2026年4月目途に取りまとめる方向で検討中。
 - ✓ **国内での循環資源の回収拡大や不適正な国外流出抑制**等により、基幹産業に再生材を**質・量・コストの面で安定的に供給するサプライチェーンの強靱化**が必要。併せて、再生材需要の創出・拡大を起点とした**市場形成の取組**も重要。【自律性】
 - ✓ **日本の精錬技術**は回収できる鉱物資源の種類、回収率や純度の点で**優位性**を持つ。また、我が国の各種**リサイクル法等の知見や回収・解体のノウハウ**は、ASEAN等での資源回収の促進に寄与できる。こうした強みを生かし、資源循環産業への**投資を推進し、日本をハブとする国際的な資源循環ネットワークの構築**を目指す。【不可欠性】
- これまでも経済安全保障推進法の特定重要物資等で循環資源を支援することは一定程度可能であったが、こうした検討も踏まえつつ、**循環資源のうち経済安全保障上重要なものに対する支援を行うことが必要**。
- 例えばプラスチック廃棄物をリサイクルして製造される再生プラスチックは、原材料の安定確保や供給途絶リスク低減にも資すると考えられる。

<具体的な対応>

- a. **循環経済行動計画の策定**： 2026年4月目途で「循環経済行動計画」を取りまとめ（予定）
- b. **重要な循環資源への支援**： 経済安全保障上重要な循環資源に対して支援を行う
【支援対象のイメージ】レアアース・永久磁石、再生プラスチック

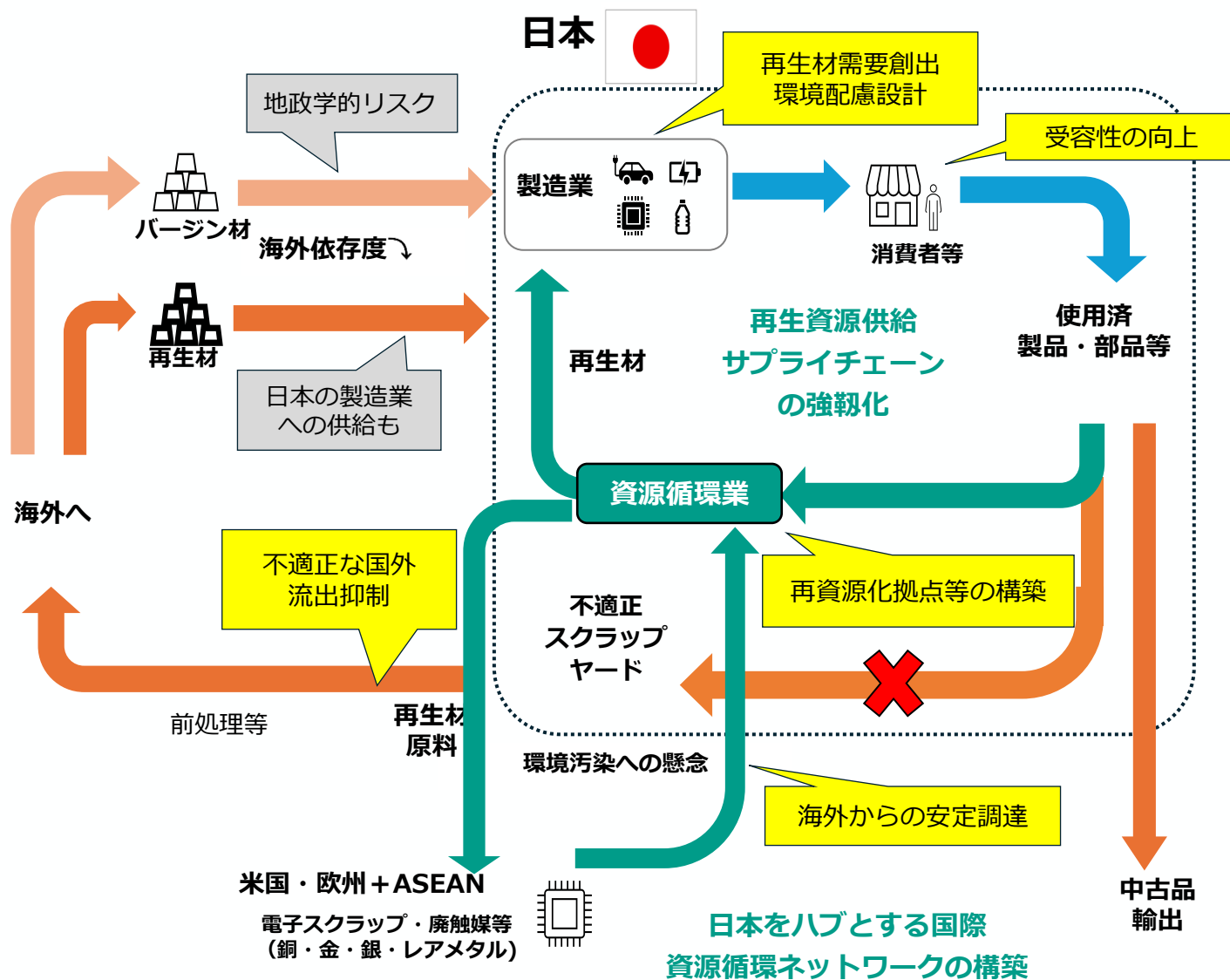
(参考) 資源循環に関する戦略的方向性

【自律性】

- ✓ 再生資源供給サプライチェーンの強靱化により、再生材を質・量・コストの面で安定的に供給
- ✓ 再生材需要の創出・拡大を起点とした市場形成

【不可欠性】

- ✓ 日本の精錬技術等の優位性を活かし、同志国とも連携し、日本をハブとする国際的資源循環ネットワークを構築



(参考) 「循環経済行動計画」に向けた検討状況

- 世界各国で重要鉱物及びリサイクル資源の輸出管理強化、国内資源確保、グローバル企業の再生材利用等が進みつつあり、世界は循環資源の獲得競争の時代に突入。
- こうした中、重要鉱物等のリサイクル、再生材の活用等を通じた循環経済への移行は、環境保全にとどまらない、経済安全保障、産業競争力強化、地域活性化に向けたソリューションになり得る。
- このため、「循環経済に関する関係閣僚会議」において、循環経済への移行を国家戦略として進めるための「循環経済行動計画」を2026年4月目途に取りまとめる方向で検討中。

循環経済行動計画の策定に向けた施策の方向性

○再生資源供給サプライチェーンの強靱化（重要鉱物、金属資源等）

- ・我が国の自律性・不可欠性の向上に資する重要鉱物等の国内循環に関する戦略的方向性の明確化
- ・再資源化拠点等の構築（設備投資支援、制度的措置の検討）
- ・動静脈連携（製造業と資源循環産業）の促進による産業競争力強化
- ・循環資源の不適正な国外流出抑制（不適正スクラップヤード規制等）
- ・一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

○日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

- ・重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携（ASEAN、G7、日米、クアッド等）

○社会問題への対応（太陽光パネルリサイクル・リチウムイオン電池再資源化）

○地域循環資源の徹底活用による地域活性化（リユース等地域ビジネス）

○資源循環分野の国際ルール形成（グローバル循環プロトコル（GCP））

行動計画
の決定

成長戦略・
骨太方針

経済安全保障、
産業競争力強化、
地域活性化、
環境保全

(参考) 重要な循環資源の例

- 再生プラスチックは、石油由来原料への依存低減や供給途絶リスクの緩和に資する重要な循環資源であり、欧州等で進む再生材使用義務化（ELV規則案等）への対応の観点からも、その戦略的重要性が高まっている。また、各国で自国内での資源循環を確保する動きが強まっており、資源確保の手段としての位置付けが一層明確になっている。
- 日本は、容器包装リサイクル法等に基づく制度的基盤に加え、高度な分別・回収システムや先進的リサイクル技術を有しており、PETボトルのリサイクル率は国際的にも高水準にあるなど、質・量の両面で安定的な資源循環を実現できる強固なシステムを構築。これらの強みは、循環資源の安定供給を支える基盤として重要。

欧州等における再生プラスチック使用義務 (例：ELV（廃自動車）規則案)

欧州で販売する自動車に、再生プラスチックの使用が求められる

欧州ELV規則案の最終条文内容	
対象車両	委員会案に、二輪車、乗客輸送車両、貨物輸送車両、トレーラーを追加 一部の特殊用途車両は適用除外
再プラ定義/対象	使用済み（PCR） 自動車由来については、ELV + 使用段階からの取り外し
再プラ含有量	規則施行6年後 15% ※26年施行の場合32年～ 規則施行10年後 25% ※26年施行の場合36年～
自動車由来再プラ割合	規則施行6年後 3% ※26年施行の場合32年～ 規則施行10年後 5% ※26年施行の場合36年～
鉄・アルミ再生材使用率	鉄・アルミの再生材使用率に関するFS調査を実施後、委任法により目標を設定

(資料) 環境省「自動車向け再生プラスチック市場構築アクションプラン」（2026年2月）

欧州等における自国内循環促進の流れ (例：シングルユースプラスチック指令（SUPD）)

使い捨て飲料用ボトルの再生プラスチック含有率算定に
EU域内材を優先する考え方を提示

SUP指令に基づく再生材含有率の算定に関する実施決定案（抜粋）

(18) OECD決定が適用される国々におけるプラスチック廃棄物管理に関する基準やインフラ能力のレベルの違い、および禁止措置がプラスチック廃棄物の貿易フローに与える影響の不確実性を考慮し、OECD決定が適用される国々からの再生プラスチックは、2027年11月21日からPETボトルの義務的な再生材含有率目標に算入されるべきである。

(19) OECDの決定が適用されない国においてリサイクル（分別を含む）された使用済みプラスチック廃棄物は、プラスチック廃棄物の環境的に健全な管理を保证するEUとの協定または取り決めが締結されている場合に限り、目標に算入することが認められるべきである。

(資料) EU Comitology register 掲載の実施規則案より作成

日本における資源循環に係る制度 (例：容器包装リサイクル法)

各主体者による役割分担の下、容器包装廃棄物の削減への取組を義務付け



公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
令和6年度引取実績
プラスチック 65万t
PETボトル 19万t

(資料) 環境省HP、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会HP

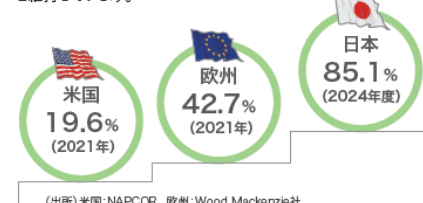
日本における高度な資源循環 (例：PETボトルのリサイクル)

ペットボトルにおける「Flake to Preform (FtoP)ダイレクトリサイクル技術」の開発



日欧米のリサイクル率の比較

日本のリサイクル率は欧米と比較すると、引き続き世界最高水準を維持しています。



(出所) 米国: NAPCOR、欧州: Wood Mackenzie社

(資料) 循環経済レポート・ナーシング HP、PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル年次報告書2025」

(視点2) サプライチェーンの上流から下流、循環までの一貫支援

- ① 経済安全保障上重要な循環資源
- ② **将来技術を支える物資**
- ③ 需要サイドの対策
- ④ 新たな戦略的国際分業の推進
- ⑤ 物流の強靱化

【対応の方向性】 将来技術を支える物資への支援

現状と課題等

- **特定重要物資**の四要件の一つである「**重要性**」は、基本的に「**現在の状況**」に照らして、「国民の生存に必要な不可欠又は広く国民生活もしくは経済活動が依拠」しているかどうかで判断。一方、**次世代技術への支援**は、「**経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）**」も含めて、基本的に**先進性の有無等が重要な判断要素**。このため、**経済安全保障上重要な次世代技術の開発に必要な部素材等の供給が特定国に偏っている場合でも、当該部素材等への支援が行われない可能性**。
- 例えば各国が**ヒューマノイド**の開発を進めているが、ボディ領域、特に**アクチュエーター及びそれを構成するモーターや、センサー等については、既に特定国に過度に依存**している状況。ヒューマノイドに関する技術開発のスピードは極めて速く、**近い将来に量産化フェーズに移行**する可能性。こうした状況を放置すると、**普及フェーズの初期段階で既に脆弱性を抱える**ことになりかねない。
- また、**量子技術**についても、特に量子コンピュータにおいて複数方式の開発が進められているところ、**レーザー駆動方式ではレーザー本体や結晶等を、超伝導方式では極低温冷凍機や冷却に必要なヘリウム等を特定国に依存**している状況が指摘。

対応の方向性

- **ヒューマノイドや量子コンピュータ等の次世代技術の開発に必要な部素材等のうち、経済安全保障上重要なものを洗い出した上で、必要に応じて支援を行うことが重要**。

<具体的な対応>

- a. **将来技術を支える物資への支援**： 次世代技術の開発に必要な部素材等のうち、経済安全保障上重要なものを洗い出した上で、必要に応じて支援を行う

【支援対象のイメージ】

- ・ヒューマノイドのアクチュエーター及びそれを構成するモーター、センサー
- ・量子コンピュータを構成するレーザー等

(参考) 次世代技術開発に必要な重要部素材： ヒューマノイド

- 次世代技術開発に必要なコンポーネントに係る重要部素材等について、主要プレーヤーの多くを他国企業が占めているものも存在。

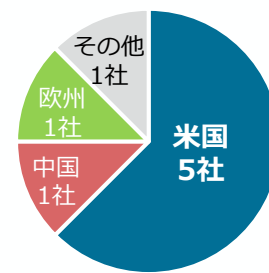
次世代技術に関連する主要企業（例：ヒューマノイド）

主要コンポーネントの例

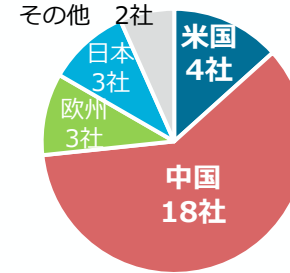
ソフト (ブレイン)	生成AIモデル 自律的思考	各種ソフトウェア 分析・シミュレーション
	アクチュエーター 関節の駆動・減速一体機構	センシング・認識システム 環境認識・姿勢推定・ 障害物検出
ハード (ボディ)	エンドエフェクター 物体の把持、操作等	バッテリー 電力の安定供給、航続確保
	エンコーダー モーターの角度・速度検出	組み込み用PC 知覚・判断・制御等の演算
	等	

ヒューマノイドバリューチェーンTOP100社の国・地域

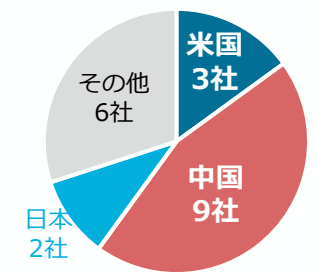
ブレイン領域



ボディ領域



インテグレーター領域



【具体的なコンポーネントの例】

アクチュエーター部品		センサー
統合アクチュエーター	モーター	
<ul style="list-style-type: none"> •Tuopu(中) •Sanhua(中) •Shenzhen Inovance(中) •THK(日) •Jiangsu Hengli(中) 	<ul style="list-style-type: none"> •Estun(中) •Leadshine(中) •Moons' Electric(中) •Shenzhen(中) •Inovance(中) •Zhaowei(中) •Zhongda Leader(中) 	<ul style="list-style-type: none"> •Keli Sensing(中) •Novanta(米) •Melexis(白) •Robosense(中)

※ 右図については、ヒューマノイドに係るバリューチェーンに既に組み込まれていることが確認済み（Reported）の企業のみを集計

※ また、具体的なコンポーネントについては、Primary Product及びSecondary Productに記載された分類に従って集計

（資料）Morgan Stanley「The Humanoid 100: Mapping the Humanoid Robot Value Chain」（2025年2月）等より作成

(視点2) サプライチェーンの上流から下流、循環までの一貫支援

- ① 経済安全保障上重要な循環資源
- ② 将来技術を支える物資
- ③ **需要サイドの対策**
- ④ 新たな戦略的国際分業の推進
- ⑤ 物流の強靱化

【対応の方向性】 需要サイドの対策

現状と課題等

- 例えば重要鉱物については、鉱山や精製施設に多額の投資が必要となるため、代替供給源からの物資は従来品に比べて価格が高くなり、さらに各企業において材料切替等のコストも発生する。中下流企業が価格のみを調達基準としている限り調達先の多角化が進まず、それが上流開発の投資判断を困難にする。
- 代替供給源の需要者である中下流企業が、地政学的要因によるサプライチェーン途絶リスクもふまえた調達を行っていくための環境整備や具体的支援が必要。

対応の方向性

- こうした状況においては、中下流企業による、①経済安全保障を踏まえた「企業ガバナンスの構築」と、②実際の「調達源の多角化」に向けた取組を進めることが必要。
- 「企業ガバナンスの構築」に向けては、例えば経済安全保障経営ガイドラインを通じ、経営層のマインドセットの構築や社内・取引先等の対話への活用を促しているところ。また、コーポレートガバナンス・コード改訂において地政学的要因によるサプライチェーン途絶リスクへの対応も収益機会につながり得るものとして対応すべき旨記載。さらに、2026年3月に閣議決定された経済安全保障推進法の改正法案において関係者相互の協力に係る努力義務規定を設けるなどしている。
- 「調達源の多角化」に向けては、企業が実際にサプライチェーンリスク分析や、その結果を踏まえた対策を講じることを促す。例えば、代替材料・部品への切替え準備に向けた支援（例、性能評価等）として、令和8年度当初予算において「重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業」（50億円）を盛り込んだところ。
- 引き続きこうした需要サイドの対策を進めるとともに、企業や産業界へのヒアリングや対話等を通じた状況の把握に努め、必要に応じて各種措置の検討や対応を不断に進める。
- また、代替供給プロジェクトの経済性をあげるため、同志国間での連携を念頭に置いた国境調整措置等の必要な措置を含めた貿易政策やメカニズム等の必要な措置についても状況を見極めつつ検討を進めていく。

(参考) 経済安全保障経営ガイドラインにおける「自律性確保の取組」

- 2026年1月、経済産業省は、経営層が経済安全保障に関する取組を経営戦略として考え、実行する上での推奨事項をまとめた、「経済安全保障経営ガイドライン」(第一版)を公表し、その普及に努めているところ。この中で、「自律性確保の取組」も記載。

自律性確保の取組例 (「経済安全保障経営ガイドライン」(一部抜粋))

- 足下の地政学的不安定性の高まりを踏まえ、特定の国・地域や企業への調達、供給や生産拠点等の過度な集中がサプライチェーンの混乱・途絶リスクを高める可能性を認識する
- 平時より、自社の製品・サービスが供給途絶した場合の自社および取引先等への影響のリスクを点検し、リスクが顕在化する前に、想定し得るリスクシナリオを重要度や緊急度等に応じて検討し、代替調達や備蓄等の対策を検討する。必要に応じて、政府や同業他社、調達先等との情報交換、認識共有等も検討する
- シングルソースに調達を依存している場合は、万が一供給途絶が発現した場合に備えて、例えば、予め代替調達となり得る事業者等との間で自社の製品・サービス等に組み入れるための原材料等の認証を行っておくなど、有事において代替調達先からの調達に速やかに移行できるような体制や調達先との関係構築を行うことも重要である
- 途絶リスクが高い素材・原料等について、スペックの見直し等を通じた使用の合理化、リサイクル技術、代替技術の開発等の中長期的な戦略立案も有用である
- サプライチェーン多様化の取組を進めるためには、自社の製品・サービス等を購入するサプライチェーン下流の顧客企業等の理解と行動も重要である。経営者等が率先して、これら顧客企業等との意思疎通を図り、自社のサプライチェーンが内在する潜在的リスクやその対応策について理解を得るよう努める
- 自社のサプライチェーン上流に位置するサプライヤーや業界団体等から、安定供給確保のための調達先、生産拠点の多様化などの相談がある場合、自社のサプライチェーンの強靱化を通じて、中長期的な企業価値向上に貢献し得るものとして、誠実に対話に応じる
- 他国による唐突な国境措置等によりサプライチェーンの混乱・途絶が生じた場合、官民一体で対応することが不可欠な事案もあるため、必要に応じて企業から経済産業省等へ相談するとともに、経済産業省からも企業へ情報共有し対応策をとともに検討する

(参考) 経済安全保障推進法の改正案における需要サイドの対策関連

- 2026年3月に閣議決定された経済安全保障推進法の改正法案では、安定供給確保に向けた努力義務・協力要請等が規定。

経済安全保障推進法の改正法案で規定されている「安定供給確保に向けた努力義務・協力要請等」の概要

趣旨

特定重要物資等の供給に係る事業者の事業の廃止、譲渡、移転等が行われる場合、供給能力の喪失や技術流出等、特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じることが懸念されるため、**国による積極的な働きかけ等により、民間事業者の安定供給の取組の後押しを図ることが重要。**

概要

- ① 政府は、施策の実施状況について評価し、必要に応じて安定供給確保基本指針を変更する。
- ② 国、特定重要物資等の供給を行う事業者、**特定重要物資の供給を受ける事業者**その他の関係者は、特定重要物資等の安定供給確保のため、**相互に連携を図りながら協力し、国はその事業者による協力の円滑化に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。**
- ③ 特定重要物資等の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合、主務大臣は広く関係者に対し、状況を把握するために必要な協力（資料・情報の提供、状況の説明等）を求め、得られた情報を踏まえ、供給確保計画の提出を促すことを可能とする。
- ④ 認定供給確保計画の実施が困難となるおそれがある場合、主務大臣は**広く関係者に対し、安定供給確保のために必要な協力**（資料・情報の提供、協議、対応の検討・方向性の見直し等）**を求め**ることを可能とする。

(参考) 需要サイドの意識の高まり：米提案「重要鉱物貿易協定 (ATCM)」

- **米国**は、重要鉱物の採掘・加工・精製を行う同志国によるプロジェクトや投資を促進し、重要鉱物の供給源多角化を達成するため、新たな多国間協定「**重要鉱物貿易協定 (ATCM)**」を提案。
- この提案では、特定の鉱種について「**プライスフロア (最低価格)**」を設定すること等が盛り込まれている。

米国提案「重要鉱物貿易協定 (ATCM)」の概要

- 米USTRは、これまでの非市場措置・慣行が、同志国による重要鉱物生産を拡大するプロジェクトの採算性を損ない、市場原理に基づく安定供給源として確立することを妨げてきたことを問題視。
- 特定の重要鉱物について、市場経済に基づく生産コストを反映した価格形成メカニズムを定め、新たな民間投資や官民の投資を可能とするため、同志国との間における、重要鉱物と下流製品の貿易に関する多国間協定「重要鉱物貿易協定 (ATCM)」を提案。
- 具体的には、すべての協定当事者が各鉱種のプライスフロア (最低価格) の設定と価格調整メカニズムを実施することを提案。

<主な論点>

- ✓ 対象とする重要鉱物及び協定相手国の優先順位付け
- ✓ 最低価格または参照価格の設定・調整方法
- ✓ 対象となる重要鉱物の下流製品の考慮
- ✓ 重要鉱物の採掘・加工における投資と適切な財務リターンを可能にする価格メカニズム (関税、数量規制、関税割当等を含むがそれに限定されない)
- ✓ 協定国間での供給力確保のためのメカニズム (スケールアップ支援、金属スクラップの貿易関連措置等)

(視点2) サプライチェーンの上流から下流、循環までの一貫支援

- ① 経済安全保障上重要な循環資源
- ② 将来技術を支える物資
- ③ 需要サイドの対策
- ④ **新たな戦略的国際分業の推進**
- ⑤ 物流の強靱化

(1) 同志国等との連携の広がり

- 日本は、同志国等との経済安全保障関連の連携を、バイ・マルチともに継続的に拡大、強化。

各国との経済安全保障関連の主な連携例

EU	<ul style="list-style-type: none"> 26年1月、赤澤経産大臣がセジュールネ上級副委員長、シェフチェビッチ委員とそれぞれ面談し、重要鉱物のサプライチェーン強靱化を含む日EU間の連携強化についての共同プレスリリースを发出。
英国	<ul style="list-style-type: none"> 25年3月、「日英経済版2+2閣僚会合」を開催。サプライチェーン強靱化、経済的威圧や非市場的な政策及び慣行への対応、重要・新興技術の促進・保護を含む経済安全保障に関する協力強化を表明。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 24年7月の日独首脳会談での枠組みの創設合意を受けて、24年11月及び25年10月に「日独経済安全保障協議」を開催。25年10月の第2回では、サプライチェーン強靱化や非市場的な政策・慣行への対応、重要・新興技術の保護・育成等を議論。
インド	<ul style="list-style-type: none"> 24年11月、「第1回日印経済安全保障対話」を開催。経済安全保障分野の日印間の連携強化で一致。 25年8月の日印首脳会談において、重点分野を定め、たうえで二国間協力の推進を図る「経済安全保障イニシアティブ」を立ち上げ。また、「経済安全保障ジョイントアクションプラン」に基づく官民の協力への期待も表明。
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> 25年10月、ERIA主催で経済安全保障及び産業協力に関するラウンドテーブルをジャカルタで開催。 日本側は経済産業省、JETRO、民間企業9社が、インドネシア側は政府機関、政府系投資機関、通信・IT関連企業、防衛関連企業が参加。 具体的なプロジェクト形成も視野に、今後も本ラウンド・テーブルを継続していくことで一致。

(資料) 各省プレスリリースより作成

鉱物に関する同志国との連携事例

重要鉱物サプライチェーン強靱性に関する戦略的パートナーシップ

- | | |
|----|--|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 2026年2月4日、米国商務省のマルコ・ルビオ長官が、ワシントンD.C.において重要鉱物閣僚会合を初開催。 日本を含む54ヶ国及び欧州委員会が参加。 米国・EU・日本は、互恵的なパートナーシップに向けて協調的な取組を加速する意図を表明。 |
|----|--|

「重要鉱物特惠貿易圏」の創設

- | | |
|----|---|
| 施策 | <ul style="list-style-type: none"> 会合に参加したJ.D.バンス副大統領により提案。 生産の各段階において重要鉱物の最低価格を設定し、関税を用いて公正な市場価値を反映した市場をつくると説明。 貿易圏に参加する国に対しては米国産業基盤へのアクセスを保証すると同時に、貿易圏全域での生産拡大を図る。 |
|----|---|

レアアースの日本向け供給確保

- | | |
|---------|---|
| 概要 / 施策 | <ul style="list-style-type: none"> 2023年3月、日豪レアアース（双日とJOGMECが共同設立）を通じて、豪Lynas Rare Earthsに対して総額2億豪ドル相当を追加出資。 2025年3月、日仏レアアース（岩谷産業とJOGMECが共同設立）を通じて、仏Caremagに対して最大110百万ユーロを出融資することを決定。 |
|---------|---|

(資料) 財務省資料、JETRO資料、JOGMEC資料より作成

(2) 海外企業による次世代製造基盤の海外展開

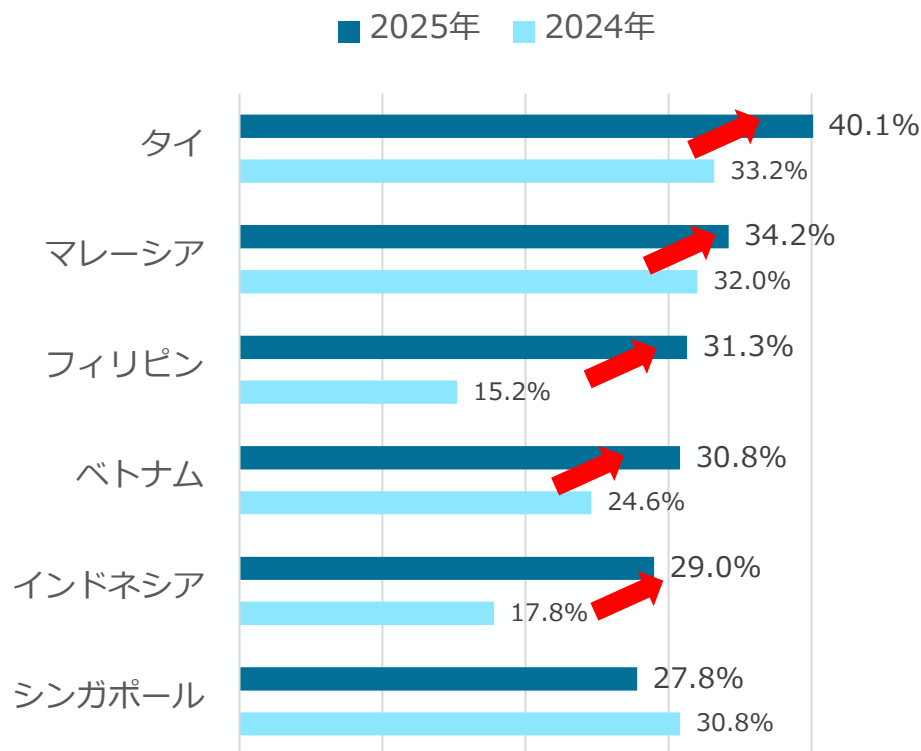
- 海外企業はスマート工場をはじめとする次世代製造基盤の海外展開も進めている。
- 例えば中国は、近年、ASEAN諸国をはじめとして対外直接投資を積極化させており、自国で開発・運用してきたスマート製造の技術を横展開するケースも散見。こうしたことも背景に、日系企業の競合先としての中国企業の存在感は、中国市場のみならず、ASEANなど第三国市場でも高まっている。

中国企業によるスマート工場の海外展開事例

Haier	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国、イタリア、東南アジアなど20カ国で70以上の工場にIIoTプラットフォームCOSMOPlatを展開。 ● ロシア工場では需要予測の超精密化や生産ラインの自動最適化を通じて、一人当たりの生産効率40%向上、必要人員数30%削減。
三一重工	<ul style="list-style-type: none"> ● インドネシア工場に自社開発のIIoTプラットフォームRootCloudを導入。国内拠点との連携による生産ライン最適化により、生産性を85%向上。
CATL	<ul style="list-style-type: none"> ● 四川省の宜賓工場が世界初のゼロカーボン電池工場として認証。その経験をドイツのチューリングン電池工場を含めた海外全生産拠点にも展開し、持続可能な製造に取り組む方針。
Midea	<ul style="list-style-type: none"> ● ブラジルにライトハウス工場基準を適用したスマート工場を建設。 ● AI技術による精密管理で大規模製造と個別カスタマイズの両立を実現。

(資料) JETRO資料、各社HP等より作成

競争力が最も強い相手として中国企業を挙げた日本企業の割合 (製造業・ASEAN国別)



(資料) JETRO「2025年度海外進出日系企業実態調査 (アジア・オセアニア編)」

【対応の方向性】 新たな戦略的国際分業の推進

現状と課題等

- 経済安全保障等の観点から一定水準の製造能力とそれを支える製造基盤を確保すべき一方、国内だけで全ての製造能力を確保することは非現実的。効率重視のグローバル化の時代から地政学リスクを内包する国際環境に転換する中で、地政学リスクにも耐え得る形での新たな戦略的国際分業を構築することが不可欠。特にコモディティ化が進む分野については、海外における代替的な製造基盤を戦略的に構築していくことが重要。

対応の方向性

- 新たな戦略的国際分業の推進に当たっては、需要・供給の両面からの連携が必要。この際、地政学リスクにもサプライチェーンを構築する観点から、戦略的な分業を構築していく。
 - ✓ 上流に強みを持つ国・地域、中流に強みを持つ国・地域、下流に強みを持つ国がある中で、国・地域毎に共有する課題や、産業毎の強み・弱み等に応じてアジェンダを戦略的に選択して、国際分業を進めていく。
 - ✓ 物資ごとに、輸送上の choke point など、地政学的なリスクを耐えうるよう、一定程度の分散を図る。
 - ✓ 相互依存を深化できる信頼できる同志国等との間では、自由貿易体制のさらなる深化を図る。
- 加えて、諸外国がスマート工場をはじめとする次世代製造基盤の海外展開を進める中、上記を踏まえつつ、日本も次世代製造基盤を海外展開することも必要。
- グローバルサウス諸国における実証事業や経済安全保障推進法の枠組み等により、FS（事業化可能性調査）から、実証、実装まで切れ目ない海外事業展開支援を措置。更に、2026年3月に閣議決定された改正経済安全保障法案では、重要な海外事業の促進策としてJBICによる劣後出資等や、重要な物資の供給に不可欠な役務への支援措置が規定。これらの措置も活用して、同志国等との連携を戦略的に進めるべき。
- アジア諸国を含むグローバルサウス諸国については、JETROの活動も通じて、地政学的な問題や経済安全保障の重要性に関する理解促進を含め、相手国政府の対応力強化へのサポートも行うことが重要。

<具体的な対応>

- a. 地政学リスクにも耐え得る形での新たな戦略的国際分業を構築（次世代製造基盤の海外展開を含む）
（※）FS（事業化可能性調査）から、実証、実装まで切れ目ない海外展開支援措置を活用
- b. 国・地域毎に共有する課題に応じて戦略的に選択したアジェンダに関する同志国等との連携の推進
- c. JETROも通じたグローバルサウス諸国の対応力強化へのサポート（経済安保の重要性に係る理解促進を含む）

(参考) 海外事業展開への切れ目ない支援 (再掲)

- グローバルサウス未来志向型共創等事業や経済安全保障推進法の枠組み等により、海外事業展開について、FS (事業化可能性調査) から、実証、更には実装まで切れ目ない支援を措置、更に拡充しようとしているところ。

① 経済安全保障に資する主な海外事業展開支援策

FS事業

小規模実証

大規模実証

実装事業

グローバルサウス未来志向型共創等事業

- グローバルサウスが抱える課題 (DX/GX分野等) を解決することによる同市場の成長力を活かした日本国内産業活性化、米国関税の影響を受ける日本企業の新市場開拓、特定国への依存低減による経済安全保障の確保 (サプライチェーン強靱化等) を図る。また、同時にグローバルサウス諸国との経済連携を強化する。

① 小規模実証・FS事業

② 大型実証事業
(ASEAN加盟国向け)

③ 大型実証事業
(非ASEAN加盟国向け)

④ ウクライナ復興支援に向けた
欧州企業連携
・ 中東欧諸国等連携強化

重要な海外事業の促進 (新設を検討中)

- 経済安全保障推進法及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案 (2026/3/19閣議決定) において、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度を創設。
- 認定を受けた特定海外事業について、JBICが劣後出資等を供与できることとし、民間資金の動員を図る。

<特定海外事業>

海外において事業者が行う事業

- (1) 国際的な輸送網の強靱化のための施設等の整備・運用
- (2) 重要サービスの提供に用いられる施設等の整備・運用
- (3) 重要技術の海外展開のための施設等の整備・運用

※ 特定海外事業促進制度は実装事業と一体的にFS事業も支援可能

② 特定重要物資に係る日本国内への安定供給確保支援

経済安全保障推進法上の特定重要物資に係る支援については、生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の導入・開発等、幅広い措置が含まれる。

※ 実際に海外における生産能力増強の取組を対象にしたものも存在。

(例) レアアース磁石の生産能力増強

最先端技術を生み出す研究開発や一定規模の量産を可能とする能力を国内に確保した上で、技術流出の防止を的確に図りながら海外における生産能力を増強する取組を対象とする。

(参考) 日印経済安全保障協力に関するジョイント・アクションプラン

- 日印間の経済安保分野での協力の推進に向け、JETRO、CII、JCCIIは、ジョイント・アクションプランを作成。
- 同アクションプランでは、脆弱性分析や日印双方の強み等を踏まえて、①日印経済安保協力のナラティブを新たに提示するとともに、②日印安保協力のプライオリティ物資・技術の特定と、③日印官民の具体的ジョイント・アクションを提案。
- 今後の日印経済安保協力の土台となり、政策対話や官民会合などでの議論の加速と個別プロジェクトの実行を期待。

日印ジョイント・アクションプランの概要

日印経済安保協力のナラティブ

- 日印は、経済安保分野で戦略的相互補完の関係。
- 日本企業は一部の戦略製品等（半導体、太陽光、蓄電池、医薬品など）において、国内の生産能力が縮小しつつある。しかし、これらは本来日本の優位性が高かった技術・製品である。そのため、これらのインドでの生産を進め、同国のスケールメリットを最大限活用することで、生産能力を再構築・拡大し、両国の経済安全保障強化につなげる可能性。
- 加えて、生成AI、再エネ、ヘルスケアなどの新興技術領域において、インド企業・大学・研究機関と連携した知見の共有、大規模実証、量産化、低コスト化に係る研究開発などのイノベーション協力拡大の可能性。
- 上記実現のためには、日印官民で計画や戦略などを共有し、政策協調を図り、ジョイント・アクションを実行していくことが必要。



豊富な高度人材と
スケールメリット



技術力と生産能力

日印官民のジョイント・アクション

8つの重点物資・技術

デジタル・電気電子	エネルギー・鉱物資源	バイオ・ヘルスケア	産業基盤技術
① 生成AI ② 半導体 ③ フラットパネルディスプレイ	④ 太陽光発電 ⑤ 蓄電池	⑥ 医薬品	⑦ 永久磁石 ⑧ コンプレッサー

※加えて、上記を支える重要鉱物についても協力を深める必要。

- 日印官民で計画や戦略などを共有し、個別プロジェクトを実行していく。
- **重点分野への投資拡大**
 - 日印政府の政策協調（補助金やその他必要な措置を通じて、）
など
- **技術・イノベーション協力の拡大**
 - GCC（対インドR&D投資、開発拠点）の拡大
 - 知的財産保護・技術流出防止 など
- **人材協力の拡大**
 - 民間・大学・研究機関間の人材交流の促進 など

(参考) 日印経済安全保障協力に関するジョイント・アクションプラン (続)

日印ジョイント・アクションプランの進捗状況

重点物資・技術	進捗状況例 (2026年4月1日時点)
①生成AI	<ul style="list-style-type: none">日印企業が連携し、AI基盤モデルや分野別アプリケーション等の開発を進めている。2025年11月、日印企業・スタートアップのマッチングを実施 (日本: GENIAC、インド: IndiaAI Mission)。本年2月にはAI Impact Summit (デリー) に日本ブースを開設し、日印企業連携を進める。
②半導体	<ul style="list-style-type: none">インドで進行中の複数の半導体プロジェクトに対して、日本が強みを有する製造装置、部素材を中心に日本企業が関与。昨年9月には日印政府主催で化学・ガス部素材B2Bネットワーキングイベントを実施。本年3月にはインド日本商工会・CII (インド工業連盟) 共催で日印企業間の半導体マッチングイベントを実施予定。世界の半導体設計技術者の20%という人材プールを有するインドにおいて、日本の半導体設計企業がインドで最先端半導体の設計センターを開設。
③ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none">インド企業と連携し、インドでのディスプレイ生産能力の再構築に向けた検討。
④太陽電池	<ul style="list-style-type: none">本年1月に太陽光ミッションをインドに派遣し、個別商談等を実施。現在、日印企業間で協業等に向けた検討が行われている。
⑤蓄電池	<ul style="list-style-type: none">2025年7月にバッテリーミッションをインドに派遣。現在、日印企業間で協業等に向けた検討が行われている。複数のMOU等の締結も近く予定。
⑥医薬品	<ul style="list-style-type: none">複数の日本の製薬会社がインドとの連携を検討中。
⑦永久磁石	<ul style="list-style-type: none">インド企業と連携し、インドでのレアアース磁石の現地生産を検討。
⑧コンプレッサー	<ul style="list-style-type: none">日本のエアコン企業がインド南部でコンプレッサー工場の建設を進行中。

(視点2) サプライチェーンの上流から下流、循環までの一貫支援

- ① 経済安全保障上重要な循環資源
- ② 将来技術を支える物資
- ③ 需要サイドの対策
- ④ 新たな戦略的国際分業の推進
- ⑤ **物流の強靱化**

【対応の方向性】 物流の強靱化

現状と課題等

- 特に海上輸送等に大きく依存する日本にとって、物流の強靱化は極めて重要。
- 一方、例えば我が国の船舶建造量は減少傾向にあり、この状況が続けば、国内の船舶関連サプライチェーンを維持できなくなるおそれがあるなど、物流について課題も少なくないところ、経済安全保障推進法に基づく特定重要物資としての船舶の部品に「船体」が追加。

対応の方向性

- グローバルサウス諸国における実証事業に加え、経済安全保障推進法改正法案で示されている枠組みが実現すれば、FS（事業化可能性調査）から、実証、実装まで切れ目ない海外事業展開支援が可能となる。具体的に、2026年3月に閣議決定された改正経済安全保障推進法案では、重要な海外事業の促進策としてJBICによる劣後出資等や、重要な物資の供給に不可欠な役務への支援措置が規定。こうした措置を活用しつつ、地政学的な観点から戦略的にプロジェクトを選定し、物流の強靱化に取り組むことが重要。

<具体的な対応>

- a. グローバルサウス諸国における実証事業や経済安全保障推進法の枠組み等も活用しつつ、物流の強靱化に取り組む
 - FS（事業化可能性調査）から、実証、実装までの切れ目ない支援（「グローバルサウス未来志向型共創等事業」、「重要な海外事業の促進（JBICによる劣後出資等）」、「特定重要物資に係る日本国内への安定供給確保支援」）

(参考) 海外事業展開への切れ目ない支援

- グローバルサウス未来志向型共創等事業や経済安全保障推進法の枠組み等により、海外事業展開について、FS（事業化可能性調査）から、実証、更には実装まで切れ目ない支援を措置、更に拡充しようとしているところ。

① 経済安全保障に資する主な海外事業展開支援策

FS事業

小規模実証

大規模実証

実装事業

グローバルサウス未来志向型共創等事業

- グローバルサウスが抱える課題（DX/GX分野等）を解決することによる同市場の成長力を活かした日本国内産業活性化、米国関税の影響を受ける日本企業の新市場開拓、特定国への依存低減による経済安全保障の確保（サプライチェーン強靱化等）を図る。また、同時にグローバルサウス諸国との経済連携を強化する。

① 小規模実証・FS事業

② 大型実証事業
(ASEAN加盟国向け)

③ 大型実証事業
(非ASEAN加盟国向け)

④ ウクライナ復興支援に向けた
欧州企業連携
・ 中東欧諸国等連携強化

重要な海外事業の促進（新設を検討中）

- 経済安全保障推進法及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（2026/3/19閣議決定）において、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度を創設。
- 認定を受けた特定海外事業について、JBICが劣後出資等を供与できることとし、民間資金の動員を図る。

<特定海外事業>

海外において事業者が行う事業

- (1) 国際的な輸送網の強靱化のための施設等の整備・運用
- (2) 重要サービスの提供に用いられる施設等の整備・運用
- (3) 重要技術の海外展開のための施設等の整備・運用

※特定海外事業促進制度は実装事業と一体的にFS事業も支援可能

② 特定重要物資に係る日本国内への安定供給確保支援

経済安全保障推進法上の特定重要物資に係る支援については、生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の導入・開発等、幅広い措置が含まれる。

※実際に海外における生産能力増強の取組を対象にしたものも存在。

(例) レアアース磁石の生産能力増強

最先端技術を生み出す研究開発や一定規模の量産を可能とする能力を国内に確保した上で、技術流出の防止を的確に図りながら海外における生産能力を増強する取組を対象とする。

(参考) 重要な物資の供給に不可欠な役務への支援

- 重要な物資そのものが確保されているとしても、その供給に不可欠な役務を外部に依存することにより国家及び国民の安全を損なう事態を生じるおそれが顕在化している。物資の供給網の強靱化のためには、物資そのものの生産等だけでなく、**物資の供給に不可欠な役務の提供が確保される必要**。
- このため、「**重要な物資の供給に不可欠な役務**」が、外部への依存性・供給途絶の蓋然性等の要件を満たす場合、**特定重要物資として指定、支援**することを規定する「経済安全保障推進法及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」が2026年3月に閣議決定されたところ。

物資の供給に必要な役務の例

(光海底ケーブルの敷設)

- 国際通信の99%は光海底ケーブルを經由していることから、光海底ケーブルは我が国の経済活動に必要な不可欠な物資であるが、その機能の発揮には海底ケーブル敷設船による敷設（役務）が必要である。
- 仮に国内の光海底ケーブル敷設船が不足することにより、敷設役務を過度に外部依存する状況において、これが途絶すれば、結果として海底ケーブルの通信機能の発揮が損なわれる。



(資料) 内閣府「経済安全保障推進法※及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案の概要」(2026年3月)、経済安全保障法制に関する有識者会議「提言骨子の概要」(2026年1月)、同「推進法改正に関する検討会合の要点」(2025年12月)より作成

(視点3) 「エコシステム」への支援

- ① 製造AXの推進**
- ② 製造基盤を支える人材の育成・確保
- ③ 技術流出防止のより一層の強化
- ④ 中堅・中小企業を含むサプライチェーンの強靱化

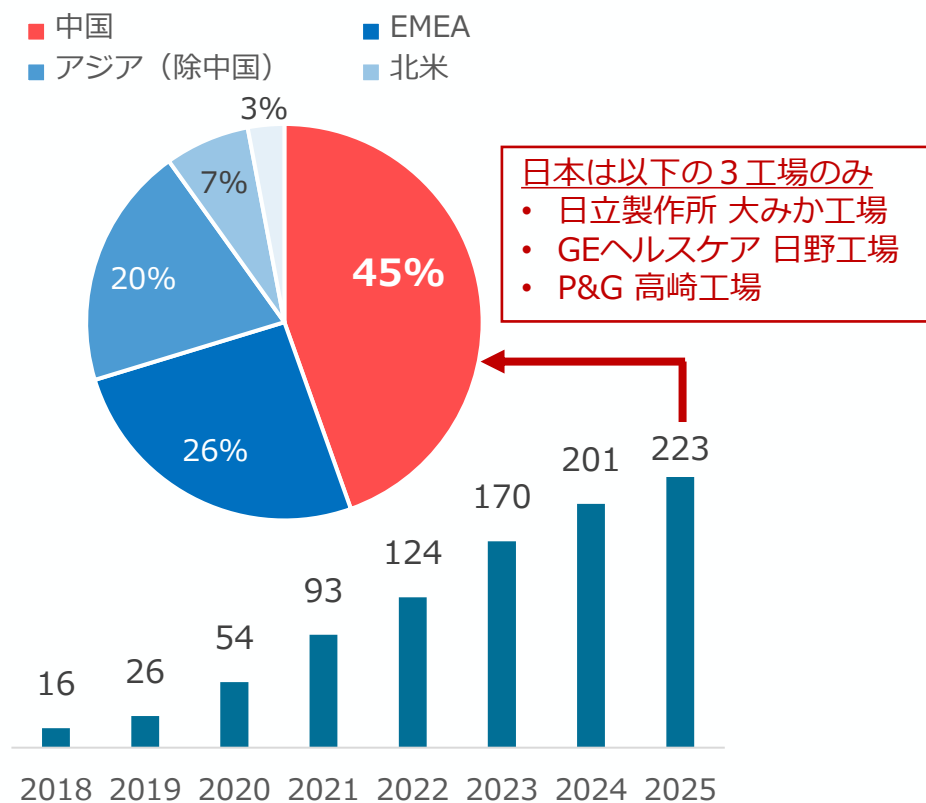
(1) 製造DXの状況

- 世界経済フォーラムのライトハウス工場※の認定数で、日本は中国や欧米諸国に比べて圧倒的に少ない状況。 また、ロボット密度も中国に追い抜かれ、先行する韓国やシンガポールとの差も拡大。

※「ライトハウス工場」とは、第四次産業革命技術を製造現場に本格実装し、生産性や品質等で実証された成果を出している工場。

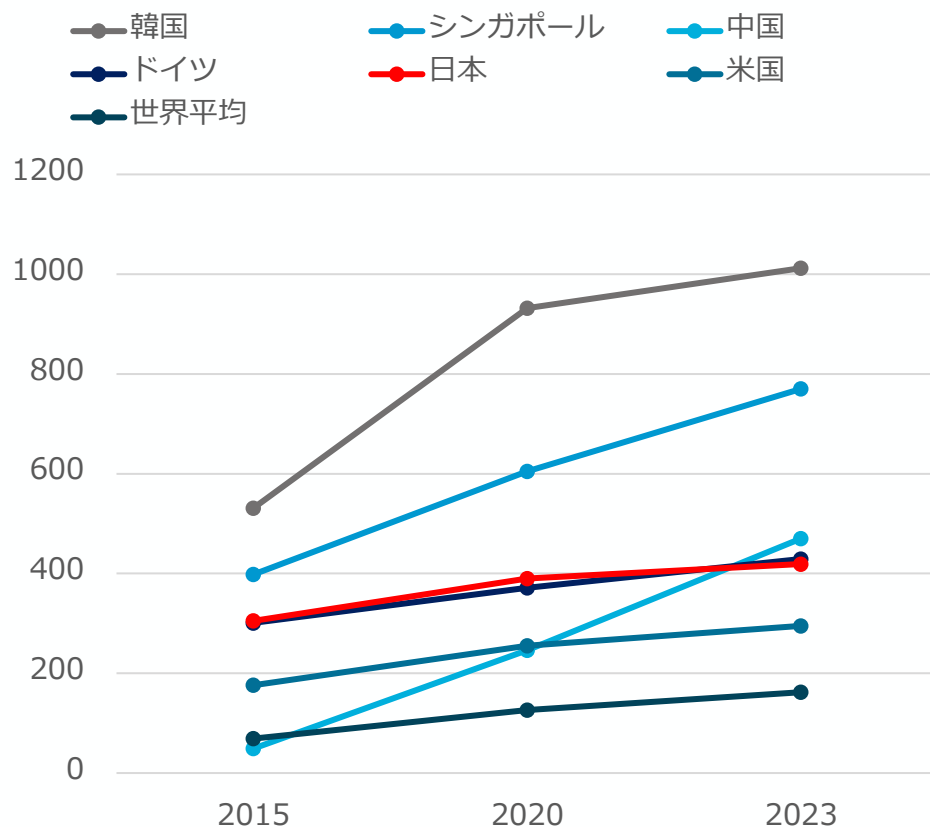
- 日本の製造業のDX化を定量的に把握することは困難であるが、決して世界最高水準ではないと推測される。

世界経済フォーラムの認定ライトハウス工場数



(資料) World Economic Forum 「Global Lighthouse Network」 レポートより作成

製造業におけるロボット密度の推移 (台/万人)

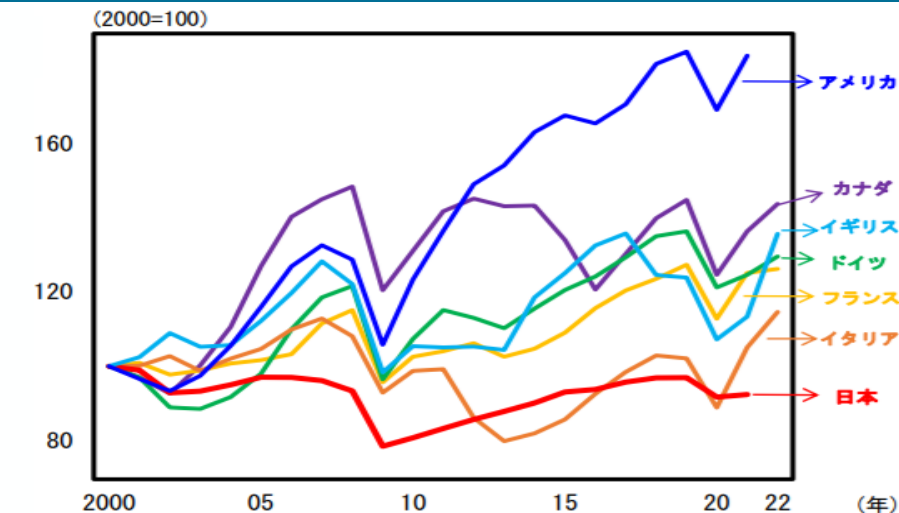


(資料) IFR資料 (2024年11月)、IFR 「World Robotics 2021」 「World Robotics 2016」 より作成

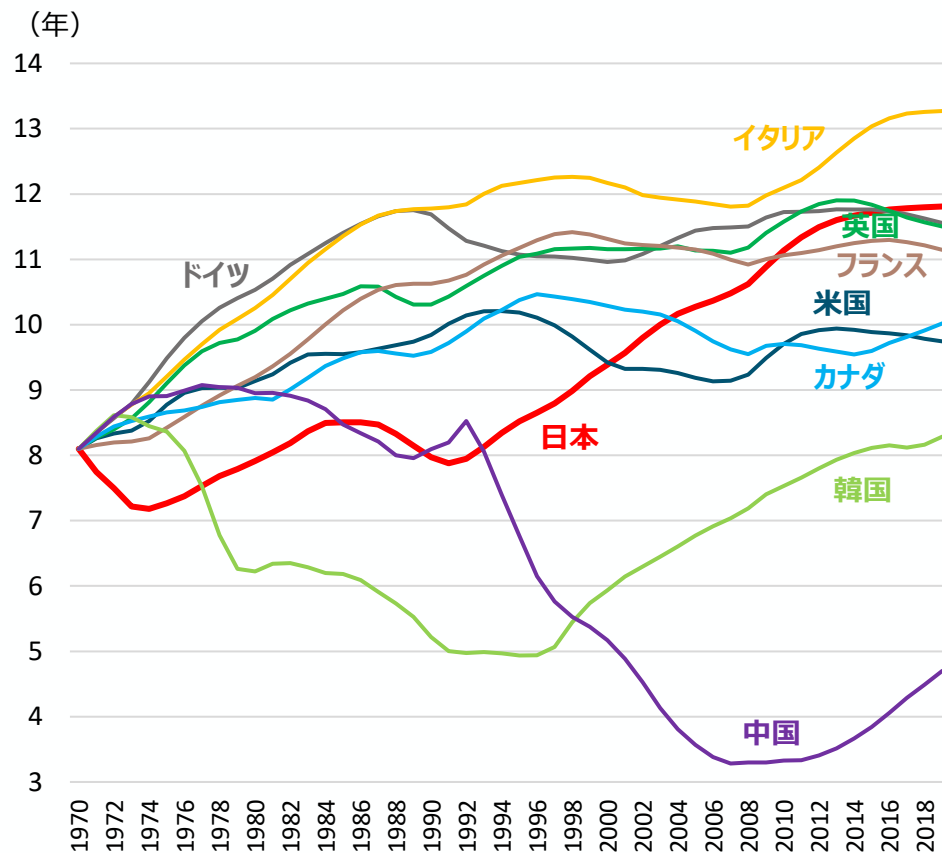
(2) 設備投資等の状況

- 日本は、足下では変化の兆しもあるものの、他の先進諸国と比較して設備投資が長らく低迷。この結果、資本装備率は低く、設備も老朽化が進む。

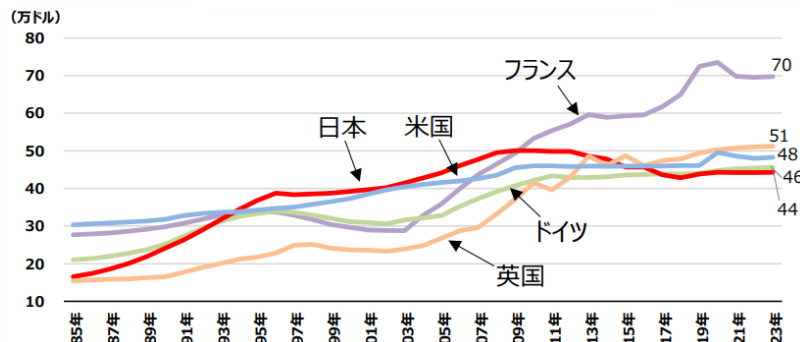
設備投資額の各国比較



資本の使用年数 (ビンテージ)



資本装備率の国際比較 (実質)



(資料) 日本成長戦略会議基礎資料 (2025年11月)

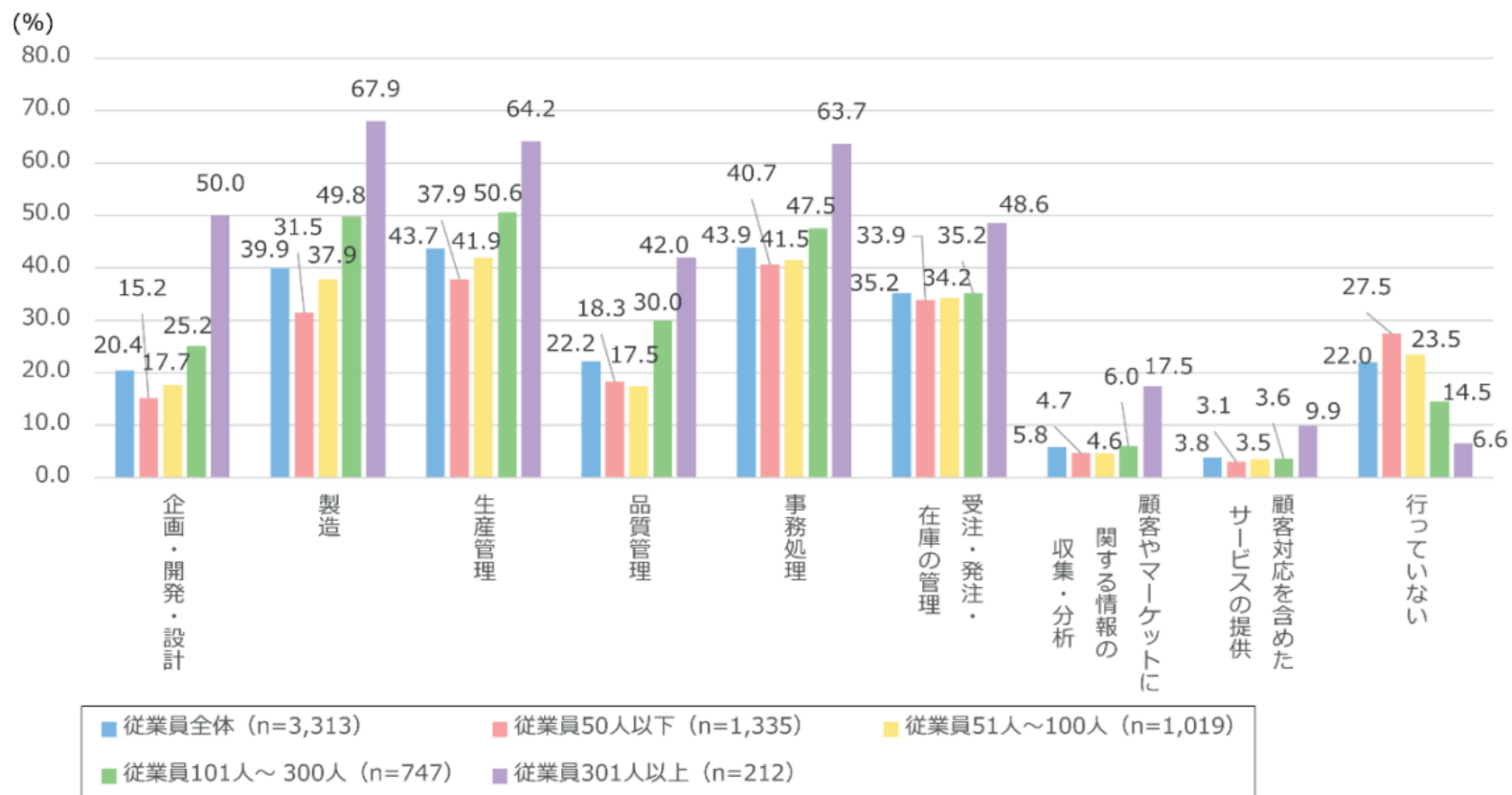
※ 資本のビンテージは、経済企画庁「国富調査」(昭和45年)を参考に、1970年末のビンテージを各国一律に8.1年と仮定して算出。

(出所) 内閣府「令和5年度年次経済財政報告」を参考にし、経済企画庁「国富調査」、IMF「Capital Investment and Capital Stock Dataset」より作成

(参考) 企業規模別の製造DXの状況

- 日本の大企業（従業員数が301人以上の企業）では、企画・開発・設計／製造／生産管理など、製造業の中心となる工程で、50%～65%強の企業が、デジタル技術を活用して業務改善を実施。
- 他方で、中小企業（従業員数が300人以下の企業）では、デジタル技術を活用する企業の割合は少ない。例えば、従業員数50人以下の企業では、製造で約30%、企画・開発・設計で約15%の企業しかデジタル技術を活用していない。

デジタル技術を活用して業務改善を行った・行っている工程



【対応の方向性】 製造AXの推進

現状と課題等

- 日本企業は自由貿易体制下で海外投資を優先し、国内の設備投資は製造DX投資を含めて長らく低迷。設備投資の低迷によって、資本装備率は低迷、資本の使用年数も高止まり（設備のビンテージ化）。
- 製造DXの障害としては、データ形式が個別企業・工場毎にバラバラであること、ベンダーによるデータ基盤のロックイン等の技術面の課題、現場でデータを活用して改善を実践できる人材の不足等の人材面の課題、作業の標準化ができていないため効果が出ない、投資に対して過度に早期の成果を求めすぎるといった経営面の課題が指摘。
- また、製造分野におけるAI実装に向けては、以下のような課題が指摘。
 - ✓ 製造のナレッジをためて引き出す基盤の整備に向けた連携した取り組みが必要。
 - ✓ 秘匿性を確保しながらの学習面での連携が必要。
 - ✓ 共通基盤とする領域、各社の競争領域とする領域の全体像が必要。
 - ✓ AIのアウトプットの安定性等に課題がある中、現場で使う側とAIを開発する側が一体となって取り組む体制が必要。
 - ✓ スタートアップや中小企業もAIを活用できるよう、共通基盤、セキュアな実証環境、ユースケース別のAI導入支援が必要。

【対応の方向性】 製造AXの推進（続）

対応の方向性

- 日本は製造現場等のリアルデータを多数蓄積しており、これを活用して世界に先駆けてAIによって定義される価値創出デザインを構築し、製造基盤強化等に向けたフィジカルAIを世界に先駆けて実装できる可能性（「AX（AIトランスフォーメーション）」）。
- また、設備のビンテージ化は限界にきており、地政学的緊張の高まりに伴う国内投資増加の兆しも相まって、今後は国内の工場の移転・建替え、設備更新等も期待。
- このため、AIを活用した製造AXを進める「最後のチャンス」と位置づけ、「生成AI開発プログラム（GENIAC）」や「製造AX拠点構想」を進め、個別企業・工場を超えたオープンなデータ基盤の成長を加速させることにより、基盤モデルの開発や社会実装を推進することが必要。
- また、設備のビンテージ化に対処するため、大胆な投資促進税制、中堅等大規模投資補助金、成長加速化補助金、省エネ・非化石転換補助金等を活用しつつ製造基盤のアップデート（AI・IoTやロボット、工程集約型加工機等の実装）を進めることが必要。加えて、産業用地等の産業基盤の整備に向けた措置等を着実に進めるべき。

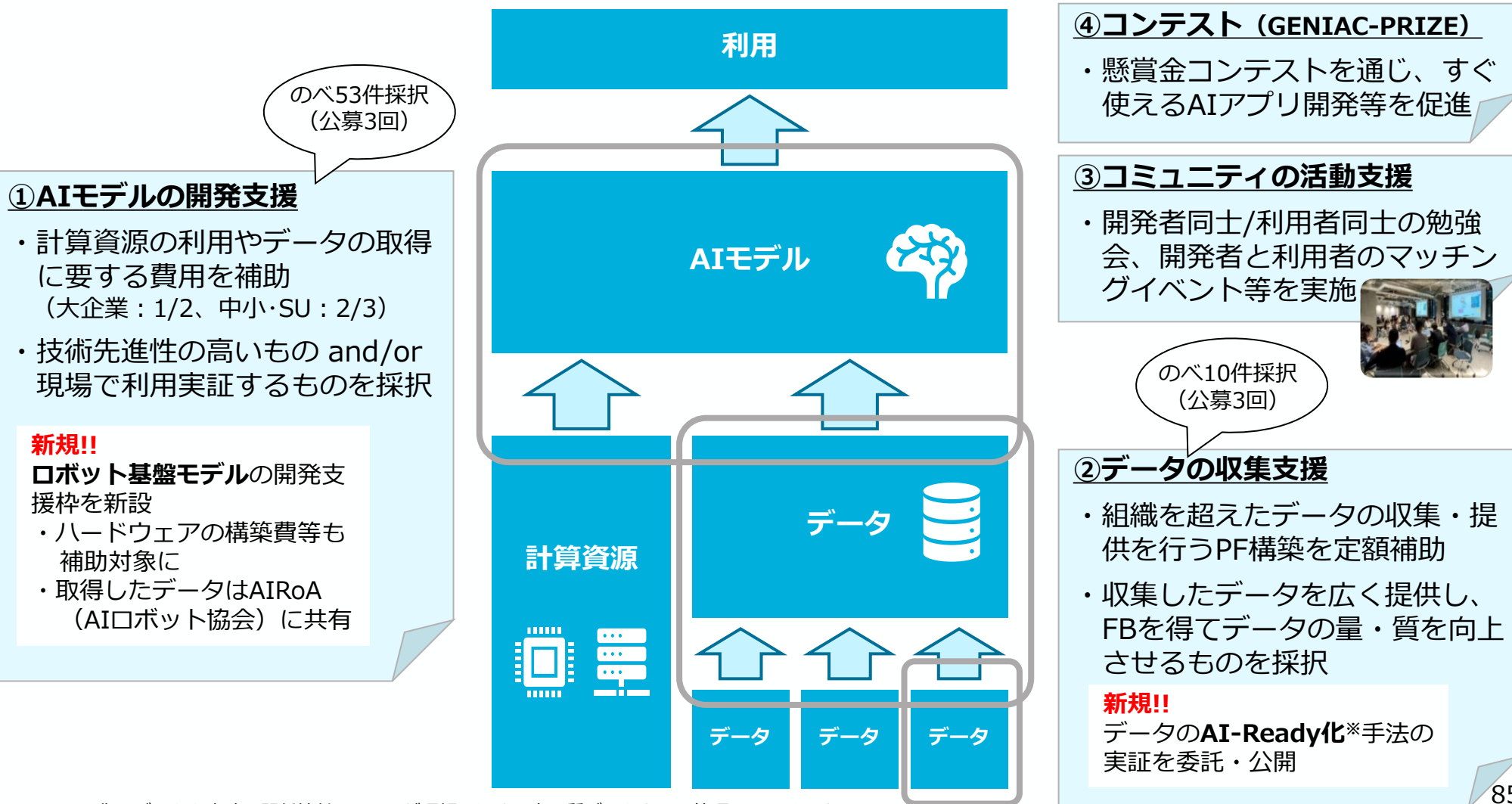
<具体的な対応>

- a. 「生成AI開発プログラム（GENIAC）」や「製造AX拠点構想」の推進
- b. 大胆な投資促進税制、中堅等大規模投資補助金、成長加速化補助金、省エネ・非化石転換補助金等を活用した、製造基盤のアップデート（AI・IoTやロボット、工程集約型加工機等の実装）
- c. 産業用地等の産業基盤の整備に向けた措置等の推進

(参考) 生成AI開発プログラム (GENIAC) ①概要

- 2024年2月から、「AIモデルの開発」と「データセットの構築」を支援するプログラム (**GENIAC** : Generative AI Accelerator Challenge) を開始。2025年度補正予算を活用し、支援案件を新たに募集。

GENIACの全体像 (イメージ)



* AI-Ready化 : データを意味・関係性付けし、AIが理解しやすい高品質データとして管理していくこと

(参考) 生成AI開発プログラム (GENIAC)

② 支援措置

	領域特化モデルの研究開発 (補助)	ロボット基盤モデルの研究開発 (補助)	製造業データ等の AI-Ready 化に関する研究開発 (委託)	データエコシステムの構築等に関 する研究開発 (補助)
開発 対象	領域特化モデルの開発に必要な計 算資源の調達等を支援する。	ロボット基盤モデル※の開発に必要な 計算資源の調達等を支援する。 ※ ロボット基盤モデルとは、A I による知能の高度化を通じ て自律制御を実現する機械システムに搭載され、当該ハー ドウェアを直接制御するロボット基盤モデルを指す。	製造業データ等の AI-Ready 化 の手法の確立に必要な費用を支援 するとともに、その成果を広く公開す る。	データセットの構築、データエコシ ステムの構築、製造プラットフォーム※ の開発に必要な費用を支援する。 ※ 製造プラットフォームとは、製造現場において生産設備等 から取得したデータを用いて開 発され、生産の効率化・省 人化など製造業の高度化やD Xに資する機能を提供する ものを指す。
事業 形態等	補助率： 大企業：1 / 2 中小企業等：2 / 3 いずれも予算上限なし	補助率： 大企業：1 / 2 中小企業等：2 / 3 いずれも予算上限なし	負担率 (1 提案当たりの予算上 限)： NEDO負担率 100% (上限 5 億円)	負担率 (1 提案当たりの予算上 限)： <データセットの構築 (必須)> ・大企業・中小企業等：定額補助 <データエコシステムの構築、製造プ ラットフォームの開発 (任意)> ・大企業：1 / 2、中小企業等： 2 / 3 (原則15億円以内 (最大20億円)、 外部有識者会議で承認された場合20 億円)
補助対象 費用	計算資源の調達費、その他経費 (大企業：データ整備に係る外注費、 中小企業等：全て)	機械装置等費、労務費、計算資源 の調達費、その他経費	機械装置等費、労務費、計算資源 の調達費、その他経費	機械装置等費、労務費、計算資源 の調達費、その他経費
事業 期間	原則 6ヶ月 (ただし、フルスクラッチ開発する場合か つユーザー企業との実証を実施する場 合に限り、外部有識者委員会の承認を 経て最大 1 年間を認める。)	原則 1年 (ただし、一定の要件を満たし、外部 有識者評価等で認められた場合に限り、 最大 3 年間を認める)	1 年間	最大2年間
公募開始 時期	2026年1月27日 公募開始 (≧3月19日)	第1回：2026年2月20日公募開 始 (≧3月23日) ※自動運転車、ドローン・無人航空機等 第2回：2026年4月以降を予定 ※多用途ロボット、自動運転車、ドロー ン・無人航空機等を含む全ての機械シ ステム	2026年 1月27日 公募開始 (≧2月26日)	2026年3月25日 公募開始 (≧4月23日)

(参考) 製造AX拠点構想

- 日本の製造業では、大企業の方が中小企業よりもデジタル技術の活用が進んでいるが、その日本の大企業ですら、世界では製造業のDXにおいて既に後塵を拝している状況。
- **製造AX拠点構想**は、①製造現場の加工・稼働データ等から成るデータベース整備と、②製造プラットフォーム※の開発支援、を担う「製造AX拠点」を構築するもの。これらを活用して、製造プラットフォームビジネスの担い手となる企業が、自社のプラットフォーム事業に必要なサービス等を開発することを目指す。
※製造現場で取得したデータを用いて開発され、生産の効率化・省人化など製造業の高度化やDXに資する機能を提供。

製造AX拠点構想概要

これまで

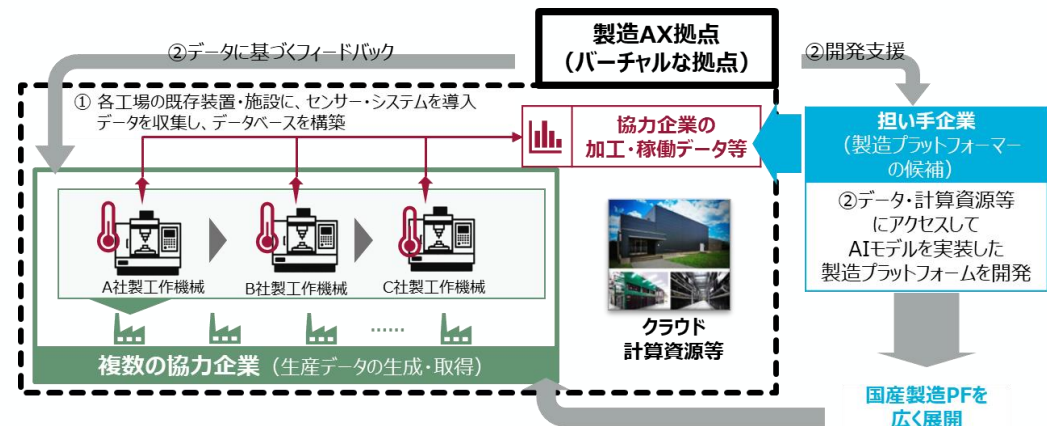
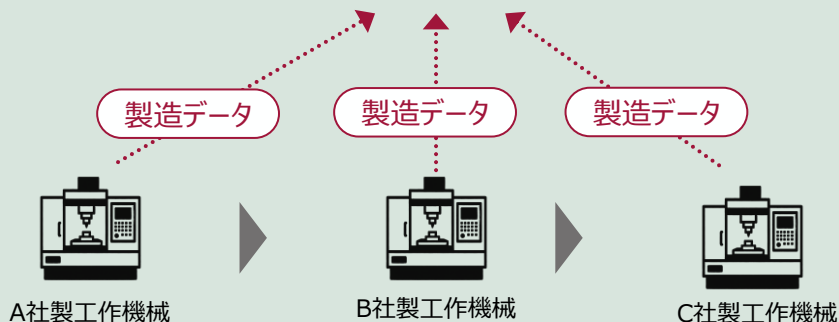
- 製造現場におけるデータは、例えばデータが蓄積されていなかったり、蓄積されていても、機械単位でローカル管理されており、ライン全体で統合されるケースは少ない。
- また、データが収集されても、分析・改善ノウハウを持たず、人手による限定的な改善にとどまるケースも存在。

目指す姿

1. 製造データベースの整備：拠点の取組に協力する企業（協力企業）の工場の装置・施設に、センサー・システム等を導入し、加工・稼働データ等を収集。収集データを前処理し、異種データを統合したデータベースを構築。
2. 製造プラットフォームの開発支援：製造プラットフォームビジネスの担い手企業（工作機械メーカー、セットメーカー、ソフトウェアベンダー等）による、製造データベースを活用したサービス等の開発を支援。拠点自身も、協力企業のデータを解析して製造高度化に向けたフィードバックを実施。

例) 製造現場のライン例

十分な活用がなされず
(例：個別機械で閉じたデータ蓄積による部分最適)



(参考) 企業の設備投資促進策の例

- 企業の投資を促進するため、税制・補助金、産業基盤整備支援等の様々な施策が講じられ、更に拡充されつつある。

設備投資促進策の例（税制・補助金）

「**大胆な投資促進税制**」による国内における高付加価値な成長投資の促進

- **全業種**を対象に、**①投資利益率が15%以上**、**②投資規模が35億円(中小：5億円)以上**等の「特定生産性向上設備等」を経済産業大臣が確認した場合に、**即時償却又は税額控除7%**（建物、建物附属設備、構築物は4%）等を適用。
- 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、**繰越税額控除（3年間）が可能**。

産業用地等の産業基盤の整備

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案
(2026年3月閣議決定)
＜地域未来投資促進法関連＞

(1) 産業用地確保のための既存用地の条件改善

- 生活環境との調和、地元の理解を前提に、**「地域経済牽引事業」の用に供される工場等の工場立地法の緑地規制を特例緩和**
- **地域経済牽引事業の用に供されるデータセンター**（工業用水給水区域に限る）に対する、**工業用水の供給の義務付け**
- 財政力の低い自治体が、地域経済牽引事業に係る**土地・建物の固定資産税を減免**する場合に**減収分を国が補填する措置**について、**機械・装置を対象に追加**

(2) 産業用地整備に係る計画承認制度の創設

- **都道府県又は市町村による地域経済牽引事業のための産業用地の整備に関する計画の承認**
 - ① **官民連携で産業用地の整備を進める際の土地譲渡に係る課税特例**
 - ② **中小機構による融資及び助言**

売上規模		事業者数	主な補助金（措置済み）	
100億円以上	大企業	約1,300者	中堅企業支援 中堅等大規模投資補助金 【中堅向け】	
	中堅	約0.9万者		
	中小	約4,500者		
100億未満 10億円		約9万者	100億企業支援 成長加速化補助金 【100億宣言企業向け】 上限5億 補助率1/2 上限50億 補助率1/3	
10億円 1億円		約60万者	新事業進出・ものづくり補助金 上限9,000万 補助率1/2等	
1億円 1,000万円		約140万者	持続化補助金 上限250万 補助率2/3 等	
1,000万円以下		約140万者		

省エネ・非化石転換補助金
【設備単位型の場合】
上限1億 補助率1/3

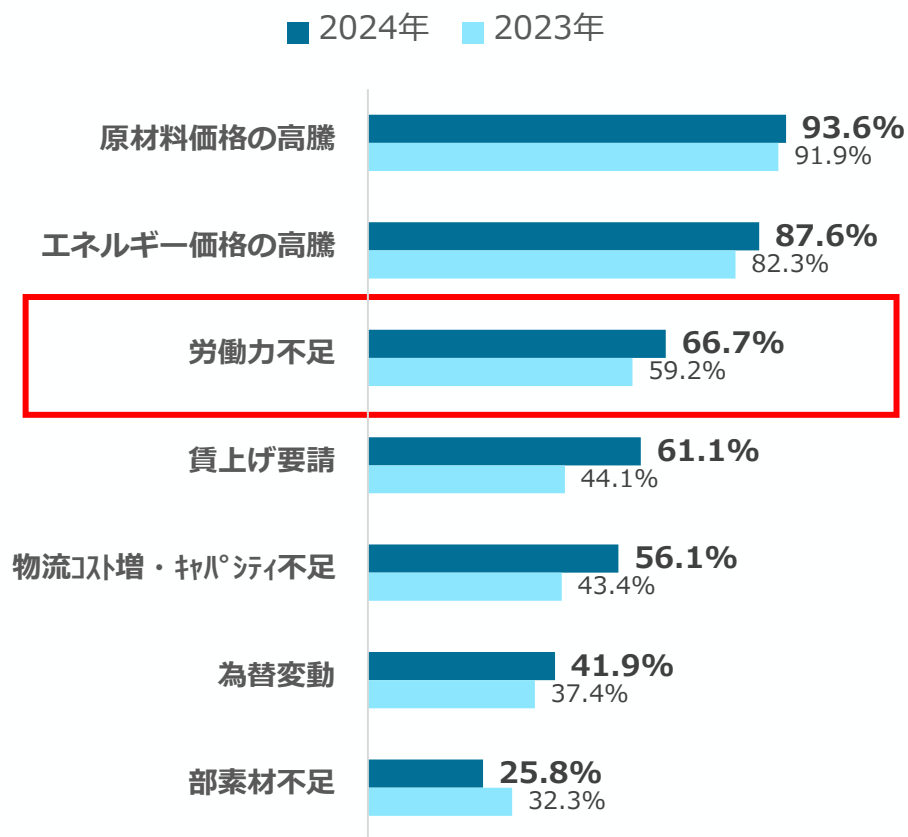
(視点3) 「エコシステム」への支援

- ① 製造AXの推進
- ② **製造基盤を支える人材の育成・確保**
- ③ 技術流出防止のより一層の強化
- ④ 中堅・中小企業を含むサプライチェーンの強靱化

(1) 製造基盤を支える人材等の現状と今後の見通し

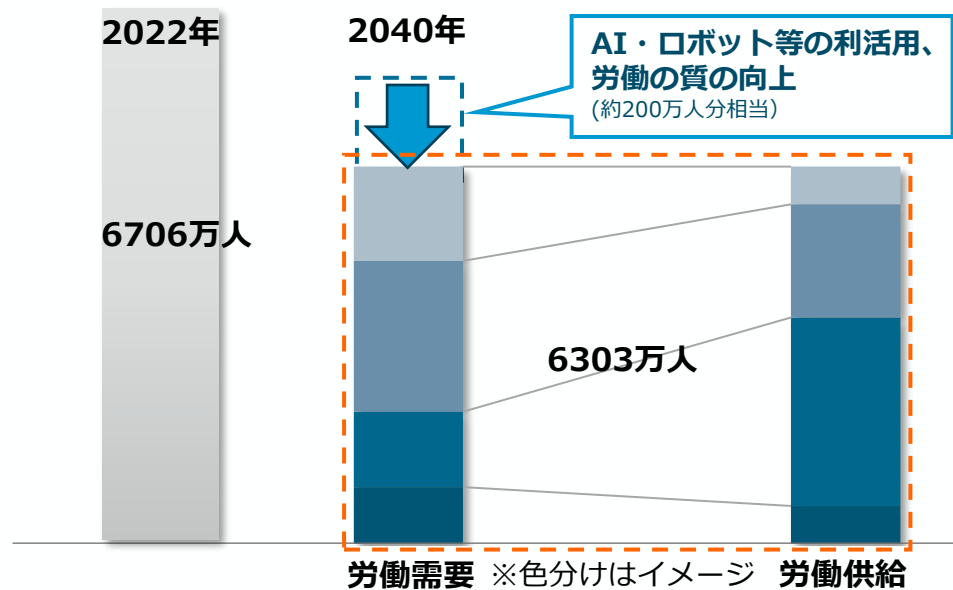
- 事業環境に影響を及ぼす社会情勢の変化として、「労働力不足」を挙げる企業が多い状況。
- また、2040年の就業構造推計では、職種・学歴・地域間で需給ミスマッチが生じ、「AI・ロボット等利活用人材（約340万人）を含む専門職や現場人材（約260万人）等が不足する可能性が指摘。

事業に影響を及ぼす社会情勢の変化



(資料) 経済産業省「ものづくり白書2025」

2040年就業構造推計の概要



職種・学歴間の
ミスマッチ

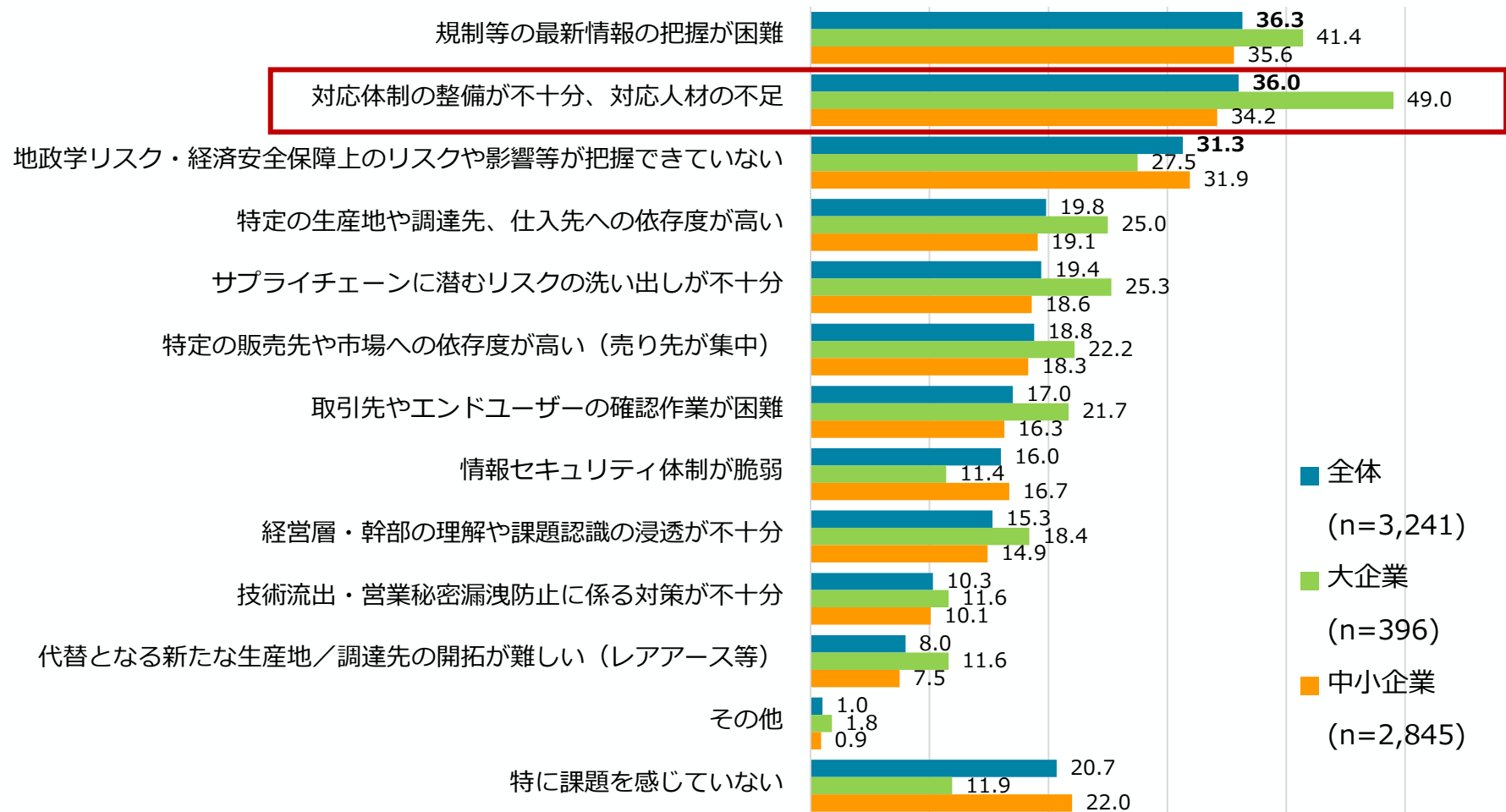
職種別	専門職	うち AI・ロボット等の利活用を担う人材	事務職	現場人材	うち 生産工程従事者
2040年 需給ミスマッチ	-181万人	-339万人	437万人	-260万人	-206万人
学歴別	高卒 (普通科)	高卒 (工業科)	高専卒	大卒・院卒 理系	大卒・院卒 文系
2040年 需給ミスマッチ	32万人	-91万人	-15万人	-124万人	76万人

(資料) 経済産業省「2040年の就業構造推計 (改訂版)」 (第30回産業構造審議会経済産業政策新機軸部会 参考資料2)

(2) 経済安全保障の観点で抱えている課題（企業規模別）

- 経済安保に係る体制・人材面での課題がある企業は多い状況で、大企業ではこの課題を指摘する意見が最も多い。

地政学リスクや経済安全保障の観点で抱えている課題



(資料) JETRO「第24回 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(2026年2月)

【対応の方向性】 製造基盤を支える人材の育成・確保

現状と課題等

- 事業環境に影響を及ぼす社会情勢の変化として、「労働力不足」を挙げる製造事業者が多く、更に増加傾向にあり、差し迫った課題として認識。
- また、2040年の就業構造推計では、2040年に十分な国内投資や産業構造転換が実現する場合、人口減少により就業者数は減少するものの、AI・ロボット等の利活用やリスキリング等により労働需要が効率化され、全体では大きな不足は生じないとされる。一方、職種・学歴等で需給ミスマッチが生じ、AI・ロボット等利活用人材（約340万人）等が不足する可能性が指摘。この際、理系・文系ではなく、AI・ロボットの利活用を前提として、今後必要となる人材を定義することが必要となる。製造基盤強化を図る上では、オペレーションやメンテナンスを担う人材、システム化を担う人材等も重要。
- 地政学リスクや経済安全保障の観点で抱えている課題として、「対応体制の整備が不十分、対応人材の不足」を挙げる企業が多く、大企業ではこの課題を指摘する意見が最も多い。ただし、経済安全保障の対応人材に求められるスキルや経験等は多岐にわたっており、定型的なプログラム等による育成は容易ではない。

対応の方向性

- AI・ロボット人材等については、関係省庁とも連携し、高校・大学等を通じた文理分断からの脱却、大学・高専における産業界と連携した成長分野への学部再編等による理工・デジタル系人材の育成、産業人材の処遇を含めた活躍環境整備が必要。
- 経済安全保障人材については、経済産業省では、地政学や特定の産業、技術等の分野において高い専門性を持つ人材を外部から招聘し、脅威・リスク分析等を実践的に行う行政の現場で受け入れる取組を2025年度から開始しており、継続的な取組が重要。また、「総合的な経済安全保障シンクタンク」において官民の双方から人材を受け入れ、官民の経済インテリジェンス能力を磨き上げることも必要。

<具体的な対応>

- a. 関係省庁と連携の上、高校・大学等を通じた文理分断からの脱却、大学・高専における産業界と連携した成長分野への学部再編等による理工・デジタル系人材の育成や産業人材の処遇を含めた活躍環境整備等を推進
- b. 経済産業省における経済安全保障に係る外部専門人材受入れの継続
- c. 「総合的な経済安全保障シンクタンク」における官民双方からの人材の受入れ

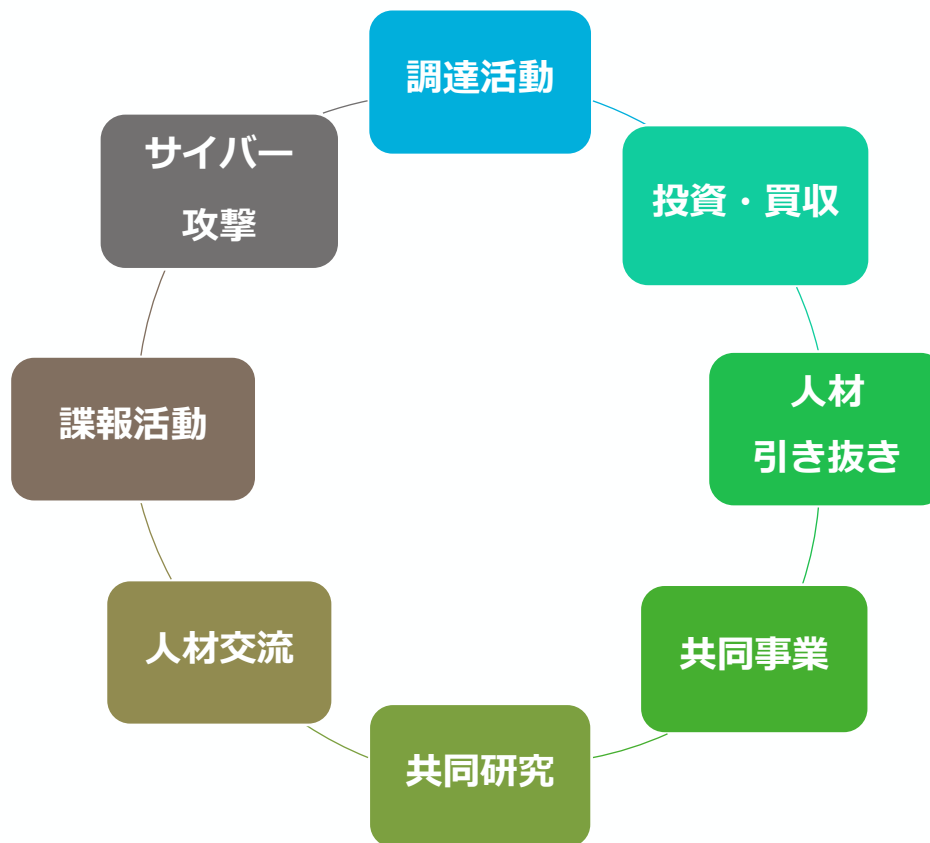
(視点3) 「エコシステム」への支援

- ① 製造AXの推進
- ② 製造基盤を支える人材の育成・確保
- ③ **技術流出防止のより一層の強化**
- ④ 中堅・中小企業を含むサプライチェーンの強靱化

(1) 技術流出を巡る様々なリスク

- 近年、我が国の優位性・不可欠性技術を狙う動きが巧妙化。一層の技術流出防止の取組強化が求められる。
- 一度技術が流出すると、流出のあった企業だけでなく、その技術を利用する企業群全体が競争力を失うことになる。

多様化する技術流出経路（イメージ）

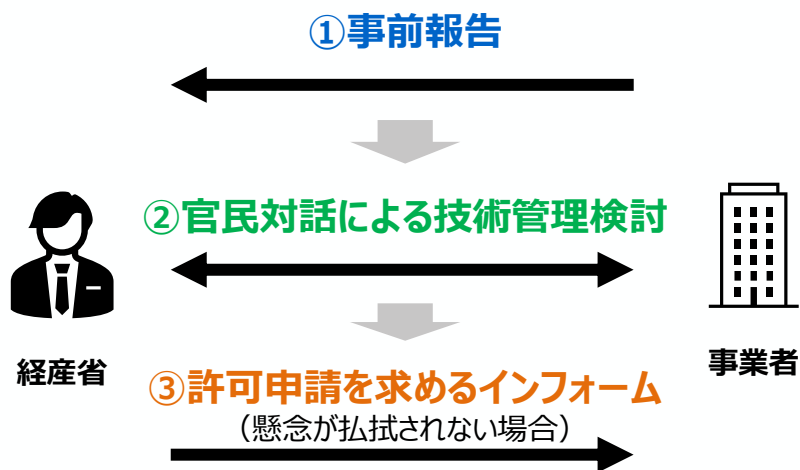


(資料) 公安調査庁「経済安全保障の確保に向けてー技術・データ・製品等の流出防止ー」より作成

(2) 日本における技術流出防止の取組 ①技術管理対話スキーム

- 2024年12月、安全保障の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく事前報告制度「技術管理対話スキーム」を創設。その後も対象技術を順次拡大、官民の確実な対話を推進しているところ。
- 本スキームの目的は、技術移転を止めることではなく、適切な技術管理を徹底すること。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もあるが、原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決を目指すもの。
- 現在の事前報告の対象技術は19であるが、現在、新たに5技術の追加に向け、パブリックコメントを実施中。

技術管理強化のための官民対話スキームの概要



事前報告の対象技術	
①積層セラミックコンデンサ (MLCC)	⑬正負極バインダ
②SAW及びBAWフィルタ	⑭固体電解質
③電解銅箔	⑮セパレータ製造装置
④誘電体フィルム	⑯量子ドット
⑤チタン酸バリウム	⑰TADF材料 (有機EL次世代発光材料)
⑥炭素繊維	⑱位相差フィルム
⑦炭化ケイ素繊維	⑲軟性内視鏡
⑧フォトレジスト	⑳ソルダーレジスト
⑨非鉄金属ターゲット材	㉑GaN基板 (GaN on GaN)
⑩走査型/透過型電子顕微鏡 (SEM/TEM)	㉒永久磁石
⑪磁気センサー	㉓ペロブスカイト太陽電池
⑫スポンジチタン	㉔シンチレータ

(2) 日本における技術流出防止の取組 ②技術流出対策ガイドンス

- 2025年5月に策定した「技術流出対策ガイドンス」について、企業における国内外との共同研究や共同開発・調達時のすり合わせ等の連携を行う場面での技術流出対策に関するニーズが多く聞かれていることを踏まえ、これらの内容を網羅し、さらに、「各章で共通する技術流出対策」、「人を通じた技術流出への対策」等についても、内容を大幅に充実すべく、第2版への改訂を実施（3/5～4/3にパブリックコメントを実施）。
- また、本ガイドンスをより簡潔にまとめた資料として、中小企業やスタートアップ企業向けの「技術流出対策ハンドブック」を策定中。

技術流出対策ガイドンス第2版の目次（予定）

- 第1章 各章で共通する技術流出対策 **（大幅に充実）**
- 第2章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策
- 第3章 人を通じた技術流出への対策 **（大幅に充実）**
- 第4章 共同研究に伴う技術流出への対策 **（新規）**
- 第5章 すり合わせに伴う技術流出への対策 **（新規）**

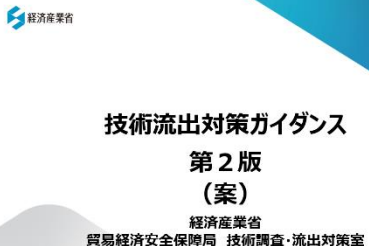
新規に追加されたパートの視点

共同研究を通じた技術流出への対策

- イノベーションの実現のためには、異なる国や組織との共同研究によって、知識・技術の伝搬を促し、企業のイノベーションを推進していくことが重要。
- 経済安全保障上の観点でも、先端技術分野におけるイノベーション力を発揮し、わが国の「技術優位性」を磨き上げ「不可欠性」まで強化することは重要な課題。
- 一方で、共同研究の過程では、企業にとっての「秘密」がある中で、他組織、さらには他国との技術の共有が想定されることから、技術流出リスクが高い行為であると考えられ、そのテーマ・内容、パートナー等に応じた、適切なマネジメントが重要。

すり合わせを通じた技術流出への対策

- 製品の性能や品質を最大化するためには、個々の部品調達に関わる組織間での最適化に向けた相互調整（いわゆる「擦り合わせ」）が極めて重要。伝統的に企業とサプライヤーの緊密な連携によって他国には真似が出来ない品質を生み出してきたわが国製造業の「お家芸」の分野。
- 擦り合わせは、営業秘密を含め、さまざまな技術情報の共有が行われることから、技術流出のリスクが高い。海外拠点も含めて行われていることから、「擦り合わせ」の内容等に応じて適切なリスク軽減措置を組み合わせていくことが必要。



第1章 各章で共通する技術流出対策 2. 重点的に守るべき技術の特定・評価

2. ① 重要技術の位置づけを評価

● 戦略的に自社の技術を育て、効果的に技術流出対策を実施するため、自社に関わる様々な技術の重要性について、経済効果等を踏まえながら、評価を行うことが重要。また、技術の重要性や位置づけは、国内外の技術動向等に随時変化していくことから、評価を定期的に見直すことが重要

● 具体的には、① 自社の競争力の源泉となるコア技術を明確にするとともに、自社の技術が、軍事転用懸念のある安全保障上の重要技術や経済安全保障に際する重要技術に該当するかどうかを評価し、社内での情報管理に反映させていく必要がある

● ② 破壊的技術革新が進む領域に関しては、現在、自社が保有していない技術について、海外との共同研究等も通じ、自社の技術優位性を置きあけながら、同時に防衛策（技術流出対策）を講じていく必要がある。そのため、③ 自社が保有してあらず、獲得したい技術も評価をしていく

対比用の例

● 技術の重要性は変化し、技術分野間での企業間の競争力を維持することが必要である。重要性の再評価は、国内外の技術動向の変化や自社の技術開発の進捗状況等を踏まえ実施

① 競争力の源泉となるコア技術

- 競争力の源泉となるコア技術は、電気的・機械的部品製造プロセス（集積回路、半導体）、化学物質の製造プロセス、材料の製造プロセス、生産プロセスが重要。また、技術の重要性や位置づけは、国内外の技術動向等に随時変化していくことから、評価を定期的に見直すことが重要
- ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

② 経済安全上の重要技術（軍事転用懸念のある技術）

③ 安全保障上の重要技術（軍事転用懸念のある技術）

④ 経済安全保障に際する重要技術

⑤ 破壊的技術革新が進む領域

⑥ 競争力の源泉となるコア技術

⑦ 競争力の源泉となるコア技術

⑧ 競争力の源泉となるコア技術

⑨ 競争力の源泉となるコア技術

⑩ 競争力の源泉となるコア技術

⑪ 競争力の源泉となるコア技術

⑫ 競争力の源泉となるコア技術

⑬ 競争力の源泉となるコア技術

⑭ 競争力の源泉となるコア技術

⑮ 競争力の源泉となるコア技術

⑯ 競争力の源泉となるコア技術

⑰ 競争力の源泉となるコア技術

⑱ 競争力の源泉となるコア技術

⑲ 競争力の源泉となるコア技術

⑳ 競争力の源泉となるコア技術

㉑ 競争力の源泉となるコア技術

㉒ 競争力の源泉となるコア技術

㉓ 競争力の源泉となるコア技術

㉔ 競争力の源泉となるコア技術

㉕ 競争力の源泉となるコア技術

㉖ 競争力の源泉となるコア技術

㉗ 競争力の源泉となるコア技術

㉘ 競争力の源泉となるコア技術

㉙ 競争力の源泉となるコア技術

㉚ 競争力の源泉となるコア技術

㉛ 競争力の源泉となるコア技術

㉜ 競争力の源泉となるコア技術

㉝ 競争力の源泉となるコア技術

㉞ 競争力の源泉となるコア技術

㉟ 競争力の源泉となるコア技術

㊱ 競争力の源泉となるコア技術

㊲ 競争力の源泉となるコア技術

㊳ 競争力の源泉となるコア技術

㊴ 競争力の源泉となるコア技術

㊵ 競争力の源泉となるコア技術

㊶ 競争力の源泉となるコア技術

㊷ 競争力の源泉となるコア技術

㊸ 競争力の源泉となるコア技術

㊹ 競争力の源泉となるコア技術

㊺ 競争力の源泉となるコア技術

㊻ 競争力の源泉となるコア技術

㊼ 競争力の源泉となるコア技術

㊽ 競争力の源泉となるコア技術

㊾ 競争力の源泉となるコア技術

㊿ 競争力の源泉となるコア技術

(2) 日本における技術流出防止の取組 ③経済安保経営ガイドライン

- 2026年1月、経済産業省は、経営層が経済安全保障に関する取組を経営戦略として考え、実行する上での推奨事項をまとめた、**「経済安全保障経営ガイドライン」(第一版)を公表**し、その普及に努めているところ。この中で、**「不可欠性確保の取組」も記載**。

不可欠性確保の取組例 (「経済安全保障経営ガイドライン」(一部抜粋))

- イノベーション創出のためのR&D投資だけでなく、**自社のコア技術等を守る**こと、さらには**取引先・共同研究先の技術情報等の流出防止対策**にも万全を期すことは、**企業価値向上に貢献し得る**ことを認識する
- コアとなる技術等の**特定**や、その潜在的な**流出リスクの洗い出し**、万が一流出した際の**経営への影響度の把握**を通して、技術等の流出対策を講じる
- **買収や資本提携等を通じたノウハウや技術流出リスクなどを踏まえて**、上場の是非を含め事業拡大等のための**資本政策を検討**する
- 技術等の流出対策を、研究開発や生産技術、事業部門等の責任者の問題にとどめず、**経営の問題**として、経営者や経営企画部、人事部や法務部等の間接部門の責任者等も巻き込み、**全社をあげた取組**とする
- **複数の日本企業が同じ分野で日本の産業・技術基盤を支える優位な技術等を有する場合**、その中の1社から他国に技術等が流出すると、将来的に他国に優位性を奪われ、当該技術等を保有する日本企業全体の利益が損なわれる恐れがあることを認識する。その上で、自らが有するコア技術等の位置づけ、情報収集の方法、流出対策の検討等に関し、少しでも悩みや不安を抱える場合、**経済産業省へ相談をし、その相談結果等を踏まえつつ、同じ分野の技術等を持つ他企業との対話を心掛ける**

(3) 基盤技術の流出防止に向けた国際連携の必要性

- 重要製造基盤・技術基盤の弱体化につながる技術流出リスクへの対応は、技術保有国による連携が不可欠。
- 重要技術の獲得を狙う国は、技術保有国に対して技術移転を誘引。技術移転を行った場合、中長期的にはそれによって重要技術が流出し、他国に優位性が奪われるリスクあり。
- その結果、安価に製品が供給されることで、技術移転を行った企業だけでなく、技術保有国全ての製造基盤が損なわれることになる（いわゆる囚人のジレンマ）。
- このため、技術保有国が、重要技術の特定や適切な管理等を連携して行っていくことが重要。

基盤技術の移転による影響（イメージ）

		日本企業	
		技術移転する	技術移転しない
X国企業	技術移転する	中長期的に 両国とも製造基盤が損なわれる	中長期的に 両国とも製造基盤が損なわれる
	技術移転しない	中長期的に 両国とも製造基盤が損なわれる	中長期的に 日本もX国も優位性を確保し、 製造基盤を維持

【対応の方向性】 技術流出防止のより一層の強化

現状と課題等

- 近年、我が国の優位性・不可欠性技術を狙う動きが巧妙化。一度技術が流出すると、流出のあった企業だけでなく、その技術を利用する企業群全体が競争力を失うことになる。
- また、日本が技術管理を徹底したとしても、他国による技術管理が不十分な場合もあるため、国際連携が課題。

対応の方向性

- 「技術管理強化のための官民対話スキーム」、「技術流出対策ガイダンス」、「経済安全保障経営ガイドライン」等の普及を通じた企業の取組の促進を引き続き徹底、充実させていくことが重要。
- また、日本のベストプラクティスの共有や協調管理等を通じて、技術管理に関する同志国連携をより一層推進することも重要。
- 日本国内の日系企業に対する支援だけでなく、多数の海外拠点を有するJETROにおいて、経済安全保障の観点からの在外日系企業への支援を拡充させるべき。
- また、現行の輸出管理レジームだけで十分かどうかについて検討することも必要ではないか。

<具体的な対応>

- a. 「技術管理強化のための官民対話スキーム」や「技術流出対策ガイダンス」等の徹底、充実
- b. 協調管理や日本のベストプラクティスの共有等を通じた、技術管理に関する同志国連携のより一層の推進
- c. JETROにおける在外日系企業への経済安全保障関連支援の拡充

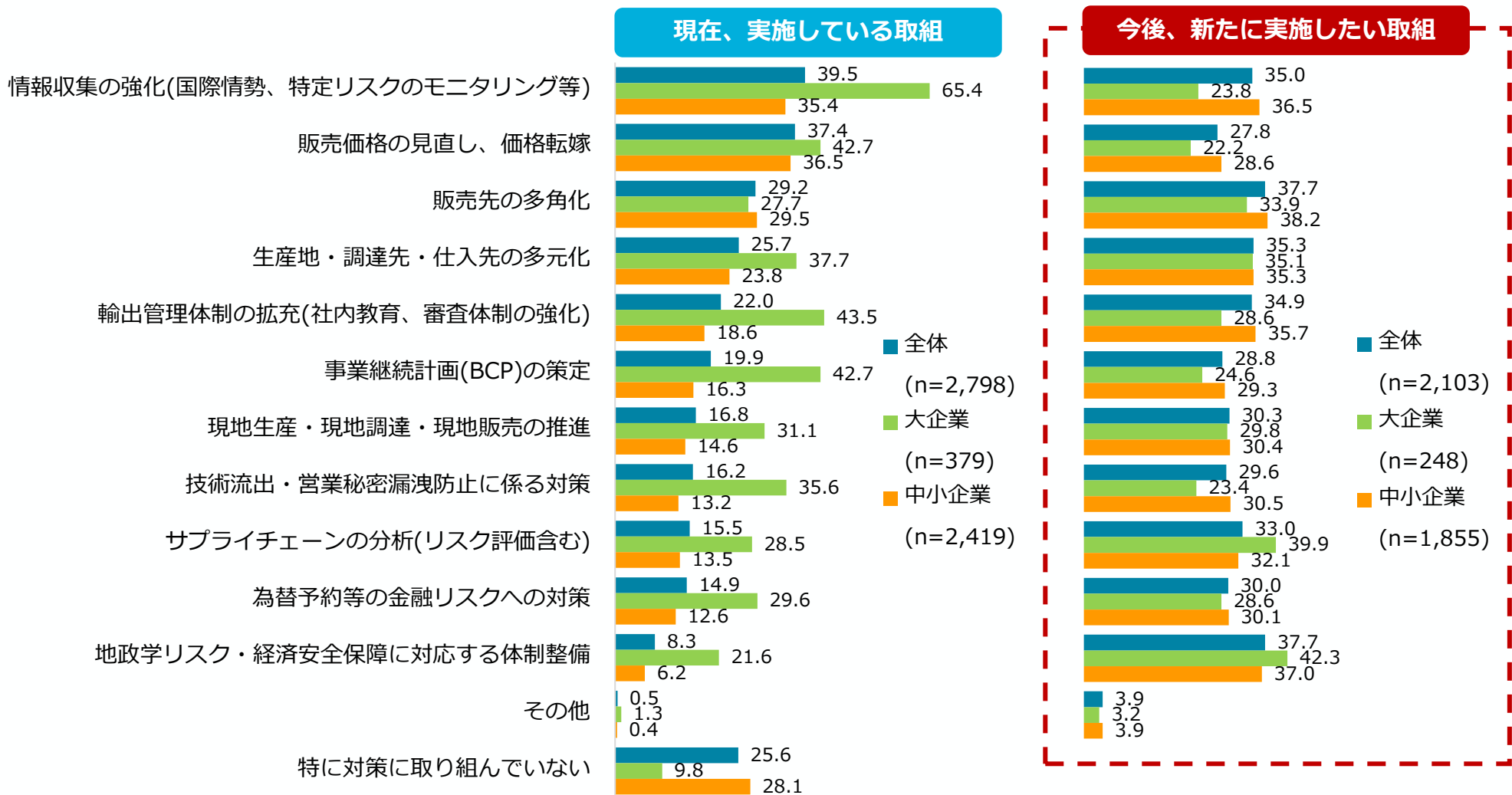
(視点3) 「エコシステム」への支援

- ① 製造AXの推進
- ② 製造基盤を支える人材の育成・確保
- ③ 技術流出防止のより一層の強化
- ④ **中堅・中小企業を含むサプライチェーンの強靱化**

(1) 中小企業における経済安全保障への対応状況

- 中小企業は、大企業に比べて経済安全保障の取組が遅れているものの、今後は対策に取り組みたいとの意向あり。

地政学リスクや経済安全保障への対応状況（企業規模別）



(資料) JETRO「第24回 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(2026年2月)

(2) 中堅・中小企業のネットワーク

- 日本の製造基盤を支えるのは、多種多様な強みを有する中堅・中小企業。
- 2024年9月に施行された改正産業競争力強化法により**中堅企業政策**が本格的に開始されたほか、2025年5月には成長志向の中小企業に向けた支援枠組み「**100億宣言**」の取組が開始。

中堅企業の例

アオイ電子

- 半導体後工程受託製造事業者。
(※) 前工程で作られたウェーハから個別のチップを切り出し、検査やパッケージングを行い、最終製品に仕上げる工程を国内で完結。
- パワー系/車載系及びAI/データセンター向け半導体の量産体制確立のための設備投資として、シャープ三重事業所第1・第2工場を購入し、クリーンルームの増床及び設備増強を実施。



旧シャープ三重事業所
第1・第2工場

フルヤ金属

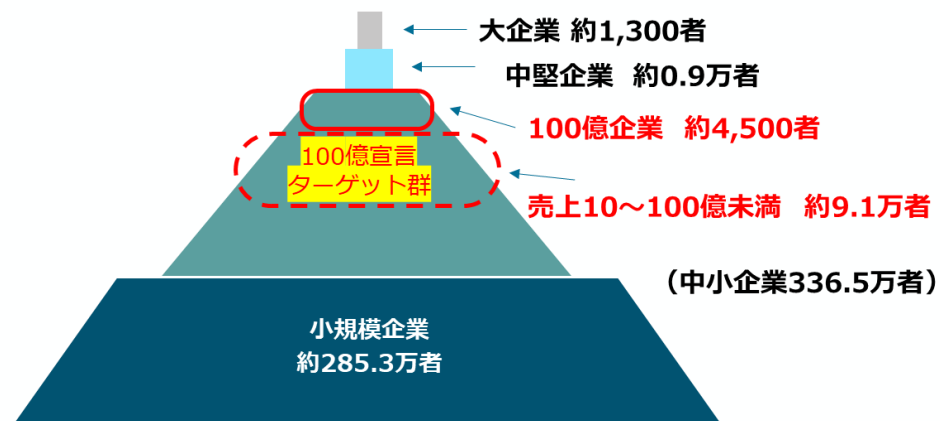
- 希少かつ加工が極めて困難なイリジウムの加工技術を国内で初めて確立した工業用貴金属メーカー（グローバルニッチトップ企業）
- 調達からリサイクルまでの資源循環技術も開発し、希少金属の資源安全保障に貢献。
- スマートフォン向け部品等の製造に使用されるイリジウムるつぼで世界トップシェア（70%）を誇る。



イリジウムるつぼ

100億宣言に関する取組

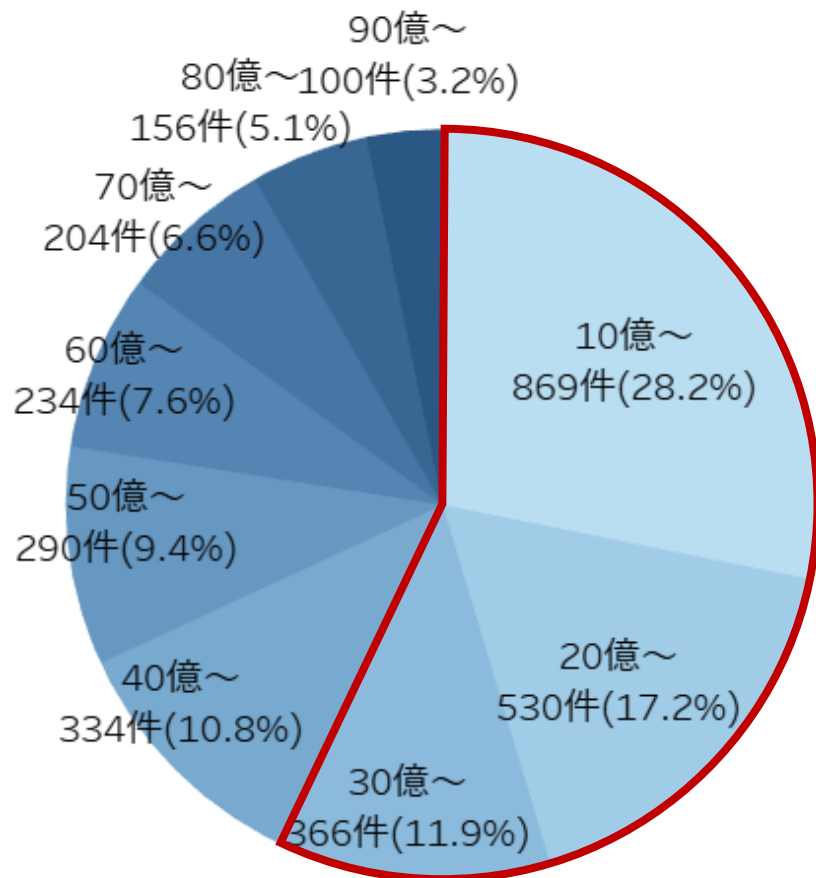
- 2025年5月から、成長志向の中小企業に向けた支援枠組み（「100億宣言」）を開始。
- 売上高100億円を目指す中小企業が、**ビジョンや実現に向けた取組（成長投資や賃上げ等）を表明**。現在約3,000社が表明。
- 2025年10月からは、100億宣言を行った成長志向型の経営者が集い、業種や地域を越えて、経験を共有する場（「**経営者ネットワーク**」）も開始。



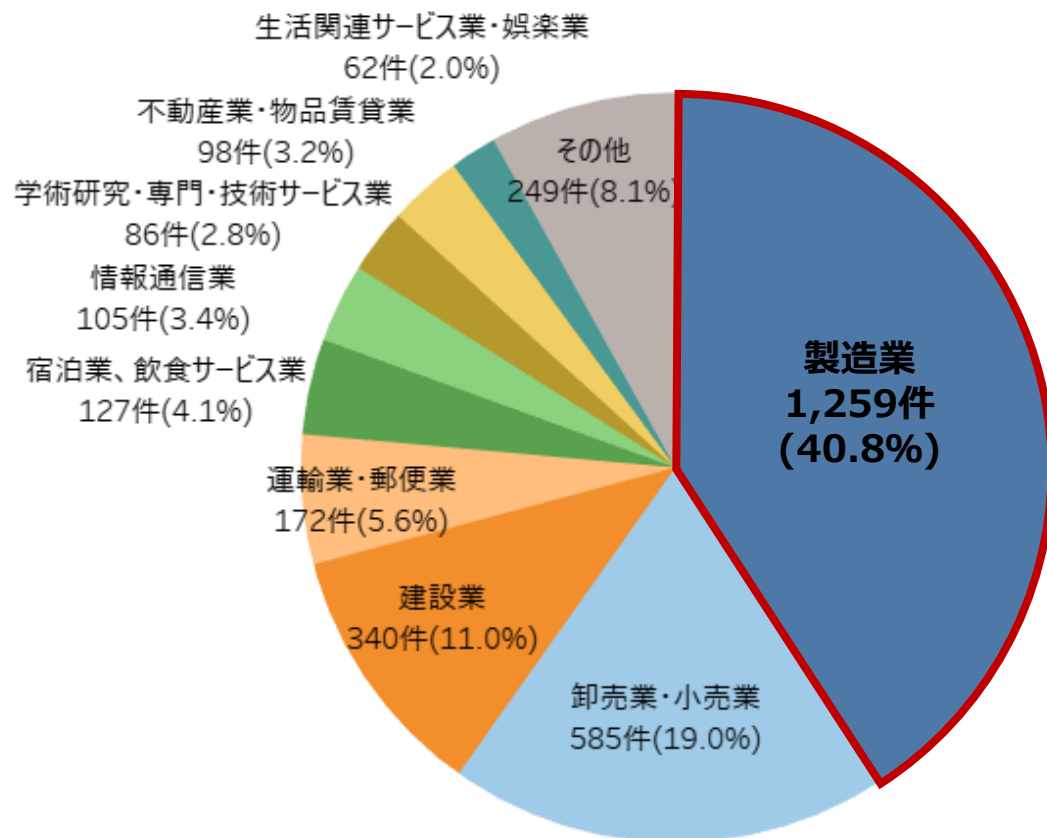
(参考) 100億宣言の状況 (売上高別・業種別)

- 100億宣言企業の内、売上高別では40億円未満が約6割、業種別では製造業が約4割を占める（全3,083件）。

売上高別 宣言数



業種別 宣言数



【対応の方向性】 中堅・中小企業を含むサプライチェーンの強靱化

現状と課題等

- 日本の製造基盤を支えるのは、多種多様な強みを有する中堅・中小企業。しかしながら、経済安全保障以外にも様々な課題に日々直面している中堅・中小企業は、**「規制等の最新情報の把握が困難」「対応体制の整備が不十分、対応人材の不足」「地政学リスク・経済安全保障上のリスクや影響等が把握できていない」等の地政学リスクや経済安全保障の観点からも課題**を抱えており、総じて大企業に比べて経済安全保障の取組が遅れている。
- 一方、**「今後は対策に取り組みたいとの意向もある」**ことから、適切なサポートさえあれば、中堅・中小企業においても経済安全保障の取組を推進することは十分に可能。

対応の方向性

- 現在、優れた技術等を有する中堅・中小企業を見える化し、中堅・中小企業とのコミュニケーションを充実させ、必要な支援を集中的に行う仕組みが構築されつつある。例えば2024年9月に施行された改正産業競争力強化法により**「中堅企業政策」**が本格的に開始。
- また、中小企業庁は、成長志向の中小企業に向けた支援枠組みとして、**「100億宣言」の取組**を2025年5月から開始。具体的には、売上高100億円を目指す中小企業が、ビジョンや実現に向けた取組（例、成長投資、賃上げ等）を表明するもので、2026年3月31日現在で約3,000社が100億宣言を実施。また、2025年10月からは、100億宣言を行った成長志向型の経営者が集い、業種や地域を越えて、経験を共有する場として、**「経営者ネットワーク」の取組**も開始。
- 中堅・中小企業に対する取組を強化するため、まずはこうした**「中堅企業や成長志向の中小企業を対象に、中堅等大規模成長投資補助金や成長加速化補助金等における加点措置等」**も活用しつつ、経済安全保障上必要な**「産業促進措置」**を講じるべき。また、**「100億宣言のネットワーク等も活用しつつ、技術管理等について緊密なコミュニケーションを進めることが必要」**。
- その他、新事業進出促進や経営改善・事業再生に係る支援も引き続き進める。

<具体的な対応>

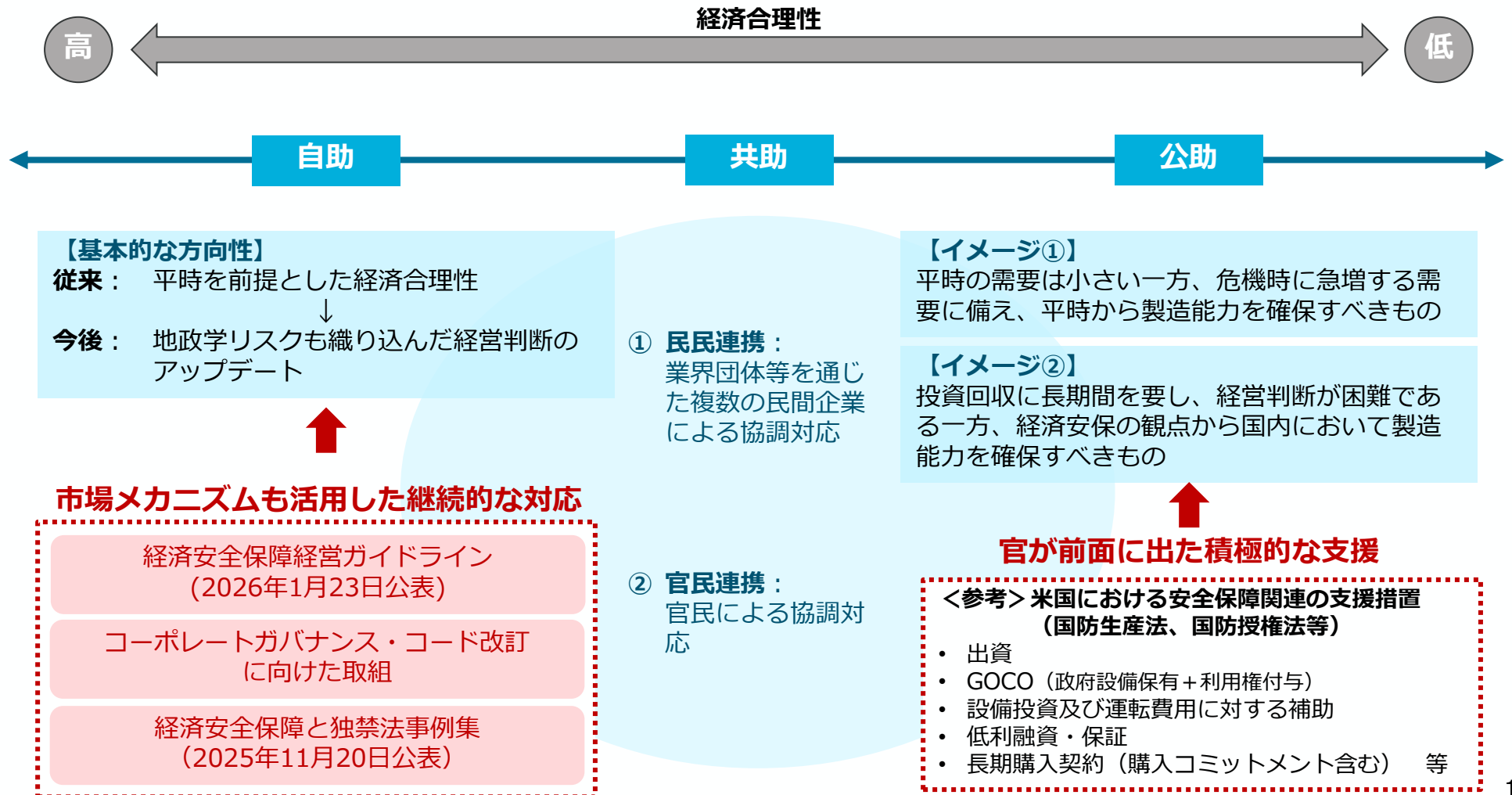
- a. 中堅企業や成長志向の中小企業に対する、中堅等大規模成長投資補助金や成長加速化補助金等における加点措置の活用等を通じた支援
- b. 100億宣言のネットワーク等を活用した技術管理等に関するコミュニケーションの充実

(視点4) 「自助」「共助」「公助」のバランス

官民のバランスのとれた負担のあり方

- 民の対応が極めて困難な領域について、諸外国の事例も踏まえ、各支援措置の長所・短所等を比較しつつ、国による更なる支援のあり方について検討を行うべき。

官民の負担のあり方（イメージ）



官民のバランスのとれた負担のあり方（続）

- 民の側も、従来の経済合理性を見直し、地政学リスクも織り込んだ新たな経営が必要。
- これまで「経済安全保障経営ガイドライン」や「経済安全保障と独禁法事例集」を策定したほか、経済安全保障の観点をコーポレートガバナンス・コードに反映すべく検討中。
- 具体的な事例に基づく情報提供を含めてこうした取組を引き続き拡充するとともに、市場メカニズムも活用しながら企業の行動変容を促すべき。

経済安全保障経営ガイドライン (2026年1月23日公表)

経営層向けに地政学リスクが高まる時代における経済安保の取組を経営戦略として実行する上での推奨事項としてまとめたもの。

経営者が認識すべき原則

1. 自社ビジネスを正確に把握し、リスクシナリオを策定する
2. 経済安全保障への対応を単なるコストではなく、投資と捉える
3. マルチステークホルダーとの対話を欠かさない

個別領域における取組の方向性

- ① 自律性確保の取組
- ② 不可欠性確保の取組
- ③ 経済安全保障対応におけるガバナンス強化

活用例（イメージ）

1. 経営層のマインドセット
2. 社内のタテ連携、ヨコ連携
3. 調達先、供給先との対話
4. 株主、投資家等との対話
5. 業界団体等での活用

コーポレートガバナンス・コード改訂に向けた取組

金融庁有識者会議で改訂（案）を審議中

【原則4-4. 取締役会の役割・責務Ⅲ：経営陣・取締役に対する実効的な監督②】
取締役会は、内部統制や全社的リスク管理体制を適切に整備すべきである。

解釈指針

内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保により持続的に信頼を維持し、リスクを最小化するために重要であるのみならず、経営陣が果敢にリスクテイクを行うための裏付けとなり得るものであるから、取締役会は、グループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築するとともに、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。サイバーセキュリティリスク、国際的な経済安全保障を巡る環境変化等の地政学的要因によるサプライチェーン途絶リスク及び技術等の情報流出リスクへの対応等も、収益機会にもつながり得るものとして、リスク管理体制を整備する際の考慮事項に含まれ得るとともに、そうしたリスクへの対応等が適切に行われるべきである。

（資料）金融庁「第3回コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議（令和7年度）資料」（2026年4月）

経済安全保障と独禁法事例集 (2025年11月20日公表)

公取委・経産省・国交省が公表。経産省・国交省が提示した経済安保の観点から実施する行為（15事例）について公取委が独禁法上の考え方を示したもの。

流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換

日本が優位性を持つ技術について、国内メーカー間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、当該技術分野における海外流出を防ぐべき技術の範囲に関して情報交換を行う事例。

重要原材料の調達に関する情報交換・共同調達

事業に不可欠な重要原材料について、（1）国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより国内メーカーの調達途絶が顕在化した場合又はその蓋然性が高いと政府が認め企業に情報提供した場合／（2）平時から国内メーカーが調達途絶リスクに備える必要がある場合に、国内メーカー間で当該原材料の代替調達先や調達品のスペック等に関する情報交換及び共同調達を検討・実施する事例。

国内で寡占的な複数事業者の統合・合併

グローバル市場における競争に晒される中、国内企業個社では、生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内で寡占状態にあるA社とB社が統合・合併する事例。

(参考) Whitney Geostrategic Risk Ratings (GRR)

- 米Whitney社は、投資家やリスクマネージャー等向けに、ポートフォリオ全体や個別企業レベルの両面で、地政学的イベントによる潜在的な経済的影響の大きさを評価（「Geostrategic Risk Ratings (GRR)」）。
- 具体的には、公開情報に基づき、経済制裁、国家産業政策、国家規制、競争に関する行動等を総合的に評価。

GRRのアウトプットとユースケース

1. GRRの低スコア要素を強調した、企業別のプロフィールレポート



2. セクター別のポートフォリオ内訳および比較分析



3. 個々の企業をポートフォリオ全体と比較した分析により、外れ値や高リスク企業を特定



4. 企業スコアを企業群の指数及び指数構築用のGRRスクリーニングと比較



①投資分析

企業の事業見通しを総合的に評価する際の支援



②ポートフォリオ運用

地政学リスクへのエクスポージャーを抑え、アルファ創出とポートフォリオ全体のボラティリティを低減



③投資リスク管理

地政学リスクへのエクスポージャーを制限するためのガイドラインを設定



④エンタープライズ・リスク管理

重大な地政学イベントを、既存のリスク分析ツールに組み込み、各イベントに対するエクスポージャーを定量化



④ESG分析・報告

既存のESGモデルに統合し、ガバナンス評価の強化や、ESG実績の乏しい国へのエクスポージャーの把握を実現



⑤サプライチェーン・リスク管理

地政学的行動によって生じるサプライヤー等への潜在的な混乱を見える化

おわりに

- 我が国企業を取り巻く国際環境は大きな転換期にある。冷戦終結以降の効率重視で自由な経済活動が進展したグローバル化の時代から、地政学リスクを踏まえた対応が求められる時代になっている。また、半導体、AI、量子といった先端技術の急速な発展とそれらを巡る大国間の競争の激化の中で、否応なく経済分野における国家の政策動向を意識せざるを得ない時代に移りつつある。
- 地政学的緊張やそれに伴う不確実性は高まり続け、終わりが見通せない状況である。足下のイランを巡る情勢でも、我が国の石油需給全般について、代替調達をはじめとしてサプライチェーン確保に向けてあらゆる対応が検討、実施されている。
- こうした現在進行中の事象の影響の分析や対策の検討を含めて、今後も不断の情勢分析や対応策の検討が行われるべきである。

(参考) 地政学リスクを踏まえた製造基盤強化等に関する検討会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

【座長】

神保 謙 慶應義塾大学 総合政策学部 教授
／公益財団法人国際文化会館 常務理事 兼 APIプレジデント

【委員】

伊東 貴博 (株)デンソー 生産革新センター 工機部 部長

石見 賢蔵 一般社団法人電子情報技術産業協会 経済安全保障リスク分析検討会対応TF主査
／日本電気(株) 経済安全保障統括室長

上野 一英 TMI総合法律事務所 弁護士

川口 貴久 東京海上ディーアール(株) ビジネスリスク本部 兼 経営企画部主席研究員 マネージャー

久保田 由美恵 (株)安川電機 技術開発本部 AIロボティクス統括部部長

佐橋 亮 東京大学 東洋文化研究所 教授

高島 大浩 日本貿易振興機構(JETRO) 理事

土屋 貴裕 京都外国語大学 共通教育機構 教授

戸堂 康之 独立行政法人経済産業研究所(RIETI) ファカルティフェロー／プログラムディレクター
／早稲田大学 政治経済学術院経済学研究科 教授

本間 圭祐 一般社団法人日本自動車工業会 サプライチェーン委員会調達部会長
／トヨタ自動車(株) 調達本部 サプライチェーン戦略部長

松田 康博 東京大学 東洋文化研究所 教授

松永 和久 三井化学(株) 経営企画部 事業戦略グループリーダー

(参考) オブザーバー、事務局

【オブザーバー】

- 内閣官房 国家安全保障局
- 内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付
- 経済産業省 経済産業政策局 産業構造課
- 経済産業省 経済産業政策局 産業人材課
- 経済産業省 通商政策局 通商戦略課
- 経済産業省 製造産業局 総務課
- 経済産業省 製造産業局 素材産業課
- 経済産業省 製造産業局 産業機械課
- 経済産業省 イノベーション・環境局 資源循環経済課
- 経済産業省 商務情報政策局 総務課
- 中小企業庁 経営支援部 経営支援課

【事務局】

- 経済産業省 貿易経済安全保障局
(情報調査室)